



## 文化財指定庭園保護協議会

目次	2 令和5年度(第60回)総会議題
1 令和4年度(第59回)総会開催報告 …… 1	(1) 令和4年度 会務報告 …… 68
(1) 開会挨拶 …… 3	(2) 令和4年度 会計報告 …… 69
(2) 主催者挨拶 …… 4	(3) 令和4年度 会計監査報告 …… 70
(3) 開催地挨拶 …… 5	(4) 令和5年度 予算案 …… 71
(4) 来賓挨拶 …… 7	(5) 令和5年度 事業計画案 …… 72
(5) 議事録 …… 9	3 文庭協紀行 …… 73
(6) 次回開催地挨拶 …… 11	4 総会開催地一覧 …… 77
(7) 講演会	5 会員近況 …… 79
①文化財庭園をめぐる近年の動向 …… 12	6 文化財指定庭園保護協議会会則、運営委員会規則 89
②大石武学流庭園について …… 42	7 理事会名簿 …… 93
(8) 閉会挨拶 …… 64	8 会員及び賛助会員名簿 …… 94



国指定 名勝 瑞楽園

令和四年度（第59回）総会開催報告

課長代理（事業普及担当）

久世和宏

監事 仙巖園（附）花倉御飯屋庭園

令和四年六月二十三日（木）、二十四日（金）、青森県弘前市において、第五十九回総会を開催しました。

開会挨拶（事務局）

東京都建設局公園計画担当部長

根来千秋

- ④令和四年度 予算案
- ⑤令和四年度 事業計画案
- ⑥新規加入会員報告
- ⑦その他

第一日目は、アートホテル弘前シティを会場として、理事会、総会及び講演会を開催し、翌日は瑞楽園、須藤氏庭園、成田氏庭園、丹藤氏庭園、對馬氏庭園、揚亀園を視察しました。

主催者挨拶

文化財指定庭園保護協議会

会長

亀山 章

文化庁への要望案  
繰越金活用方法

開催地挨拶

青森県弘前市長

櫻田 宏

次回開催地挨拶

公益財団法人三溪園保勝会 副園長・理事

村田和義

(一) 理事会

日 時 令和四年六月二十三日（木）

十一時〇〇分～十一時三十分

審議事項 総会提出案件（総会議事参照）

開催地挨拶

青森県教育委員会教育長

和嶋延寿

(三) 講演会

日 時 令和四年六月二十三日（木）

十五時三十五分～十七時十分

(二) 総会

日 時 令和四年六月二十三日（木）

十四時〇〇分～十五時二十五分

出席会員 五十九会員

（他に委任状五十会員）合計百九会員

令和四年総会日現在会員数 百四十二会員

（正会員百十四会員 賛助会員二十八会員）

議 事

議長 文化財指定庭園保護協議会

会長

亀山 章

閉会挨拶

文化財指定庭園保護協議会副会長

毛越寺庭園

藤里明久

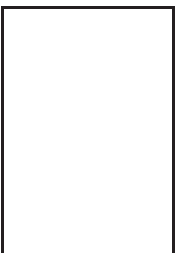
司会（事務局）  
東京都建設局公園緑地部管理課

- ①令和三年度 会務報告
- ②令和三年度 会計報告
- ③令和三年度 会計監査報告

第59回文化財指定庭園保護協議会 総会 座席表

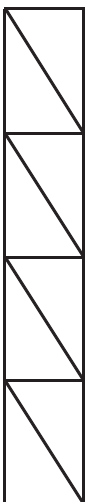
アートルホテル弘前シティ

東京都建設局 田中 功	東京都建設局 根来 千秋	三溪園副園長 村田 和義	文化庁主任文 化調査官 平澤 毅
----------------	-----------------	-----------------	------------------------

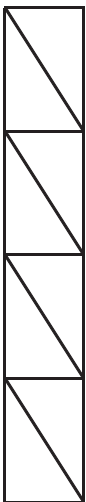


会長 亀山 章	弘前市副市長 出崎 和夫	弘前市教育委 員会教育部長 成田 正彦	青森県教育委 員会教育長 和嶋 延寿	青森県教育委員 会文化財保護課長 稲葉 克徳
------------	-----------------	---------------------------	--------------------------	------------------------------

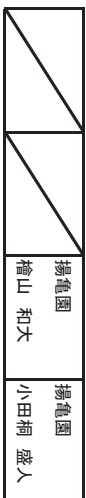
司会 東京都建設局 久世 和宏
-----------------------



六義園 松本 大吾	小石川後樂園 田島 弘之	西山御殿跡 (西山荘) 徳川 斉正	借楽園 大山 英輔
--------------	-----------------	-------------------------	--------------



借楽園 伊能 正人	借楽園 安達 尚伯	金澤松平氏 庭園御茶園 横山 一郎	毛越寺庭園 藤里 明久
--------------	--------------	-------------------------	----------------



旧秋田藩主佐 竹氏別邸庭園 丸の内 げん太	旧秋田藩主佐 竹氏別邸庭園 丸野内 胡桃	旧池田氏庭園 今野 洋樹	旧池田氏庭園 池田 泰久
-----------------------------	----------------------------	-----------------	-----------------

旧浜離宮庭園 渡利 綾香	旧芝離宮庭園 角田 裕司	向島百花園 市川 清実	旧古河氏庭園 兵頭 信二
-----------------	-----------------	----------------	-----------------

旧古河氏庭園 有働 沙也佳	殿ヶ谷戸庭園 亀井 智彦	殿ヶ谷戸庭園 岩田 知美	殿ヶ谷戸庭園 小森 康弘
------------------	-----------------	-----------------	-----------------

殿ヶ谷戸庭園 津高 亮太	瑞泉寺庭園 大下 一真	瑞泉寺庭園 大下 周道	円覚寺庭園 原本 咲子
-----------------	----------------	----------------	----------------

諸戸氏庭園 諸戸 公子	旧龍性院庭園 市澤泰峰	名古屋城二之 丸庭園 和泉 涼子	名古屋城二之 丸庭園 花木 ゆき乃
----------------	----------------	------------------------	-------------------------

臨濟寺庭園 若色 優太	龍潭寺庭園 武藤 宗甫	江馬氏館跡 庭園 大下 永	永保寺庭園 田中 晴久
----------------	----------------	---------------------	----------------

兼六園 森 朋子	兼六園 押野 朗	旧新築田藩 下屋敷庭園 佐藤 隆男	神仙郷 大津 正幹
-------------	-------------	-------------------------	--------------

諸戸氏庭園 野呂 明穂	光浄院庭園 福家 俊孝	善法院庭園 福家 俊彦	善法院庭園 福家 博子
----------------	----------------	----------------	----------------

妙心寺庭園 津田 尊彦	本願寺大書院 庭園 工藤 小枝	涉成園(真本願 寺) 藤宗 智秋	涉成園(真本願 寺) 高月 都志輝
----------------	-----------------------	------------------------	-------------------------

旧大乗院庭園 根岸 悠子	依水園 田代 佳子	奈良公園 奥田 篤	粉河寺庭園 逸木 盛俊
-----------------	--------------	--------------	----------------

石垣氏庭園 石垣 長敏	仙巖園(附)花 倉御使庭園 長野 信弘	仙巖園(附)花 倉御使庭園 浜崎 倫光	縮景園 小別所 智昭
----------------	---------------------------	---------------------------	---------------

縮景園 梅田 雅幸	縮景園 平野 敦啓	岡山後樂園 中藤 祝夫	財間氏庭園 財間 至宏
--------------	--------------	----------------	----------------

岡崎氏庭園 岡崎 陽一	旧堀氏庭園 山本 博之	観音院庭園 中村 ちあき	観音院庭園 中村 満直
----------------	----------------	-----------------	----------------

石垣氏庭園 石垣 美記子	高橋 裕一	(公財)東京都 公園協会 松浦 いつみ	(公財)東京都 公園協会 なつ希 中山
-----------------	-------	---------------------------	---------------------------

(公財)東京都 公園協会 北村 葉子	(一社)日本 庭園協会 高橋 康夫	(一社)日本 庭園協会 加藤 精一	(一社)日本 庭園協会 廣瀬 慶寛
--------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------

(一社)日本 庭園協会 小沼 康子	佛富士見園 木下 照信	淨智寺 朝比奈 恵温	淨智寺 松中 徹
-------------------------	----------------	---------------	-------------

興文化教育保護課主幹 ※随伴	興教育長秘書 ※随伴		正善院庭園 生田 昭夫
-------------------	---------------	--	----------------

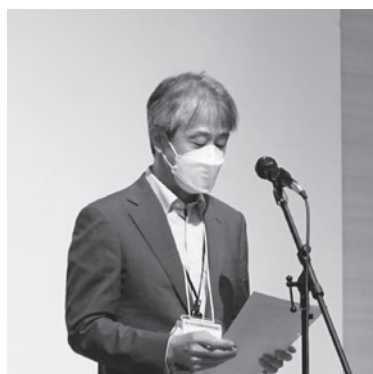
正善院庭園 鈴置 光深	柳環苑事業計 画研究所 吉村 龍二	権彌加藤 造園㈱ 太田 絢子	柳中根庭園研 究所 中根 行宏
----------------	-------------------------	----------------------	-----------------------

花豊造園㈱ 山田 拓広	中村石材 工業㈱ 一山 隆昌	㈱工工才一 西村 陽一	㈱庭勇 小池 高寛
----------------	----------------------	----------------	--------------

第59回 文化財指定庭園保護協議会総会  
開会挨拶

東京都建設局公園計画担当部長

根来 千秋



開会挨拶  
東京都建設局（事務局）  
公園計画担当部長 根来 千秋

当協議会事務局を務めます 東京都建設局公園計画担当部長の根来でございます。第五九回文化財指定庭園保護協議会 総会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

まず、全国各地からお集まりいただきました会員の皆様と、本総会開催に多大なご尽力をいただきました弘前市、瑞楽園、須藤氏庭園、成田氏庭園、揚亀園、丹藤氏庭園、對馬氏庭園の皆様、事務局を代表して厚く御礼申し上げます。

また、本日も来賓としてご出席いただきありがとうございます文化庁文化財第二課 平澤 毅主任文化財調査官様には、日頃から当協議会の

運営につきましてひとかたならぬご指導を賜り、心から感謝を申し上げます。

昨年度と一昨年度は、皆様が集まっただけの総会を開催することができませんでした。今年度は、三年ぶりの開催となり、期間が空いたにもかかわらず、こうして全国から多くの会員の皆様にご参加いただき、当協議会の意義を改めて実感しております。

全国各地には、本日お集まりの皆様の日々のご努力により、現在まで受け継がれてきた数多くの文化財庭園がございます。これらの庭園は、歴史的に大切な資産であるとともに、都市に残された貴重な緑の空間として、また、多くの方々を訪れる文化的観光拠点として、その価値は絶大なるものがあります。しかし、ここ

二年余りの間は、コロナ禍という、これまで経験したことのない困難な状況が続きました。皆様も、試行錯誤しながら、様々な工夫を凝らして、庭園の維持管理や運営を行ってこられたことと存じます。東京都でも、所管する文化財庭園を休園せざるを得ない時期がございました。しかし、こうした中においても、ドローン

を活用した動画を撮影し、インターネット上で公開するなど、文化財庭園の魅力に努めてまいりました。また、事前予約制やキャットシユレス決済システム、園内滞留人数の把握シ

ステムを導入するなどし、ご来園いただく皆様に安全に、そして安心して鑑賞いただけるよう、取組を進めてまいりました。

また、修復や復元等に関しても、リモートでの会議等、制約はありますが、各庭園の「保存活用計画」を策定し、計画的に取り組んでいるところでございます。直近では、小石川後楽園において、戦災で焼失した庭園の正式な門である「唐門」の復元が令和二年十二月に完成しました。この唐門の復元については、今回の会報誌においてもご紹介させていただいておりますので、のちほどご覧いただければと思います。

私どもの最近の取組を、僭越ながら紹介させていただきますましたが、本総会は、全国各地の文化財庭園の所有者や管理者が一同に会する場であり、様々な問題や皆さまの取組についてお互いの意見を交換できる貴重な機会でございます。是非ともこの協議会を活発な討議と情報交換の場としてお使いいただければ幸いです。

結びに、当協議会と会員の皆様の更なる発展と、本日もご出席の皆様の益々のご健勝を祈念申し上げます、事務局を代表して開会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

主催者挨拶

文化財指定庭園保護協議会 会長

亀山 章

第五九回文化財指定庭園保護協議会総会にあたり、ひとことご挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、全国各地からこれだけ多くの会員の皆様にお集まりいただきましたこと、心より御礼申し上げます。

皆様とお会いできるのは、名古屋市で開催して以来三年ぶりとなります。

新型コロナウイルスによる影響は、まだまだ予断を許さないわけではありますが、ひとまず、感染対策を行いながら、こうした総会を開催できる状況になりました。

お忙しい中、私どもの総会開催をお引き受



主催者挨拶  
文化財指定庭園保護協議会 会長  
亀山 章

けくございました。弘前市の皆様には、中止となった令和二年や令和三年、そして今回の総会を含め、様々な準備をしていただきました。

主催庭園の瑞楽園様、視察地としてご協力をいただき、須藤氏庭園、成田氏庭園、揚亀園、對馬氏庭園の皆様、その他多くのご関係の皆様にご関係の皆様、その他多くのご関係の皆様にご関係の皆様にお借りして深く感謝を申し上げます。

また、本日はご来賓として、文化庁から、主任文化財調査官の平澤毅様においでいただきました。誠にありがとうございます。

本日の総会でございますが、議事並びに報告事項について、後ほど、事務局からご説明申し上げますのでご審議のほどをよろしくお願い致します。

総会の後は、講演会を予定してございます。

本日は、二人の方をお願いを申し上げます。平澤毅様に「文化財庭園をめぐる近年の動向」についてのお話しを頂戴し、次に、弘前文化財保存技術協会代表理事の今井三夫様に「大石武学流庭園について」と題してお話をお伺いしたいと思います。

なお、会報誌には、皆様からのお声が事務局へたくさん寄せられております。今回は、

コロナ禍において、ご苦労されながら様々な工夫を凝らして庭園の運営をされている様子が大変よく伝わってまいりました。後ほど会報をご覧いただきたいと思います。

また、この後の会議、講演会並びに懇親会におきましても活発な意見交換、情報交換がなされることを期待しております。このような活き活きとした協議会の動きを皆様方とともに支えてまいりたいと思っております、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日本日になりました皆様の庭園が、宝として末永く保護され、利活用されていくとともに、皆様のご健勝をお祈りしたいと思います。

最後でございますが、重ねて、地元弘前市の皆様には大変なご協力をいただきましたことを御礼申し上げます。どうもありがとうございます。

## 開催地挨拶

青森県弘前市長 櫻田 宏

(代読弘前市副市長) 出崎 和夫

第五十九回文化財指定庭園保護協議会総会の開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。本日は、お忙しい中、全国から多くの皆様にお集まりいただき、当弘前市において盛大に開催されますことは、誠に喜ばしく心から歓迎を申し上げます。

また、本協議会におかれましては、文化財庭園の普及及び保存活用を図るため、永年にわたってご尽力されておりますことに深く敬意を表する次第であります。

当市は、江戸時代、弘前藩の城下町として津軽地方の政治・経済・文化の中心都市として形成されました。その中心に所在する史跡



開催地挨拶  
弘前市副市長 出崎 和夫

弘前城跡は、本丸、二の丸など六つの曲輪や三重の濠、土塁、石垣が残るとともに、国の重要文化財に指定された天守をはじめ櫓や城門が今日まで良好に維持されております。

さらに、弘前城には五十二品種・約二千六百本の桜が植栽され、日本を代表する桜の名所として、春には、当市最大のまつりであります「弘前さくらまつり」も開催されております。

また、当市には、昨年、世界文化遺産に登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産である縄文時代晩期の環状列石を有する大森勝山遺跡があり、また、明治の洋風建築や日本近代建築の巨匠・前川國男が設計した作品が所在するなど、長い歴史と数多くの文化財を有しております。

文化財庭園につきましては、津軽地方特有の庭園様式である大石武学流庭園を代表する「瑞楽園」をはじめ、令和二年三月に新たに指定された成田氏庭園、對馬氏庭園、須藤氏庭園の四件の国指定の名勝のほか、国の登録記念物が三件所在しております。

明日の現地見学会では、この四件の国指定の名勝のほか、本協議会の会員でもある国の登録記念物「揚亀園」及び「丹藤氏庭園」を現地でご覧いただくこととなっておりますの

で、大石武学流庭園の特徴である大振りの自然石をそのまま使用する築庭技法や独特の空間構成などについて、ご覧いただきたいと存じます。

結びに、本協議会のますますのご発展と、本日ご参会の皆様の一層のご活躍とご健勝を祈念申し上げます。挨拶といたします。

開催地挨拶

青森県教育委員会 教育長 和嶋 延寿

第五九回文化財指定庭園保護協議会総会の開催にあたり、御挨拶申し上げます。

本総会が、ここ弘前市の瑞楽園を主催庭園として、このように盛大に開催されますことお喜び申し上げます。また、全国各地からお越しの皆様、ようこそ青森県へおいでいただきました。心より歓迎いたします。

さて、本州最北端に位置する青森県は、東に太平洋、西に日本海、北に津軽海峡と三方を海に囲まれ、津軽半島と下北半島が陸奥湾を抱き、長い海岸線を持っております。また、白神山地や八甲田山系に代表されるブナ林やヒバ林が広く存在するなど、豊かな自然と、それに育まれた多様な文化を有しております。



開催地挨拶  
青森県教育委員会教育長 和嶋 延寿

ます。

本協議会の開催地であります弘前市は、かつて、弘前藩の城下町であったことから、弘前城天守や岩木山神社、長勝寺などの社寺建築、そして、旧第五十九銀行や木村産業研究所などの近代洋風建築など多くの建造物に加え、本協議会の一員でもあります大石武学流の庭園など、国、県の文化財として数多く指定されております。御参会の皆様におかれましては、是非この機会に足を運んでいただければと思います。

また、本県では、昨年七月、特別史跡三内丸山遺跡や大森勝山遺跡をはじめとする青森県内八つの史跡と特別史跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」が、ユネスコの世界遺産一覧表に記載されることが決定し、世界文化遺産登録という歴史的な瞬間を迎えることができました。

一万年以上にわたって自然とともに生き、平和で協調的な社会を形成してきたことを物語る遺跡群は、今日を生きる私たちに大切なメッセージや哲学を示唆してくれるなど、顕著で普遍的な価値を持っていることが世界に認められました。

県教育委員会では、世界文化遺産登録を新たな出発点として、三内丸山遺跡を含む県内

の構成資産を確実に次の世代へ継承する取組について、引き続き関係自治体と連携しながら進めて参ります。あわせて、青森県文化財保存活用大綱に基づき、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物など各地域で大切に守り伝えられてきたかけがえのない宝である文化財の保存・活用のため、様々な施策に引き続き努めて参りたいと思います。

結びに、本会の開催に当たり、御尽力いただきました関係各位に厚く御礼申し上げますとともに、貴協議会のますますの御発展と、本日御参加の皆様への御健勝を祈念申し上げます。開会の御挨拶いたします。

第59回文化財指定庭園保護協議会総会  
来賓挨拶

文化庁文化財第二課主任文化財調査官

(名勝部門) 平澤 毅

ただいま、ご紹介に与りました文化庁の平澤でございます。

令和四年度の文化財指定庭園保護協議会総会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

まず、この第五九回総会の開催に当たりまして、弘前市、弘前市教育委員会の職員の皆様の多大なるご尽力、そして、青森県教育委員会のご協力を賜りましたこと、心より御礼申し上げます。

この度は、令和元年度以来、三年振りに総会がこうしてたくさんの皆様にご参集いただ



来賓挨拶  
文化庁文化財第二課  
主任文化財調査官 平澤 毅

きまして開催されますこと、まことに慶ばしく存じます。

第五七回総会は、令和元年五月に愛知県名古屋市中で開催され、名勝名古屋城二之丸庭園のほか、徳川園と白鳥庭園を見学させていただく中でも、会員相互の交流が深められたのはとても有意義でありました。ここに改めまして、関係者各位に重ねて感謝申し上げます。

そして、今般は、津軽地方を代表する大石武学流の数々の庭園が所在するこの弘前市で開催できますこととなりました。当初、令和二年度総会の開催を予定していただいておりますところ、弘前市をはじめとする関係者の方々におかれましては、二か年度にわたり続けて順延いただくことをご了解くださいます。改めて深く感謝申し上げます次第であります。本当にありがとうございます。

ご案内の通り、弘前市は、重要文化財に指定されている数々の歴史的建造物をも備える史跡(津軽氏城跡)の弘前城跡をはじめとして、昨年、世界文化遺産に登録されました「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産のひとつでもある史跡大森勝山遺跡など、数多くの貴重な歴史遺産が多様に所在している地域であります。

また、この弘前において本協議会が最も関心を寄せる庭園につきましては、名勝瑞楽園が昭和五四年五月三二日に指定されて以来、

大石武学流庭園に関する取組を相当に進展され、平成一九年七月二六日に、旧菊池氏庭園(弘前明の星幼稚園庭園)と揚亀園、平成三一年二月二六日に丹藤氏庭園(旧三上氏庭園)が登録記念物になったほか、令和二年三月一〇日には、名勝成田氏庭園、名勝對馬氏庭園、名勝須藤氏庭園(青松園)の三つの名勝庭園が指定され、昨年度からはこれらの大石武学流庭園の保存活用を推進するための計画策定に取り組まれています。折しも、令和二年度総会は、この三つの名勝庭園の指定と合わせて、大石武学流庭園保護の普及にも絶好の機会でありましたが、この度は、改めまして、その意義を共有させていただければ幸いです。

さて、この三か年度に渡って全国各地に様々な影響を及ぼしたコロナ禍であります。この間にありまして、令和三年に文化財保護法等の一部を改正する法律が成立いたしました。無形の文化財への登録制度の拡充、地方文化財の登録制度の文化財保護法への位置付けなどが成されたものであります。平成三〇年の文化財保護法の一部改正において設



けられた文化財保存活用地域計画の認定制度なども、漸次進展しつつあり、文化財と地域社会との結びつきは、今日、ますます注目されてきているところです。

前回の総会におきましてご紹介したところでもありますが、私たちがその主題としております文化財庭園を指定し、保護するための法律制度のはじめとなった「史蹟名勝天然記念物保存法」は大正八年（一九一九）六月一日に施行されました。今年は、その制度によって大正十一年（一九二二）三月八日に**初の名勝一件**が指定されてから一〇〇年となりました。その際、本協議会の会員でもあります水戸の借楽園は史蹟及び名勝常磐公園として、金沢の兼六園は名勝金澤公園として、岡山の岡山後楽園は名勝後楽園として、そして、高松の名勝栗林公園がそれぞれ県営になる旧大名庭園として指定され、さらに古庭園の重要なものとして史蹟及び名勝平等院庭園と名勝大沢池附名古屋滝跡を合わせた六つの庭園が指定されました。

からも記念硬貨セットが一昨年、「天然記念物」、「史蹟」の順で販売され、今年は「名勝」の記念硬貨セットが販売される予定となっております。今後、会員庭園におかれましても、年を追って、指定一〇〇年を迎えられると存じますが、そのお祝いに当たっては、併せて、訪れる多くの皆様方に、文化財庭園の貴重なこと、また、それぞれの庭園に固有な味わいや楽しみについても、さらに印象深くお伝えいただく機会としていただけます。よう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、過年度来、亀山章会長の下、この文庭協をさらに活性化する取組も、コロナ禍にあつて少なからず影響を受けてまいりましたが、この間、“maien”（名園）の名の下にホームページも開設されました、まことに慶ばしく存じます。さらに、この度、久し振りに対面での総会開催に当たり、心もあらたかに会員相互の意見の交換や協調・連携等を深めていただき、今後の新たな時代に向けた取組を推進いただけますと幸いです。

改めまして、文化財指定庭園保護協議会の総会が、年を追って、全国を訪ねて開催されているのも、優れた文化財庭園の多様性を実感し、会員相互の交流を深める機会であるのみならず、各地において文化財庭園がどのよ

うに愛されているのかを共に実感し、世界的にも稀有な日本庭園の文化を将来へ豊かに継承していくための方策を検討するところにも大きな目的があるものと思っております。

会員各位におかれましては、昨今の厳しい社会情勢の中、日頃取り組まれておられますお手入れや訪問される方々へのおもてなしなどから、庭園の素晴らしさ、その楽しみ、あるいは、日々のご苦勞などについて、会員相互間における情報や意見の交換などに止まることなく、「文化財庭園の保護」という、この協議会においてすでに半世紀以上も積み重ねられて来られたこの運動をますます盛り立てる活発な企画の発意と行動に取り組んでいただくとともに、広く地域社会や国民一般に向けた文庭協からの積極的かつ継続的な文化の発信につき、改めて、お願い申し上げます。

最後に、本会のご盛況とますますのご発展、ひいては、貴重な文化財庭園の将来に向けた保護とその文化の魅力がさらに広く国民に普及されるのみならず、その固有な文化がさらに世界にも貢献するものとして継承されることを重ねてご祈念申し上げます、私からのご挨拶とさせていただきます。

第59回文化財指定庭園保護協議会総会  
議事録（抄）

(六) 新規加入会員の報告  
(七) その他

監事 議題（三）に基づき、適切に処理  
されている旨の報告を行う。

一 開催年月日

令和四年六月二三日（木）

六 議事経過の概要その結果及び表決数

事務局 開会を宣言する。会則第一七条の

規定に基づき、総会の議長は会長

がこれに当たることを報告する。

議長 議案（一）、（二）及び（三）につ

いて可否の表決を求める。（全員

賛成）

よって議案（一）、（二）及び（三）

は原案どおり決定された。

議長 議題（四）及び（五）は関連する

議題であるので一括して上程す

ることを提案し、事務局に説明を

求める。

事務局 議題（四）令和四年度予算案とし

て、収入予算案及び支出予算案を

説明する。

議長 議題（五）令和四年度事業計画案

として、総会の開催、会報五七号

二三〇部の発行及び活動の指針

を説明する。

議長 出席者に対し、議題（四）及び（五）

について意見等を求める。（質問

及び意見等なし）

議長 議案（四）及び（五）について可

否の表決を求める。（全員賛成）

二 開催場所

アートホテル弘前シティ

（青森県弘前市大町一―一―二）

議長

総会の成立について事務局に報

告を求める。

議長

総会出席者は会則第一八条の定

足数である過半数を満たしてい

ることを報告。

議長

議題（一）及び（二）は関連する

議案であるので一括して審議す

ることを提案し、事務局に説明を

求める。

事務局

議題（一）令和三年度会務報告と

して、第五八回総会の報告、会報

第五六号の発行及びホームページ

の公開について説明する。

議長

議題（二）令和三年度会計報告と

して、収入・支出予算及び決算の

概要報告と詳細を説明する。

議長

会計監事（仙巖園（附）花倉御飯

屋庭園長野信弘氏）に監査結果の

報告を求める。

四 総会の成立

会則第一八条の定足数である会員総数の  
過半数を満たしており、総会は成立してい  
る。

事務局

（参加者…五九会員、会則第一九条による

委任状提出者…五〇会員 計一〇九会員）

議長

議案（一）令和三年度会計報告と

して、収入・支出予算及び決算の

概要報告と詳細を説明する。

議長

会計監事（仙巖園（附）花倉御飯

屋庭園長野信弘氏）に監査結果の

報告を求める。

議長

議案（四）及び（五）について可

否の表決を求める。（全員賛成）

五 議題

(一) 令和三年度 会務報告

(二) 令和三年度 会計報告

(三) 令和三年度 会計監査報告

(四) 令和四年度 予算案

(五) 令和四年度 事業計画案

議長

議案（一）令和三年度会務報告と

して、収入・支出予算及び決算の

概要報告と詳細を説明する。

議長

会計監事（仙巖園（附）花倉御飯

屋庭園長野信弘氏）に監査結果の

報告を求める。

よって議案（四）及び（五）は原案どおり決定された。

議長

議案（六）について、事務局に説明を求める。

事務局

会則第七条に基づき入会申込書の提出をもって会員の資格を取得したのは、金剛輪寺明壽院庭園と報告。

議長

議題（七）として、文化庁長官への文化財指定庭園の保護に関する要望書の提出を提案。内容は、コロナ禍で各庭園とも来園者が減少し、資金難に陥っている状況を伝えること及び、今後世界各地から来園者が増加することを鑑み、文化財庭園の保護と魅力発信の向上にむけて力強い支援を求めることの二点。

議長

繰越金が多額になっていることについては、令和二年度及び三年度に会を開催できなかったことが影響。当協議会は財政事情が厳しく、平成二九年度に年会費を増額した経緯もあり。令和二年度では、ホームページを開設し、今後更新にも経費が必要。また、来年

度は六〇回目の記念の総会でもあるため、冊子の作成や、記念になるようなことなどを検討予定。

議長

議案（七）について可否の表決を求める。（全員賛成）

よって議案（七）は可決された。

議長

次回開催地である公益財団法人三溪園保勝会副園長に挨拶を求める。

三溪園

三溪園の紹介と多数の来訪を期待する旨の挨拶。（拍手）

議長

議事はすべて終了したことを発言し、閉会を宣言する。

以上

次回開催地挨拶

公益財団法人三溪園保勝会

副園長・理事 村田 和義

神奈川県横浜市から参りました三溪園の村田と申します。次回の総会開催地といたしまして、三溪園を御指名いただきまして大変光栄に思っております。来年、皆様を三溪園にお迎えできることを大変楽しみにしております。次回、第六〇回の記念ということで、またいろいろ節目の年だというお話もございました。是非、有意義な総会を開催できるように私どももご協力させていただければと思っております。

少しお時間をいただきましたので、三溪園の紹介をさせていただきます。三溪園は横浜市中区本牧三之谷<sup>ほんもくさんのたに</sup>というところに



次回開催地挨拶  
(公財) 三溪園保勝会副園長・理事  
村田 和義

ございまして、本牧というのは横浜港の大きな橋から見ると南東の方向にありまして、東京湾に向かつて突き出たような、岬のようになっているところがございます。幕末にペリーやハリスの黒船が日本にやってきまして、その時に、本牧の岬を過ぎるとその先が横浜であると目印になったようなところでございまして。そこに横浜港の生糸貿易で財を成した原三溪という実業家が明治三十九年に自宅の庭を公開したという形で開園したのが三溪園でございます。明治の終わりの開園ということ、まだ歴史的には一〇〇年ちよつとの歴史になります。日本の多くの庭園ではこちら弘前市さんのように城下町の庭園であるとか、あるいは古くからあるお寺の庭園であるとか長い歴史を持った庭園がたくさんある中で三溪園はまだ歴史が浅い庭園だと思います。横浜市という街自体が幕末に港を開いてから比較的新しい近代の港町でありますので、その横浜港の発展の中で、貿易で財を成した実業家を作った庭園ということで、近代の日本、その中での港町横浜というものにふさわしいような特色のある庭園というふうに思っております。

その特徴としては、自然主義的な造園をしていること、京都や鎌倉などの歴史的建造物

をいくつか移築し、それを保存していること、明治の終わりに開園したということで、開園当初から一般市民の方にも公開されている、あるいは、海外からのお客さんも多く迎えている、そのようなところに特色があると思っております。

今回は、弘前市さんの城下町の庭園をぜひいろいろ勉強させていただいて、また来年には少しそれとは違った味わいを皆様に楽しんでいただければと思っております。来年、皆様と有意義な総会を御一緒できることを楽しみにしております。どうぞよろしくお願いいたします。



来賓挨拶  
文化庁文化財第二課  
主任文化財調査官 平澤 毅

講演会 〈文化財庭園をめぐる近年の動向〉  
文化庁文化財第二課 主任文化財調査官  
名勝部門 平澤 毅

改めまして、平澤でございます。どうぞよろしく願います。

現在、名勝の指定件数は四二七件、そのうち庭園が二三四件ございます。この庭園の指定二三四件の中には、一件の指定の中にいくつもの庭園が含まれていることがありますので、およそ名勝に指定されている庭園が二五〇余りあるという風にお考えいただければと思います。その内訳で、遺跡庭園・発掘庭園が二九件、近代庭園が四〇件と、近代の庭園がこの一〇年余りの取組の中で相当数増えてきております。今回の大石武学流の庭園も近代に属します。それから自然的名勝も少し数

を増やしていて、一八〇件です。登録記念物の方は、現在一四五件ですが、そのうちの〇六件が名勝地の関係で、そのうち七七件が庭園です。

前回ご紹介をさせていただきまして以降、指定された庭園・公園が一〇件ございます。今回はこれらをはじめとして、この間の指定・登録の実績をご紹介してまいりたいと思います。

令和元年一〇月一六日指定のもの、すなわち令和元年春に諮問・答申いただいたものですが、大阪府豊中市の『西山氏庭園（青龍庭）』です。これは、阪急電鉄の沿線に開発された住宅地の中にあり、昭和一五年に造営された枯山水の庭園です。作庭は重森三玲氏で、滝石組、枯流がそれぞれ龍の頭、胴体を示しています。これをもって「青龍庭」と名づけられており、近代になって鉄道沿線に開発された一般住宅に造られた初期の庭園として重要なものです。こちらに慈照寺の向月台のようなものがありますけど、周りに立石を設けて龍が玉を持っているかたちを表しています。

それからのちほど今井先生からご講演がありますけども、青森県弘前市に所在する三つの大石武学流庭園が令和二年三月一〇日に

名勝指定されました。

『成田氏庭園』は大石武学流宗家第五代の池田亭月によるものです。これは瀟洒な庭園ですが、大石武学流の作庭の規範を典型的によく表しています。その特徴的な構成をほぼ完璧に伝えているという点でも重要なものです。

それから『對馬氏庭園』ですが、これは五代の池田亭月が最初に手をかけ、それに六代の外崎亭陽がさらに手を加えたというところで、流儀の継承を考える上で非常に貴重なものです。庭園の構成に特徴的なのは、大石武学流庭園の多くは、主屋があつて正面に軸線を設けられているのですが、敷地の横のスケールを活かすために軸線を斜めにとつて一番奥に滝石組を配置しているという点です。

そして『須藤氏庭園（青松園）』ですが、こちらは今の二つの庭園より少し遡り、明治時代末期に四代の小幡亭樹により作庭されたと伝えられています。規模は相当違いますが、平川市に所在する名勝『盛美園』『昭和二八年三月三十一日指定』と地割の構成が良く似ており、小幡亭樹の作庭の技法をよく伝えている点で重要なものです。この庭園にはもう一つ固有の履歴があります。秩父宮雍仁親

王が行軍演習でこの地を訪れたときに立ち寄られ、スライドのこちらにありますようにご休憩記念碑というものが、その時に使った調度品を収納する記念堂を新たに加えられました。そのような事績の積み重ねが庭園に刻まれているという点でも重要です。

なお、この三つの庭園とも、庭園との関係で主屋が伝統的建造物としてよく残されているという点でも重要です。

それから同じく令和二年三月一〇日に指定されました東京都中野区の『哲学堂公園』です。これは亀山会長に相当ご指導、ご助言をいただいた公園の名勝指定であります。もともとは哲学館（現在の東洋大学）の創始者である井上圓了が、精神修養の普及を目的として、ソクラテス、カント、孔子、釈迦を祀った「四聖堂」（しせいどう）を丘の上に建築したのが明治三七年、「時空岡」（じくうこう）と名づけられたその丘を起点として全体を整備し、哲学的な思想を踏まえた様々なものが配置された公園です。都市公園史上でも非常に特異な存在ですが、中野区でも井上圓了の没後一〇〇年というところを記念して、取り組まれたところでは、

次は、令和三年三月二六日に指定されました『神仙郷』です。これは、昭和一〇年代か

ら二〇年代の初めにかけて、宗教家が強羅地区の地形と地質を活かして理想郷として整備した庭園です。地割としては斜面地を含み、立体的な構成を成しています。それぞれ建物を配置したところに、池や滝、それから石組み、そして一部は現地の岩盤が露出しているところもそのまま景観の要素として取り入れ、タケ類やコケ類等の植栽も特徴的な庭園となっておりです。

それから、京都の庭園も二つ併せて取り組みました。一つは、『知恩院方丈庭園』です。これは一七世紀に造園され、一八世紀にはほぼ現在の形に整えられた池泉庭園ということになります。寛政一一年（一七九九）の『都林泉名勝図会』に描かれています。そのときからの地割が、現在まで維持され、伝えられているものです。伝統的な京都の庭園を指定するのは、だいぶ久し振りになりますが、優秀な事例の一つとなります。

それからもう一つ、『仁和寺御所庭園』です。仁和寺は皆さんご承知のとおり、御室の桜（名勝『御室（サクラ）』〔大正一三年二月九日指定〕）が非常に有名で、境内地は世界文化遺産の構成資産にもなっています。その御所の部分にもともと庭園があったものです。様々な火災などもありまして、近代にさ

らに手を加えた部分がございます。今回の指定は、そういう江戸時代から近代にかけての全体を含めて、評価されたものです。

それから、庭園の新指定としては最新のものになりますが、令和三年一〇月一日に指定された『臥龍山莊庭園』、これは愛媛県大洲市でございます。今回の指定地域は、この図でいうところのわずかなこの部分ですが、もともと肱川がこのようなように蛇行している場所は、「臥龍」と呼ばれる景勝の地であったところが、そこに近代の実業家である河内寅次郎が、明治後期に造営したものであります。庭園の細かい造作というよりも、ここに場所を選んでそこに建物を建て、この地全体の風致景観を楽しむ構成となっております。この肱川の向かい側に「富士山」（とみすやま）という山があり、南側には「亀山」という山があって、庭園の地割り本体のところには「蓬萊山」と名付けられた島があります。この間に肱川の流れが割り込んでおり、並びあう島を含んだ範囲が今回の指定地域となります。今後、周辺の地勢を活かした範囲についても取り組んでいければ、という事例になります。

こちらが、令和元年度以降、庭園一〇件の新指定になりますが、追加指定も取り組まれてきました。現在は、全体の構成として主要

な建物を含んで指定するのが標準となつていますが、以前は建物を含んでいないような事例もあり、特に滋賀県の庭園では、名勝『多賀神社奥書院庭園』『滋賀県犬上郡多賀町、昭和一〇年六月七日指定、追加指定とともに指定名称を『多賀大社庭園』とした。』や名勝『胡宮神社事務所庭園』『滋賀県犬上郡多賀町、昭和九年一月二八日指定』など、こ

れまで指定地に含まれていなかった建物とともに一体として保護すべき地割りを含んで追加指定する事例もありますし、史跡及び名勝『菅田庵』『島根県松江市、昭和三年二月七日指定』や名勝『妙国寺庭園』『宮崎県日向市、昭和八年四月一三日指定』なども保護すべき範囲が万全に指定されていない事例がありま

すので、そういうものを補完するということが重要な事案として、追加指定等を進めています。

ここでは一つ特徴的なものとして、追加指定及び名称変更になりますが、ほぼ新指定に近い取組として、福岡県田川郡添田町の『英彦山庭園』をご紹介したいと思います。もと

とは、以前からわかっていましたが、この度それを仔細に調査をいたしまして、その中から重要なものをあわせて指定するという形をとっています。これは平成二六年から二七年に福岡県によつて全体の調査、それから個別の庭園の実測図の作成などが取り組まれてきましたところ、それを踏まえて添田町が追加して総合調査を行いました。

特に平成二九年から三〇年度の山内調査では、少なくとも六四の庭園遺構の地割が良好に残されていることが確認されました。今回はそのうちの六つを追加して指定したというものです。英彦山というのは、福岡県の南東部にあり、大分県との県境域に位置するものです。ここは、福岡県から大分県にかけて

国定公園にもなっています。英彦山自体はこれより少し以前に史跡に指定されており、全山がまだ所有者の同意の関係で指定できていないところがありますが、その中で英彦山の庭園文化というものも注目されたものです。大きな谷がいくつもあり、『旧亀石坊庭園』はそのうちの上霊仙谷の最下部に位置したもので、江戸時代初期から雪舟作庭伝承が定着するほどに優れた庭園で、「山岳地における築山泉水庭の古園として佳作とすべし」として指定されました。この度も、先ほど六四と

申し上げましたが、たくさん庭園遺構があるということが調査の中で確認されたわけですが、山間地の斜面に雑壇状に坊跡が残っているわけですが、基本的には山側の裾野に大振りの添え石を寄せて滝石組みを設け、その前に浅い池を設けて、その池の中に先を尖らせた岩島を配置するという、こういう特徴的な造作意匠があります。

そういうものの中で、今回は「旧座主院」の御本坊と御下屋、それから「旧政所坊」、「旧泉蔵坊」、「旧頭揚坊」、そして「英彦山神宮旅殿」に所在する六つの庭園を追加指定しました。傑出した修験の霊地である英彦山に、中世から近世にわたつて営まれた庭園文化の様相を総体としてよく伝えており、日本庭園史上極めて重要で、芸術上及び学術上の価値が高いことから、『英彦山庭園』という総称の下に、『旧亀石坊庭園』も含めて追加指定

されました。ですから、『旧亀石坊庭園』単独の指定から、英彦山の庭園文化を今日に伝える七つの庭園を全体として包括的に保護していこうという取組になります。手続的には追加指定及び名称変更ですが、中身としては新指定に近いかたちの取組といえます。

これがもともとの名勝指定である『旧亀石坊庭園』です。「客殿」と「内證」があつて、

「内證」にある池泉と「客殿」の園池とを結

ぶ水路があり、「客殿」の園池には滝石組とこの園池の中に岩島を設けるという造作意匠が、非常にこの英彦山の庭園の中によく見られる構成になっています。これは客殿の滝石組の部分で、昭和三年から指定されていたものです。この図で言うところの『旧亀石坊庭園』がここにあつて、この周りの亀石坊全体の地割が構成していますので、その範囲もいずれは一体的に保護していく必要があるというように考えています。その上にある「旧政所坊庭園」や、少し離れた、違う谷筋にある「旧頭揚坊庭園」などが、英彦山の庭園文化を伝える重要な庭園遺構です。

旧亀石坊庭園と同様に庭園遺構がよく残っていますので、今後、庭園遺構を修復していく事業が進められていきます。「旧政所坊庭園」などの一部は、埋もれた土砂が英彦山神宮によって取り除かれ、觀賞に堪えるようなかたちにもまで再現されました。「旧頭揚坊庭園」は山内で数少ない建物を伴っていますが、この建物自体はあまり古いものではないですが園池との配置関係をよく伝えていますが、今も祭礼が行われている英彦山神宮の旅殿でも、岩島が池の中にあるという、英彦山に伝えられてきた庭園の特徴を示しています。

す。

それから、登録記念物という制度がありまして、文化財庭園の強力なツールの一つとして、私どもの方でも推奨しています。登録記念物の庭園も、令和元年度以降、一〇件登録させていただいております。

令和元年一〇月一六日に登録の愛知県一宮市の『旧林氏庭園』ですが、これはもともと江戸時代、美濃路の起宿（おこししゆく）という脇本陣であった林氏の邸宅に昭和初期に造営された池泉庭園です。主屋は大正初期に再建されたもので、その奥に庭園があり中心部分に園地が設けられています。園内全体に飛石が打たれており、イロハモミジやドウダンツツジの紅葉が彩りを添えています。

同じく令和元年一〇月一六日に登録された『八束氏庭園』（やつづかしていえん）です。こちらは愛媛県松山市にある住宅庭園です。昭和一年に茶室のある数寄屋風の主屋、待合等とともに造営されました。玄関に至る道に瓦を立てて埋め込むという特徴的な意匠があります。これは古代中国の宮廷の意匠にも見られる散水というもので、瓦を縦に埋め込む形で、この場合は丸瓦も使われており、特徴があります。

それから大分県中津市の『平田氏庭園』で

す。耶馬溪の名勝指定にかなりの尽力をされ、

耶馬溪鉄道の敷設も行った平田吉胤さんという方の住宅に営まれた庭園です。建物が有形登録文化財で、もともと主屋は明治時代に建てられた二階建てのものがあつたのですが、三階を増築し、今で云うところのサンルームのような、周りの風景が全部見られる部屋を造りました。そこから耶馬溪の平田城の景、立留りの景、南側を望めば木ノ子岳の景というような風景を三階の部屋から觀賞でき、また下の瀟洒な庭の造りもそれに対応しています。特に時代を特徴づける造形として評価されています。

これは、令和二年三月一〇日登録の『染谷氏庭園』です。千葉県柏市にあります。江戸時代に名主を務めた染谷氏の庭園で、「アラク山」という山が宅地の中にあり、それが井戸水の涵養林となっています。そのようなものと一体になっている構成が特徴的です。時代的には幕末から明治時代前期にかけて整えられたものになります。いわゆる築山石組を設けたような庭園ではありませんが、全体の屋敷割の中で庭園が構成されている事例として特徴的です。

それから、同じく令和二年三月一〇日登録の『長峯氏庭園（旧河原氏庭園）』は、長野



県長野市にあります。こちらは松代城下の水路網を巡らせた武家屋敷に、これ以前に七つの庭園が登録をされていて、その並びにあります。この水路は表通りの「カワ」、畑地の水路である「セキ」、それから意匠された園地を成すような「泉水路」がひとつの組み合わせとなつて城下町に流れています。松代城下の武家屋敷の庭園群を保護してこういう取組の一つです。

つぎは、三重県の菰野町に所在します『横山氏庭園』です。これは平野神社の神官等を務めた旧家の一つ、横山氏のお宅に隠居のための静養地として、昭和四三年に重森三玲氏に頼んで造られた枯山水の庭園です。このような重森三玲氏の庭園は、造りが明確ということもあり、大事にされている事例が全国に窺われます。

それから、大阪府和泉市が経営している『和泉市久保惣記念美術館茶室庭園』です。ここはもともと昭和初期に二代目久保惣太郎によって造営された庭園です。表千家の茶室「残月亭」や「不審庵」を写した茶室だけでなく、露地についても写しまして、造営の仕立そのものはコンクリートで地下の養生をしたうえで造っていますが、ほぼ忠実にそういうものを造っている点が特徴となつていま

す。

そして、沖縄県名護市の『津嘉山酒造所庭園』です。重要文化財に指定されている建物の前に池を設け、建物から見るとちょうど首里から本部半島を見るような、沖縄本島の形を模して池を作ったと伝えられています。琉球の庭園はいわゆる琉球石灰岩で造った伝統的な庭園がありますが、この庭園は造りとしては伝統的な庭園と言うよりも本州の方の造りとなつています。時代的には昭和初期に造営されたものです。

残り二つは最新の登録の庭園です。滋賀県東近江市の『松樹館庭園』は、幕末から明治前半に活動した勝元宗益（鈍穴）作と伝わる近江商人松居氏の住宅に造られた庭園です。非常に造りが緩やかな感じですが、飛び石の構成を中心として、築山も造り込むというよりは緩やかで、そこに石燈籠や景石を配置するという形式です。

それから、また重森三玲氏になりますが、だいたい昭和三〇年代から五〇年代にかけてたくさん庭園が造られています。それらがほぼ五〇年を迎えてきており、所有者の方から文化財登録のご相談が多くなっています。山口県周南市の『漢陽寺庭園』もその一つです。禅宗寺院に造られた庭園で、「曲水の庭」、

「地藏遊化の庭」、「瀟湘八景の庭」、「九山海の庭」と言った複数の庭園から成るものです。

以上が、ここ三年の間に指定・登録をされた庭園です。新型コロナウイルス感染症の影響で取組が滞っているものもありますが、順次準備を進めているものもあります。特に今後、令和五年度以降にまた成果がまとまってくるものが指定、諮問されるということになりますので、また、機会をいただきながら重ねてご紹介をしていければと思います。

それから、最後になりますが、この文化財指定庭園保護協議会総会とは別に、文化財庭園保存技術者協議会の方で「文化財フォーラム」をこの土日に秋田県大館市で開催します。京都から職人や材料などの文化を導入して造られた鳥潟会館庭園において、テーマを「大館に実現された京都の技」として開催します。もう一回は、一〇月の九日、一〇日に鳥取県の三朝町に依山楼岩崎という旅館に造られた庭園を会場として実施します。

この二年間、芸術文化振興に関する取組が大きい痛手を受けていますが、観光のことも含め、これから様々な状況と共存して展開していく流れになってきていますので、来年はまたもっと積極的な取組の話をできればと思

います。

今回この二、三年の間に溜まっていた事例を中心にご紹介させていただきました。

今後とも、特に登録記念物の取組は、門戸を広く開いていますので、皆様も「これは」という庭園がありましたら、文庭協を通じてお知らせいただくのも結構ですし、地元の文化財局にも働きかけて取組を進めていただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

令和 4年6月23日(木) 文化財指定庭園保護協議会  
於：アートホテル弘前シティ 3階 (青森県弘前市)

## 文化財庭園をめぐる近年の動向

文化庁文化財第二課  
名勝部門 平澤 毅

### ■名勝(名勝地)の指定・登録状況(最新告示：令和4年3月15日)

指定 人文の名勝：247件(公園：10件、庭園：234件、橋梁・築堤：3件)

自然の名勝：180件

合計	427件
----	------

登録 庭園：77件、公園：13件、景勝地：16件

合計	106件
----	------

### ■令和元年度以降の指定・登録の庭園・公園

#### 名勝庭園・公園

西山氏庭園(青龍庭)	[大阪府]	令和元年10月16日	名勝指定
成田氏庭園	[青森県]	令和2年3月10日	名勝指定
對馬氏庭園	[青森県]	令和2年3月10日	名勝指定
須藤氏庭園(青松園)	[青森県]	令和2年3月10日	名勝指定
哲学堂公園	[東京都]	令和2年3月10日	名勝指定
神仙郷	[神奈川県]	令和3年3月26日	名勝指定
知恩院庭園	[京都府]	令和3年3月26日	名勝指定
仁和寺御所庭園	[京都府]	令和3年3月26日	名勝指定
臥龍山莊庭園	[愛媛県]	令和3年10月11日	名勝指定

#### 名勝庭園(追加指定・名称変更等)

菅田庵	[島根県]	令和元年10月16日	追加指定
妙国寺庭園	[宮崎県]	令和元年10月16日	追加指定
多賀大社庭園	[滋賀県]	令和2年3月10日	追加指定・名称変更
英彦山庭園			
旧座主院御本坊庭園	旧座主院御下屋庭園	旧政所坊庭園	旧亀石坊庭園
旧泉蔵坊庭園	旧頭揚坊庭園	英彦山神宮旅殿庭園	
	[福岡県]	令和2年3月10日	追加指定・名称変更
胡宮神社社務所庭園	[滋賀県]	令和4年3月15日	追加指定

#### 登録記念物庭園

旧林氏庭園	[愛知県]	令和元年10月16日	登録記念物
八束氏庭園	[福岡県]	令和元年10月16日	登録記念物
平田氏庭園	[大分県]	令和元年10月16日	登録記念物
染谷氏庭園	[千葉県]	令和2年3月10日	登録記念物
長峰氏庭園(旧河原氏庭園)	[長野県]	令和2年3月10日	登録記念物
横山氏庭園	[三重県]	令和2年3月10日	登録記念物
和泉市久保惣記念美術館茶室庭園	[大阪府]	令和3年3月26日	登録記念物
津嘉山酒造所庭園	[沖縄県]	令和3年3月26日	登録記念物
松樹館庭園	[滋賀県]	令和3年10月11日	登録記念物
漢陽寺庭園	[山口県]	令和3年10月11日	登録記念物

令和 4年6月23日(木) 文化財指定庭園保護協議会  
於：アートホテル弘前シティ 3階 (青森県弘前市)

### 参考1 庭園・名勝地の所在調査

『近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書』(平成24年6月)

[http://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/teien\\_koen\\_chosa.html](http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/teien_koen_chosa.html)

『名勝に関する総合調査－全国的な調査(所在調査)の結果－報告書』(平成25年4月)

[http://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/meisho\\_chosa.html](http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/meisho_chosa.html)

→ 国庫補助事業「名勝地調査」(平成27年度～)

### 参考2 文化財庭園に関係する国庫補助事業

#### \*名勝地調査費

追加指定等に必要の実測図作成を含む調査費等

補助事業者：地方公共団体

#### \*史跡等保存活用計画等策定費

保存活用計画策定に必要な調査費等

補助事業者：地方公共団体・所有者等

#### \*歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費

保存整備及び必要な整備計画・設計等を含む

補助事業者：所有者・管理団体等

### 参考3 文化財庭園保存技術者協議会(庭技協)

○文化財庭園フォーラム(第17回) 「大館に実現された京都の技(わざ)」

於：秋田県大館市 令和4年6月25日(土)・26日(日)

鳥潟会館庭園

○文化財庭園フォーラム(第18回)

於：鳥取県東伯郡三朝町 令和4年10月8日(土)・9日(日)

依山楼岩崎庭園

---

#### 【参考配布】

平澤毅(2020)：遺産としての庭園の保護における発掘庭園の意義：『都市公園』第229号，  
p. p. 4-7(特集 文化財庭園の修復・復元と発掘調査)、東京都公園協会

ゆたか-記事(2021)：生きている文化財として未来へつなぐために：『庭 NIWA』第246号，  
p. p. 78-79(特集企画Ⅱ 文化財庭園)、建築資料研究社

---

参考配布

# 遺産としての庭園の保護における発掘調査の意義

Significance of Excavation on the Safeguarding of Gardens as Heritage

平澤 毅

文化庁文化財第二課主任文化財調査官（名勝部門）

## 1. はじめに

遺産としての庭園の本質は、立地を含めた空間としての成立以来、様々な経緯を繞って積み重ねられ遷り変わってきた履歴にある。それは人工の行為と天然の営為が演じ刻んできた有形・無形の歴史性と深く結び付いている。

庭園は、そこで人びとが過ごすこと無くしては成り立たない文化的実態として理解されるべきで、なおかつ、その本質には複雑な変化を含んでいる<sup>1)</sup>。もちろん、その履歴の全部を知ることには到底適わないが、部分的にでも様々な史料<sup>2)</sup>や作法<sup>3)</sup>などに窺えるし、それらに確認できない実態もランドスケープ<sup>4)</sup>に刻み遺されている場合がある。

文化財の基本的スキームからして、庭園の保護を図るためには、そうした履歴を様々な根拠に基づいて多角的に検討し、現在の実態を評価して、修復等の措置を講じることが極めて重要であることは言うまでも無い。

なかでも、土地に刻まれた記念物としての庭園がどのような材料と技術を適用して造られ、また、どのように変遷してきたのかを知る上で、発掘調査に代表される考古学的な検討が果たす役割は、今日、広く定着している。

一方で、遺産としての庭園の本質を踏まえれば、その成果を過剰に評価することには一定の注意を要する。

## 2. 失われた環を求めて

文化財庭園の修復事業の実施において発掘調査が重要な過程として位置付いてきたのは、昭和40年代以降、庭園史研究と史跡の環境整備が進展してきたことによるところが大きい。

従前、史跡の保護のための事業は、毀損が生じたときの復旧のほか、その存在を示す標識、内容や価値を伝えるための説明板、むやみな立入を防止するための囲い柵、地上に表出している遺構保存のための覆屋などの諸施設の設置（保存施設の設置）を主体としたものであった。一方、高度経済成長に伴う大規模開発等によって、地下に遺存する考古学的遺跡（いわゆる、埋蔵文化財）の滅失が進むなかで、重要遺跡の保存の方途のひとつとして、その広がりや内容を地上に表現し、公開する環境整備事業が推進されたのである。

半世紀にも及ぶ考古学的遺跡の環境整備事業は、遺構の確実な保存を図ることを大前提として、発掘調査の成果を踏まえながら、①地上に遺構の位置・規模・形状等を表現する、②覆屋の設置などにより発掘された遺構を露出展示する、③遺構の学術的検討に基づいて建造物等を再現する、という3つの手法を組み合わせることで、アクセシビリティを高めるものである。

これらにガイダンス施設を併設したり、ICTを導入したりするなど、後に普及してきた方策もあるが、その基本は今日においても変わらない。日本におけるこうした遺跡の環境整備に特徴的なのは、ごく限られた事例を除けば、遺跡全体の再現を目指したのではなく、飽くまで遺跡の内容と価値を広く伝え、保存された遺跡の空間を現代社会において活用することを通じて遺跡保存に対する理解を普及させるために、様々な表現を組み合わせる実施されてきたことである。

発掘された庭園遺構のうち、こうした環境整備の文脈において庭園空間のほぼ全体の再現を試みた顕著な事例としては、昭和60年整備の平城京左京三条二坊宮跡庭園〔昭和53年特別史跡指定、平成4年特別名勝指定〕と特別史跡平城宮跡において昭和40年代以来発掘調査等が実施され、平成12年に整備された平城宮東院庭園〔平成22年特別名勝指定〕を挙げなければならない。

発掘調査によって発見されたこれらの事例は、奈良時代の園池や立石、建物跡など、ほぼ全体の遺構を極めて良好に遺存していることが明らかにされ、それまで史料や断片的な遺構によって存在と内容を傍証されてきた古代庭園の実像を伝えるものとして、日本における庭園史研究と庭園保護事業の在り方に大きな影響を与えたと言える。

日本において地上に伝世している庭園空間は、中世から寺院境内に維持されているものや近世以来の旧大名庭園のうち公園となったもの、近代以降の住宅庭園などがその多くを占めている。そうしたなかで、地上に遺っていない古代の庭園や室町時代以降に広く普及した武家の庭園などの実像を発掘調査によって明らかにしていくことが着目されるようになった。こうした庭園研究の対象を一般に「発掘庭園」<sup>5)</sup>というが、日本における庭園文化の始原と伝播、多様性などを考える上で重要でかつ保存状態が良好なものを名勝として保護することも推進されてきた。

主人を失い遺跡化した庭園遺構の保護については、「一乗谷朝倉氏館跡附南陽寺跡」として昭和5年に史蹟及名勝に指定された中世城館遺跡に含まれる一乗谷朝倉氏庭園〔福井県、昭和42年に史蹟と名勝を分離、平成3年特別名勝指定〕を早い事例として、また、寺院境内地に遺存して平安時代の威風を伝えてきた事例としては、大沢池附名古屋滝跡〔京都府、大正11年名勝指定〕や「毛越寺跡附鎮守社跡」として大正11年の史蹟指定地域に含まれた毛越寺庭園〔岩手県、昭和34年特別名勝指定〕なども挙げられる。

一方、東氏館跡庭園〔岐阜県、昭和62年名勝指定〕以来、日本における庭園の技術的な始原を示唆する城之越遺跡〔三重県、平成5年名勝及び史蹟指定〕、そして、飛鳥京跡苑池〔奈良県、平成15年史蹟及び名勝指定〕など古い時代の顕著な遺構や、吉川元春館跡庭園〔広島県、平成14年名勝指定〕、朽木池の沢庭園〔滋賀県、平成24年名勝指定〕、旧関山宝蔵院庭園〔新潟県、平成25年名勝指定〕など各地で発見された庭園遺構が名勝に指定されてきた。

### 3. 庭園の遺構と修復・再現

歴史的庭園が学術上の対象として取り扱われるようになったのは、明治時代半ばから大正時代のことであり、その修復事業が学術的な検討に基づいて行われるようになったのは、概ね大正8年(1919)制定の史蹟名勝天然紀念物保存法の前後と云うべきである。本法施行の初期において寺院庭園の多くは史蹟と名勝に重複して指定されており、歴史的な遺構としての取扱いを基本として、すでに庭園の平面的地割りや地物の配置を実測図面の作成によって確認し、石組等の修復検討に際しては部分的な発掘調査にも取組まれた。

歴史的庭園の内容と価値を実証的に検討して修復するという標準<sup>6)</sup>の確立において、奈良国立文化財研究所での森薙の取組が果たした貢献は大きい。すなわち、史料による検討に加えて、等高線を含む精細な実測図面の作成と発掘調査による遺構の確認が結び付き、さらに、遺跡整備事業の進展によって、今日に至る歴史的庭園保存整備の事例は積み重ねられてきた。森が退官後に設立した庭園文化研究所で取り組んだ法金剛院庭園〔京都府、昭和45年整備；特別名勝法金剛院青女滝附五位山、昭和62年特別名勝指定〕、和歌山城紅葉溪庭園〔和歌山県、昭和48年整備；名勝和歌山城西之丸庭園(紅葉溪庭園)、昭和60年名勝指定〕、円成寺庭園〔奈良県、昭和51年整備；昭和48年名勝指定〕、浄瑠璃寺庭園〔京都府、昭和51年整備；昭和60年特別名勝指定〕、白水阿弥陀堂庭園〔福島県、昭和53年整備；史蹟白水阿弥陀堂境域、昭和41年史蹟指定〕、旧観自在王院庭園〔岩手県、昭和54年整備；平成17年名勝指定〕などは、今日的な庭園修復における初期的事例と

して重要である<sup>7)</sup>。

さらに遺跡整備の分野で、失われた歴史的建造物の復元や一定程度まとまった空間の再現も積極的に検討されるようになってきたなかで、史蹟足利学校跡(聖廟及び附属建物を含む)〔栃木県、大正10年史蹟指定〕において書院や庫裏、方丈等の建造物復元とともに実施された江戸時代中期庭園の整備〔～平成2年〕は、発掘された近世庭園遺構の全体を検討し、再現した事例として注目される。同様の事例には、史蹟江馬氏城館跡〔岐阜県、昭和55年指定〕の下館跡で、会所の建造物復元とともに中世城館庭園遺構の修復・再現があり、平成29年に名勝江馬氏館跡庭園として指定された。また、史蹟大内氏遺跡附凌雲寺跡〔山口県、昭和34年指定〕の中世館跡において発掘調査成果に基づき取り組まれた枯山水や園池の整備〔～平成23年〕のほか、史蹟金石城跡〔長崎県、平成7年指定〕では中学校跡地に遺跡化し、改変されていた江戸時代庭園遺構の全面的な発掘調査等に基づく修復・再現〔～平成19年；旧金石城庭園、平成19年名勝指定〕などが取り組まれてきた。

しかし、こうした遺跡整備手法による庭園の修復・再現には限界もあることは否めない。中世庭園の様相を伝える重要な事例として昭和33年に指定された名勝旧大乘院庭園〔奈良県〕は、その後、指定地域を追加するとともに、史料の検討や発掘調査成果から江戸時代の姿を志向しながらも、明治時代以降の荒廃等により失われた地物も数多いことから、従前の保存整備も踏まえつつ平成22年まで実施された整備事業では、地割りの再現に止まっている。

一方、地上に伝世されてきた庭園においても、長年にわたり漸次進行して

きた変化に応じて全体の大がかりな修復を要する事業において、発掘調査は重要な役割を果たす場合が少なくない。

平等院庭園〔京都府、大正11年史蹟及名勝指定〕の保存整備事業〔平成2～13年度〕では、園池を修復するに当たって発掘調査を実施した結果、古代の洲浜敷きの工法が明らかとなったほか、鳳凰堂が建つ中島に向かって北岸から突き出た岬状の地形の下から小島が発見され、さらにそこにかかる平橋と反橋の遺構が検出されたことから、それぞれ遺構を養生保護した上に古代庭園意匠の再現が取り組まれた。

また、特別史跡及び特別名勝醍醐寺三宝院庭園〔京都府、昭和27年特別史跡及び特別名勝指定〕の修復事業〔平成12～21年度〕では、護岸の修復に際して、緩んだ石積み等を外しながら、どのような技術仕様で造られているのかを発掘調査によって詳細に検証し、技能の再現も視野に入れて実施された。

すなわち、庭園修復時の発掘調査は、単にその遺構の解明や保存に限らない。

近世以前の庭園に関する造営や維持に係る技術・技能は、幕末から明治維新期の大きな社会変革の影響もあって、口伝などを通じてもおおむねに継承されてこなかったものと考えられ、歴史的庭園の修復に際して実施されるこうした発掘調査の機会も、文化財庭園保存技術の錬磨の上でも極めて重要なものである。庭園技術者に伝承されている技能は、長い間にわたる工夫の積み重ねによる到達点であり、現代社会に適用したものである側面も否めないが、他方で、失われた匠の技や庭園の歴史の原点と経過を窺うことで、空間としての庭園の保護のみならず、その存在を支える技術・技能の継承と洗練にも大きく貢献するものとすべきである。

#### 4. 庭園の歴史性と発掘調査

芸術作品としての有形の文化的所産を将来に継承していくことの基本は、作者の創意と技能とをそのままに伝えて行くことにある。したがって、美術工芸品などの保護事業は、劣化を可能な限り抑制することを目標としてそのものを直接修復せず、技術の解明や継承を模写・複製などによって補完する。

有形の文化的所産の中でも木造建造物は一般に巨大な屋外架構であるが故に、材料も構造も長い間に劣化し易く、加えて複製なども容易ではない。その文化的実態を将来に永く伝えるためには、解体修理とともに各部材の繕いや取替等が伝統的に行われてきた。今日的には価値の保存と回復のため、現代工法による構造補強、耐震対策、防火対策等のほか、適切な公開活用のため、保護すべき価値に影響を与えない範囲で、建造物に現代の材料等から成る部材を取り付けたり、さらに、現地での保存が極めて困難なときには移築したりする措置も講じられる場合もある。

また、無形の文化的所産である芸能や工芸技術では、伝統を受け継ぎながらも、常に伝承者の創意によって技を極め続けることが保護の前提となる。

こうした理解には、それぞれの分野が意識する歴史性に関する視点が含まれており、国民の生活の推移を知るために欠くことのできない民俗文化財のほか、文化的景観や伝統的建造物群における重点も個別の対象によって極めて多様である。一方、遺跡や名勝地、動物・植物・地質鉱物を保護対象とする記念物は、日本の文化財保護制度上ひとつの文化財類型を成すが、対象それぞれの状態は千差万別で、歴史性に対する視点も到底一様ではありえない。

記念物における歴史性の視点は遺跡としてよく表象され、人びとの営みの記憶を留めるものとして土地に刻まれた遺構の保存は、記念物保護上の極めて重要な措置である。これは、良好に伝えられている状態を可能な限り保持しようという点において、基本的に記念物全体の保護理念にも通じる。

しかし、記念物のうちでも地上に伝世する庭園では、特に日本において変化の有り様が大きく異なる地割りや造成地形、石、水、植物、石造・木造等による構造物や建造物、周辺景観や動物などの景物、水源や日照等に関わる環境要素<sup>8)</sup>のほか、「生きている庭園」の観点からは、手入れや観賞行為など、多様な有形無形の諸要素の総合から成っていて、季節に咲く花や芽吹く緑、色づく紅葉、積雪、錆びてゆく地物や馴れてゆく地貌、そして、長く受け継がれるなかで庭園文化の遷移に応じた改造など、繰り返しながらも漸進する「時の流れ」もそれぞれの庭園に価値ある情趣を演出する不可欠な要素として指摘することができる。さらに、時の経過とともに、地面と一体となって構成された石組、園池の護岸に緩みを生じたり、植物の幹枝や根系が伸張して地物の配置や風致の結構に悪影響を与えたりすることから、「生きている庭園」を保護するためには弛みのない手入れと修復を欠くことができない。

日本の庭園は、四季折々の多彩な風土の表象から表現の淵源<sup>9)</sup>を得ているものと理解され、そこに刻まれる歴史性は複雑な態様を呈するから、庭園の発掘調査によって得られるべき情報は、人間の行為と天然の営為との交渉によって現在にある複合的な状態に関するものとして、全体の風致景観の在り方を欠いて評価することはできない。

一方、遺構は複雑な過程の結果として存在するので、人工の行為や天然の営為が長く蓄積し続けるほどに、発掘調査によって得られる情報は断片的になりがちである。さらに庭園の場合、一般に地貌や地物などは比較的自由に構成され得るので、様々な痕跡を慎重かつ精密に検証しても、構造的合理性などに基づいて解釈されるべき過去の実像に関する可能態は幅広い。

庭園は起伏に富んでいることが多く、廃絶した庭園や遺跡化の過程が進行している庭園などにおいては、立体的な地割りのうち、相対的に高い部分は侵蝕したり削平されたりして遺り難く、低い部分は埋没したりして遺り易い。遺跡庭園や発掘庭園において園池の遺構はよく保存される傾向にあるので、そうした園池の痕跡が庭園遺構として報告される事例が多くなるに連れて、近年においては、池状の遺構が検出されると、安易に庭園の遺構であると解釈されがちな傾向も指摘できる。

前述したように、日本で取り組まれて来た遺跡整備は、土地に刻まれた具体的な歴史を地上に表現して現代社会のなかで活かすことを目指したものである。今日、地下に埋蔵されてきた遺構の露出展示<sup>9)</sup>や地上に遺存する石垣の修理など、遺構を直接的に取り扱う数多くの事例の蓄積で得られた知見も複合的に適用されるが、それは全体を再現しようとしているものではない。

一方、遺産としての庭園の保護は全体として「生きている庭園」を志向して取り組まれるべきものである。そして、その歴史性は、土地に刻まれた遺構の検証と保存を図りつつ、そこに過ぎされてきた履歴を将来に受け継ぎながら、それぞれの庭園が歩みゆく将来にも結び付けて解釈されるべきである。

## 5. おわりに

人間の作品としても自然の現象としても優れて統合され続ける庭園は、完成される時というものがない芸術とも言える。そうした芸術の内容と技法を、断片的に伝えられている史料や、発掘調査によって得られる情報から詳らかにするのは極めて難しい。

庭園において、史料や作法に窺うことのできないその結構やその履歴の詳細については、そのランドスケープに以外、刻まれていない。殊に発掘調査によって明らかとなる情報には、過去から積み重ねられた実態が含まれる。

しかし、地上に伝世して来た庭園では、修復に当たって必要最小限の調査区の設定に限られ、遺跡においては、改造や毀損、廃棄に伴って全体が良好な状態で検出される事例は極めて限られているため、遺構や遺物の情報は断片的である場合が少なくない。したがって、庭園の一部と考えられる遺構の修復や再現に当たっては、遺跡整備の標準的な手法により、検出された遺構を養生保護した上に表示して修景する程度で、断片的な遺構の集合としての理解と実践に留まる事例も窺われる。

庭園の本態は部分の集合ではない。限られた断片から歴史的庭園の修復や再現を検討するためには、様々な諸要素の総合として「生きている庭園」の空間がどのような作用を受けてきたのかをよく検証しながら、それらに生命を注いで繋ぎ合わせ、その庭園のランドスケープに昇華する必要がある。

発掘調査で、庭園の一部を構成する遺構を検出したら、そこに過ぎされた「時の流れ」をも念頭に、全体像に迫れるよう、庭園の考古学に固有な視点と方法論の更なる発展が俟たれる。

### 註・参考文献

- 1) 平澤毅 (2018) 歴史的庭園の生きた保存と活用, 都市公園, 221, pp16-19
- 2) 文字による古記録や文学、書籍、絵図などの図像、近代以降においては写真や映像、音声なども有り得る。一般に、時代が新しいほど史料が残り易く、情報量も多いことから再現性が高い。
- 3) 伝統的な行事をはじめとして、庭園の主人や庭師、訪問者など、様々なステークホルダーに伝承されてきた生活誌に相当するものを広く含む。
- 4) ここでは、土地の成り立ちのほか、地割りの造成や地物の配置などの人工の行為、植物の成長や地物の風化などの天然の営為が刻まれてきた庭園の総合的な環境とその認識像をいう。
- 5) 「発掘庭園」を主題とした文献としては、①佛教藝術學會編 (1976) 「特集・古代庭園の発掘調査」【『佛教藝術』第109号, 毎日新聞社, 111p】、②佛教藝術學會編 (1990) 「特集・発掘庭園」【『佛教藝術』第192号, 毎日新聞社, 153p】、③奈良国立文化財研究所 (1998) 「発掘庭園資料」【奈良国立文化財研究所史料, 第48冊, 262p】、④田中哲雄 (2002) 「発掘された庭園」【日本の美術, No.429, 至文堂, 98p】 などがある。
- 6) 文化財庭園の調査・整備等については、文化庁文化財部記念物課監修 (2005) 「史跡等整備のてびきー保存と活用のためにー」(同成社) の、【計画編】第2章「整備計画の作成」第2節「史跡等の分類に基づく整備計画の作成」【7 庭園】、並びに、【技術編】第3章「復旧に関わる技術」第3節「修復の技術」【2 史跡等を構成する諸要素別の修復の手法と技術】「(10) 庭園」に取扱いの標準が示されている。
- 7) マレス・エマニエル編著 (2020) 「森蘊研究成果報告書 昭和の作庭——森蘊の業績と日本庭園史の作成」, 綴水社, 238p
- 8) ①平澤毅・鹿野陽子・武内和彦 (2007) 日本とイタリアにおける「発掘庭園」の特性に関する比較検討, ランドスケープ研究 70 (5), pp351-354、②平澤毅 (2017) 「名勝地保護施策に関する研究」, 340p, (<http://doi.org/10.15083/00075059>) の第4章第2節第3項「発掘庭園と遺跡庭園」(pp168-177)。
- 9) 奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室 (2009) 「埋蔵文化財の保存・活用における遺構露出展示の成果と課題ー平成20年度 遺跡整備・保存修復科学合同研究会報告書ー」, 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所, 215p など。



参考配布

# 文化財庭園の現状とこれから 生きている文化財として未来へつなぐために

その土地の歴史や文化を刻み込んだ文化財庭園は、文化財としては「生きている」という点で特殊な存在であり、その庭園を未来へつなぐためには、「いま」という視点を持って関わっていくことが重要なのだという。文化庁文化財第二課主任文化財調査官の平澤 毅氏に文化財庭園の成り立ちや、未来へつなぐために何が必要かを伺った。

取材・文＝澤田 忍 撮影＝小川佳穂

——今年6月に近代の臥龍山荘庭園（本誌・24号掲載）が新たに名勝に指定されるよう管申されましたが、庭園はどのような基準で名勝に指定されるのでしょうか。

平澤：文化財保護法の施行上、どのようなものを具体的な指定の対象とするのかは指定基準に示されていますが、名勝では「我が国の優れた国土美として欠くことができないもの」を必須の要件としています。現在、名勝の指定件数は425（うち特別名勝は36）件で、そのうちの庭園は233（うち特別名勝は24）件を数え、名勝という保護制度の枢要を占めています。1件の指定に複数の庭園を含む事例も数多くありますので、庭園の数としてはもっと多く含まれますが、特に庭園については芸術的価値が高いものまたは学術的価値が高いもので「我が国の優れた国土美として欠くことができないもの」として、指定されます。ちなみに、指定とは別に登録記念物の制度でも名勝地関係103件のうち74件が庭園です。

この指定基準とは別に、もう少し具体的な運用の方針として、平成10年（1998）に整理された「当面重点をおいて指定する記念物」があり、名勝に関する6項目（平成23年以降は5項目）のうち、3項目が庭園に係るものとなっています。そのうちのひとつは近代以降に造営された庭園・公園に着目していて、特にこの20年余りは近代以降の庭園の名勝指定が相当進んできました。

## 「生きている」文化財

今、名勝庭園を含む記念物の保護については文化財保護法の下で取り組まれています。その原点は、大正8年（1919）の史蹟名勝天然記念物保存法です。大正11年（1926）に初めて名勝が指定され、そのうち庭園としては、旧大名庭園で泉宮公園であった金沢公園（兼六園）、栗林公園、後楽園（岡山後楽園）、常盤公園（信楽園）のほか、平等院庭園や大沢池などが含まれます。今日、日本の文化財保護の分野で歴史的庭園については名勝で取り扱うことが定着していますが、その初期のエポックは昭和4年（1929）に水前寺成趣園が「史蹟及名勝」ではなく「名勝及史蹟」として指定されたことにあると思います。特に文化財保護法下において、自然環境保護行政との兼ね合いから、名勝の分野では半世紀余りにわたって庭園の指定に重点を置いて取り組みを進めてきた結果、名勝という指定文化財の枢要を占めるようになりました。

そうした名勝庭園の根本は、一般的に想起される「文化財」と異なる部分があります。それは庭園が「生きている」ということです。庭園は美術工芸品のように完成した状態があるわけではなく、出来てからずっと変化し続けるものです。形ある文化財については物質としての保存を図ることによって将来に継承しようとするイメージがあると思いますが、一般に日本の庭園は変化

の具合や速さが異なる石や土、植物や水などの自然物と工物や建造物などの人工物を、地勢を読み取りながら巧みに配置して実現するという意味で空間芸術のひとつと言えます。そこに観賞や手入れなど絶え間のない人の活動が加わり、それと一体不可分である点に特徴があります。その点で、有形文化財ではなく、記念物として取り扱われている（ことに注目）いただきたいと思

文化庁主任文化財調査官・平澤 毅氏。緑が映える「殿ヶ谷戸庭園（国指定名勝）」の次郎弁天池をバックに。



ますし、最も記念物という遺産の形態を豊かに表現するものだと思います。——最近、庭園の本質的価値とは何か、議論されることも増えてきているように感じています。特に名勝庭園の利活用の場でそれが問われると思うのですが、どのようにお考えですか？

平澤：その価値と言った時に、作庭年代とか、作庭者などに着目することがあると思います。しかしそれは、日本



**平澤 毅 (ひらさわ つよし)**  
文化庁文化財第二課主任文化財調査官(名勝部門)。博士(農学)。1967年東京都生まれ。1994年東京大学大学院農学系研究科修士課程修了。1995年奈良国立文化財研究所研究員。1999年文化庁記念物課(名勝部門)技官/文化財調査官。2007年奈良文化財研究所文化遺産部主任研究員。2008年同遺跡整備研究室長。2012年同景観研究室長。2015年文化庁文化財調査官(名勝部門)。2018年より現職。

「殿ヶ谷戸庭園(国指定名勝)」の茶室・紅葉亭でインタビューは行われた。

の庭園史を考える上では重要かもしれないが、例えば室町起源とされる庭園が、室町時代の形を残しているかという点でそうではないですし、われわれが庭園と言っているものは絶えず生きて変化し続けているので、最初につくられた時代やその作者ということに注目し過ぎると、その庭園に刻まれてきた内容の本質を理解することはできないと思います。美術工芸品のようなイメージで庭園を見てしまうと、庭園そのものを負失いかねません。

**文化財としての特殊性**

「文化財」という言葉には古くは優れているものというようなイメージが広く定着しているように思いますが、将来に受け継がれるべき庭園の本質を考えると、そうしたステレオタイプなイメージとは一致しないように思われます。現在、日本の文化財保護制度の中で取り扱っている「文化財」のうち、その成り立ちが人工か天然かを問わないのは記念物だけです。有形の文化的所産である有形文化財や無形の文化的所産である無形文化財をはじめとして、民俗文化財も、文化的景観も、伝統的建造物群も、何かしらつくったり演じたりなど、例外なく活動の結果や過程に含まれる人間の技や業が直接関係しています。そうした記念物のなかでも、庭園は、人工も天然も、有形も無形も含めたさまざまな側面を持ち合わせている点でユニークなものと言えます。

一般に文化財には、それを公開して観覧料を徴収し、その収益によって保存を図るスキームがありますが、それは、もともとの本質に公開したり、観覧したりということが含まれていない場合がほとんどです。記念物の中でも遺跡などがそれに該当します。一方、庭園は、そもそも限られたコミュニティのためにつくられたものであったとしても、その本質には、観賞したり、散策したり、もともとそこに楽しんだりすることが含まれています。そういう意味では、例えば単なる造形物としての空間は庭園とは言えません。ですから利活用といった場合、庭園の規模や構成によって違いがあるとしても、人びとがそこで時間を過ごすという点で、もともと観賞の用に供していないものを公開するという点とは異なることを十分理解しておく必要があると思います。それは、人びとの観賞によって初めてその存在を發揮する名勝一般の性質にも含まれます。

名勝を含む文化財庭園を生きた庭園として魅力を伝えていくためには何が必要でしょうか。庭園の手入れは重要だと思つていますが、平澤「文化財庭園を維持管理していく上で、文化財庭園保存技術者協議会以下、庭技協」の取り組みに注目することは重要だと思つています。文化財保護法に基づく選定保存技術「文化財庭園保存技術」の保存団体に認定されています。文化財庭園の手入れに関する研修を行うなど、技術者の育成に尽力され

ています。研修の際に、庭技協評議会の尾崎博正先生(京都芸術大学教授)がよく仰っているのは、庭の手入れにおいては、例えば個々の樹木の姿を整えるばかりでなく、空間を整えていくことだということです。庭園の本質を考えた時、学術的な意味でもその姿やその後の経過を知ることが極めて重要ですが、名勝という観点から「いま」ということを考えた時、その場で過ごす心地良さや、行って良かった、楽しく過ごせた、ということの方が大切ではないかと思つています。どんなに歴史的価値があったとしても、行ってみたいところ残念な印象だとすると、庭園としては台無しですから、そうした価値が生きている庭園の姿として直感できるようにすることが大切です。

**ステークホルダーが鍵**

そのためには、さまざまなかたちでステークホルダーと関係を取り結んでいくことが大切だと思つています。歴史庭園の場合、それは、例えば、施主であり、庭師であり、あるいは主人と客人であり、ということになります。文化財として保護されている庭園を巡るステークホルダーの諸相は変化している場合がほとんどです。私たちがいま文化財として認識しているものは、さまざまな時代の変遷を乗り越えて残ってきたもので、庭園については作庭当時の様子をそのままに留めているものはないといつて良いで

しょう。ですから私たちは、時代の経過を評価しながら、後世に遺していくということの意味を將來に向けて問わないといけないと思つています。庭園は骨格である地割りなどが本質を継承しつつも同時に遷りゆくとともに、庭園と私たちの関係も時代とともに変化していきます。そうした観点で文化財庭園を思う時、文化的景観の調査の中で見出された京都北山の中川集落の住宅の庭のよう事例にも着目したいと思つています。それらは、山野草などを楽しむ民家の庭で、しかし、作庭家がつくつたものでもないし、いわゆる従来から名勝が取り組んできた芸術上あるいは庭園史上の観点から価値が評価されるものではないかもしれません。日本において、庭がそうしたごく当たり前の日常の生活に浸透しているこうした事実、文化遺産としての庭園を幅広く考えていく上で、議論に値する魅力ある話題だと思つています。

庭園を生きている存在として「いま」という視点で認識し、時代とともに変化していくステークホルダーの諸相との関係をどのように理解し、行動していくのかということがとても重要だと思います。わざわざ文化財庭園の保護などと言わなくても、地域に魅力ある形でその役割が定着して、例えば周辺環境を考へる指標ともなり、受け継がれていく。そうしたことが当たり前となる人と庭との関係が社会の中に築かれていくことを願います。

令和4年6月23日(木) 文化財指定庭園保護協議会・第59回総会  
於:アートホテル弘前シティ 3階 プレミアホール (青森県弘前市)

# 文化財庭園をめぐる 近年の動向

文化庁文化財第二課  
名勝部門 平澤 毅

## 名勝（名勝地）の指定・登録状況

指定 427件

人文的名勝 247件

公園 10件、庭園 234件、橋梁・築堤 3件

遺跡庭園・発掘庭園 29件、近代庭園 40件

自然的名勝 180件

登録 106件

庭園 77件、公園 13件、景勝地 16件

## 令和元年度以降指定の庭園・公園

- 令和元年10月16日 名勝指定  
西山氏庭園(青龍庭) [大阪府豊中市]
- 令和2年 3月10日 名勝指定  
成田氏庭園 [青森県弘前市]  
對馬氏庭園 [青森県弘前市]  
須藤氏庭園(青松園) [青森県弘前市]  
哲学堂公園 [東京都中野区]
- 令和3年 3月26日 名勝指定  
神仙郷 [神奈川県足柄下郡箱根町]  
知恩院方丈庭園 [京都府京都市]  
仁和寺御所庭園 [京都府京都市]
- 令和3年10月11日 名勝指定  
臥龍山莊庭園 [愛媛県大洲市]

【名勝の新指定 令和元年10月16日指定】

にし やま し ていえん せいりゅうてい

### 西山氏庭園(青龍庭)【大阪府豊中市】



指定範囲



青龍庭 滝石組



青龍庭全景(南西から)



青龍庭枯流れ(滝石組から見下ろす)



青龍庭(離れ茶室から)

鉄道沿線に開発された住宅地に昭和15年(1940)に造営された枯山水の住宅庭園。主庭の設計は作庭家の重森三玲で、枯滝石組、枯流れがそれぞれ龍の頭、胴体を表す。近代になって鉄道沿線に開発された住宅地に残る庭園の初期の事例として重要。

【名勝の新指定 令和2年3月10日指定】

なりたし ていえん

## 成田氏庭園【青森県弘前市】



指定範囲



築山周辺



主屋奥座敷から築山を望む



主庭南西側



主屋を南東側から望む



横庭

江戸時代末期から近代にかけて津軽地方に特徴ある作庭技法を継承した大石武学流庭園の優秀な事例のうち、流派の作庭規範を典型的に示しているとともに全体構成を良好に伝えており、大石武学流宗家5代の池田亭月の代表作として重要なもの。

【名勝の新指定 令和2年3月10日指定】

つしまし ていえん

## 對馬氏庭園【青森県弘前市】



指定範囲



主屋



踏躰



灯笼



滝石組



主屋座敷から深山石を望む



門

江戸時代末期から近代にかけて津軽地方に特徴ある作庭技法を継承した大石武学流庭園の優秀な事例のうち、観賞軸線を斜めとする点に特徴を有するとともに、大石武学流宗家5代の池田亭月から宗家6代の外崎亭陽への作庭流儀の継承を考える上で重要なもの。

【名勝の新指定 令和2年3月10日指定】

すとうし ていえん せいしょうえん  
**須藤氏庭園(青松園)【青森県弘前市】**



指定範囲



主屋から望む



秩父宮殿下御休憩記念碑



層塔周辺



主屋



主屋東側

江戸時代末期から近代にかけて津軽地方に特徴ある作庭技法を継承した大石武学流庭園の優秀な事例のうち、明治時代末期に宗家4代の小幡亭樹により作庭されたと伝えられる庭園で、座観と逍遥の観賞形式を併せ持ち、亭樹の作庭技法をよく示している点で重要なもの。

【名勝の新指定 令和2年3月10日指定】

てつがく どうこうえん  
**哲学堂公園【東京都中野区】**



指定範囲



哲理門



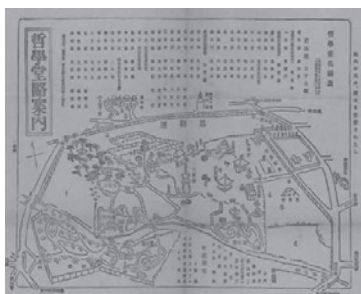
四聖堂



時空岡(西側から)



物字壇



昭和14年 哲学堂略案内



唯心庭(西から)



つつじ園、しょうぶ池(全景)

哲学館(後の東洋大学)創始者の井上圓了が、精神修養の普及を目的として、ソクラテス、カント、孔子、釈迦を祀った四聖堂を明治37年に建築して時空岡と名付けた台地上の私設公園を起源とするもので、昭和時代初期にわたって造営された哲学を主題とする固有な事例。

【名勝の新指定 令和3年3月26日指定】

しんせんきょう

神仙郷【神奈川県足柄下郡箱根町】



指定範囲



観山亭



石楽園



苔庭



南側の滝

昭和10年代から20年代にかけて、宗教家が強羅地区の地形と地質を活かして理想郷として整備した庭園。斜面に造られた様々な建物の周囲に園池や滝、石組を築き、また一部は現地の岩石をそのまま景観の要素としている。タケ類やコケ類等の植栽も特徴的である。

【名勝の新指定 令和3年3月26日指定】

ちおんいんほうじょうていえん

知恩院方丈庭園【京都府京都市】

書院庭園北池(南西から)



指定範囲



航空写真(南から)



書院庭園北池



築山と慈鎮石、護法石



滝石組

17世紀に造営され、18世紀にほぼ現在の形に整えられた池泉庭園。大方丈及び小方丈に面し、園池は屈曲した汀線を持つ。巨石を配し、園池背後の斜面に豪壮な滝石組を築いているほか、斜面上部の山亭付近からは京都市内を一望できる。

【名勝の新指定 令和3年3月26日指定】

にんなじごしよていえん

仁和寺御所庭園【京都府京都市】



航空写真



北庭



遠廓亭北東の池庭と築山



南庭と白書院(左)・宸殿(右)

江戸時代に造られた庭園を中心に近代に整えられた。大正3年に建築された宸殿の南北に庭園があり、園池のある北庭は江戸時代の庭園を大正初期に改修したもの。白砂敷きの南庭は昭和初期の造営で、そのほかにも2棟の茶室の周りにそれぞれ露地が造られている。

【名勝の新指定 令和3年10月11日指定】

がりゅうさんそうていえん

臥龍山莊庭園【愛媛県大洲市】



指定範囲



対岸から見た臥龍山莊



庭園と臥龍院(重要文化財)



臥龍山莊の石垣

明治後期に実業家河内寅次郎が肱川沿いの景勝地に造営した庭園。淵に臨む崖の上に書院や茶室が配置され、対岸には蓬莱山と名付けられた島が浮かぶ。周囲には肱川、亀山、富士山などが広がり、それらも景観の要素として取り込む。



## 令和元年度春以降の追加指定等

- 令和元年10月16日 追加指定  
菅田庵 [島根県松江市]  
妙国寺庭園 [宮崎県日向市]
- 令和2年 3月10日 追加指定・名称変更  
多賀大社庭園 [滋賀県犬上郡多賀町]  
英彦山庭園 [福岡県田川郡添田町]  
旧座主院御本坊庭園 旧座主院御下屋庭園  
旧政所坊庭園 旧亀石坊庭園  
旧泉蔵坊庭園 旧顕揚坊庭園  
英彦山神宮旅殿庭園
- 令和4年 3月15日 追加指定  
胡宮神社社務所庭園 [滋賀県犬上郡多賀町]

### 【令和2年 3月10日 追加指定・名称変更】

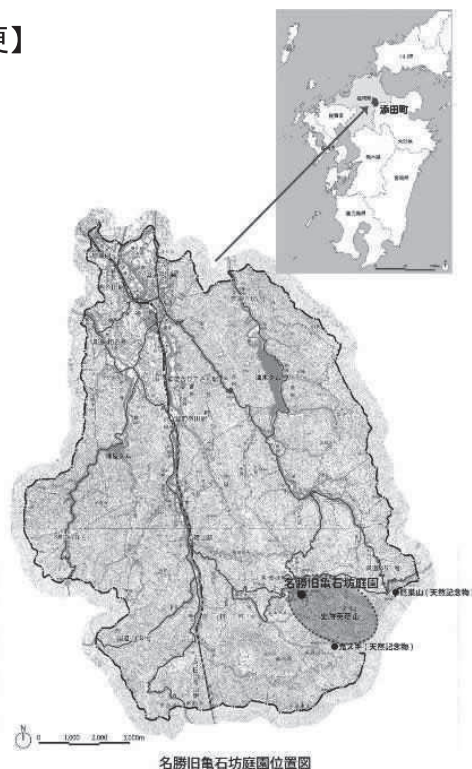
[福岡県田川郡添田町]

名勝 **旧亀石坊庭園**

↓

名勝 **英彦山庭園**

旧座主院御本坊庭園  
旧座主院御下屋庭園  
旧政所坊庭園  
旧亀石坊庭園  
旧泉蔵坊庭園  
旧顕揚坊庭園  
英彦山神宮旅殿庭園



## 英彦山内に所在する庭園調査

- 平成26～27年度 福岡県による個別庭園調査  
旧座主院御下屋庭園、旧泉蔵坊庭園
- 平成28～30年度 添田町による追加総合調査  
旧政所坊庭園、旅殿(下宮)庭園、  
旧座主院本坊庭園ほか、  
平成29～30年度に山内踏査により、  
少なくとも64の庭園遺構の所在を確認。

### 【名勝旧亀石坊庭園】追加指定・名称変更 説明資料の要点

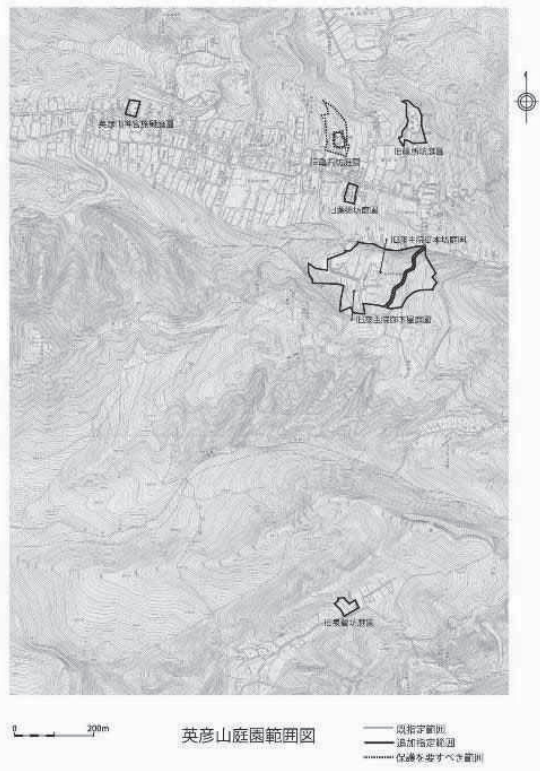
- 福岡県南東部、大分県との県境域に位置する英彦山は、標高約1,200mに並ぶ南岳・中岳・北岳の三峰から成る古代以来の信仰の山である。
- 英彦山内において、上霊仙谷の最下部に所在する**旧亀石坊庭園**は、江戸時代初期から雪舟作庭伝承が定着するほどに優れた古庭園であり、「山岳地ニ於ケル築山泉水庭ノ古園トシテ佳作トスヘシ」として、昭和3年2月7日、史蹟名勝天然紀念物保存法に基づき名勝に指定された。
- 英彦山にはこの旧亀石坊庭園のほかにも院坊跡などに数多くの庭園遺構が遺存することが知られてきたが、近年において山内全体を対象に実施された調査の結果、60余りの所在が確認された。いずれも作庭年代は詳らかではないが、絵図資料などから、室町時代から江戸時代中期にわたって作庭されたものと考えられる。
- 英彦山の院坊に営まれた庭園の多くは、雛壇状に造成された平坦地に堂宇・坊舎の敷地を設け、山側の裾部に大振りの添え石を寄せる滝石を組んでその前に浅い池泉を設け、池中に先を尖らせる岩島と迫り出して岬状に据えられた大きな護岸石に特徴ある造形を示すものである。
- このたびは、そうした特徴などをよく伝えるもののうち、特に重要で、調査によって具体的内容が明らかとなった旧座主院の御本坊及び御下屋、旧政所坊、旧泉蔵坊、旧顕揚坊、並びに、英彦山神宮の旅殿に所在する6つの庭園を追加指定する。
- 傑出した修験の霊地である英彦山に中世から近世にわたって営まれてきた庭園文化の様相を総体としてよく伝えており、日本庭園史上極めて重要で、芸術上及び学術上の価値が高いことから、「英彦山庭園」の総称の下に庭園群として包括的に保護しようとするものである。



旧亀石坊庭園平面図



名勝旧亀石坊庭園（既指定地）



旧座主院御本坊庭園（追加指定地）



旧座主院御下屋庭園（追加指定地）



旧政所坊庭園（追加指定地）



旧顕揚坊庭園（追加指定地）



旧泉蔵坊庭園（追加指定地）



英彦山神宮旅殿庭園（追加指定地）

## 令和元年度春以降登録の庭園

- 令和元年10月16日 登録記念物(名勝地関係)
  - 旧林氏庭園 [愛知県一宮市]
  - 八束氏庭園 [愛媛県松山市]
  - 平田氏庭園 [大分県中津市]
- 令和2年 3月10日 登録記念物(名勝地関係)
  - 染谷氏庭園 [千葉県柏市]
  - 長峰氏庭園(旧河原氏庭園) [長野県長野市]
  - 横山氏庭園 [三重県三重郡菰野町]
- 令和3年 3月26日 登録記念物(名勝地関係)
  - 和泉市久保惣記念美術館茶室庭園 [大阪府和泉市]
  - 津嘉山酒造所庭園 [沖縄県名護市]
- 令和3年10月11日 登録記念物(名勝地関係)
  - 松樹館庭園 [滋賀県東近江市]
  - 漢陽寺庭園 [山口県周南市]

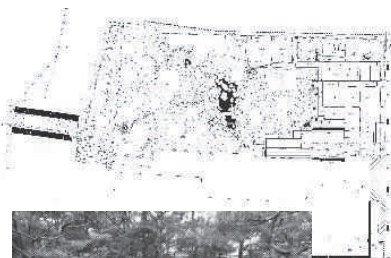
【登録記念物 令和元年10月16日登録】

きゅうはやしし ていえん

### 旧林氏庭園【愛知県一宮市】



登録範囲



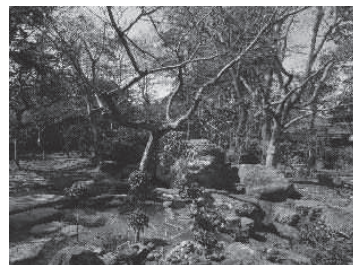
秋 石橋から母屋を望む



初夏 苔の繁茂



心字池と那智黒石



冬 築山



春 ドウダン

江戸時代に美濃路の起宿の脇本陣であった林氏の邸宅に、昭和初期に造営された池泉庭園。大正初期に再建された主屋の奥に広がる庭園は、中心部分に園池を設ける。園内全体に飛石が打たれ、秋にはイロハモミジやドウダンツツジの紅葉が彩りを添える。

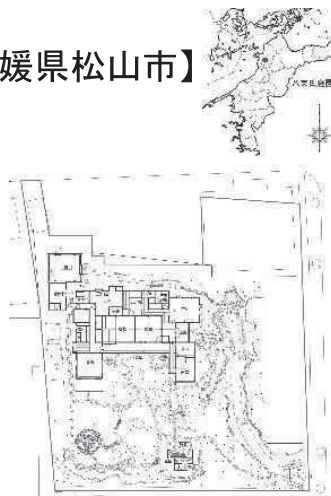
【登録記念物 令和元年10月16日登録】

やつづかし ていえん

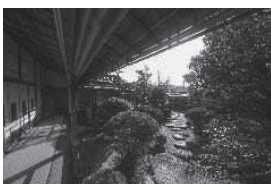
八東氏庭園【愛媛県松山市】



登録範囲



南北に蛇行する池

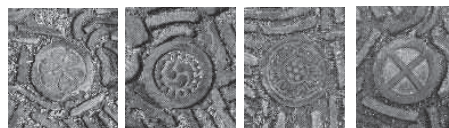


座敷から待合へ続く園路



表門側から瓦道を望む

松山市中心部から約2km東にある持田地区に位置する住宅庭園。昭和11年（1936）に、茶室のある数寄屋風の主屋、待合等とともに造営された。表門から玄関に至る道に瓦を立てて埋め込んでおり、その意匠が特徴的である。



瓦道 三つ葉葵 三つ巴 蓮華文 丸に十字

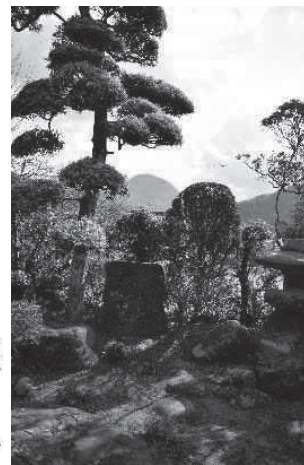
【登録記念物 令和元年10月16日登録】

ひらたし ていえん

平田氏庭園【大分県中津市】



登録範囲



新座敷前から南側を望む

耶馬溪の名勝指定や耶馬溪鉄道の敷設に尽力した平田吉胤の住宅に営まれた庭園で、耶馬溪の風致景観を巧みに取り込んで特徴ある眺望を演出するよう工夫された意義深い事例であり、時代を特徴づける造形をよく遺している。



主屋3階三方ガラス張りの広間



新座敷前から東側を望む

【登録記念物 令和2年3月10日登録】

そめやし いていえん

染谷氏庭園【千葉県柏市】



登録範囲



奥の間からの座観



銅版画(明治27年)



勝手庭



築山から奥の間, 中の間方向



長屋門、主屋、前蔵に囲まれた広庭



長屋門と前庭



アラク山入口



旧畑地

江戸時代に名主を務めた染谷氏の庭園で、主屋に南面する主庭や長屋門等の往時の建造物、旧畑地のほか、敷地の南西にある井戸水の涵養林であるアラク山と一体となって、幕末から明治時代前期に整えられて以来の空間構成の全体をよく伝えている。

【登録記念物 令和2年3月10日登録】

ながみね していえん きゅうかわら していえん

長峯氏庭園(旧河原氏庭園)【長野県長野市】



登録範囲



周辺水系図



泉水路



カワ



全景

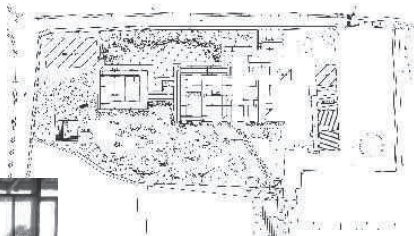
江戸時代の松代城下において、沿道の水路(カワ)や畑地の水路(セギ)、泉水路によって繋がれた特徴ある武家屋敷につくられた庭園のひとつで、往時の空間構成をよく維持しており、東西約20mを測る泉水を中心として表情豊かな庭園風景の変化を楽しむことができる。

【登録記念物 令和2年3月10日登録】

よこやま していえん  
**横山氏庭園【三重県三重郡菰野町】**



登録範囲



表庭(北西から)



表庭(主屋クチノマから建具越し)



裏庭(南西から)



玄関前庭(門から)



尽日庵露地(尽日庵から)

平野神社神官等を務めた菰野地域を代表する旧家の一つ横山氏が、隠居のための静養地として幕末以来の主屋が残る旧邸に、昭和43年に書院を新築し、茶室尽日庵を移築して、作庭家の重森三玲に依頼して整えた前庭、表庭、露地、裏庭から成る住宅庭園。

【登録記念物 令和3年3月26日登録】

いずみし くぼそうきねんびじゅつかんちやしつていえん  
**和泉市久保惣記念美術館茶室庭園【大阪府和泉市】**



登録範囲



玄関前 前庭



惣庵周辺



建設中の茶室玄関



聴泉亭より露地を望む



玄関前

昭和初期に二代久保惣太郎によって造営された庭園。表千家の茶室「残月亭」及び「不審庵」を写した「聴泉亭」、「惣庵」だけでなく、露地についても、外腰掛、中潜、梅見門、内腰掛等を含めて、ほぼ忠実に空間構成を写している。



【登録記念物 令和3年3月26日登録】

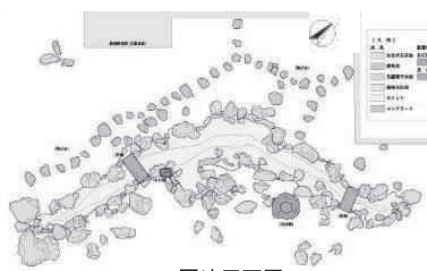
つかやましゅぞうしよていえん

## 津嘉山酒造所庭園【沖縄県名護市】



南から庭園・離れを望む

園池



登録範囲

北側の石灯籠(昭和5年)

園池平面図

昭和初期に泡盛の醸造所に造営された池泉庭園。ほぼ長方形の敷地の中央部分に主屋が建ち、南東部に庭園が造られている。細長い形の園池は沖縄本島の形を模したと伝わっており、景石として沖縄本島北部産出の古生代石灰岩を用いていることが特徴である。

【登録記念物 令和3年10月11日登録】

しょうじゅかんでいえん

## 松樹館庭園【滋賀県東近江市】



主庭



主庭の石灯籠と景石



奥庭(建物は登録文化財)

今回指定する範囲

登録範囲

幕末から明治前半に活動した作庭家勝元宗益(鈍穴)の作と伝わる近江商人松居氏の庭園。主屋から見ると、手前のゆるやかな高まりを回り込むように飛石が奥へと続き、その先の低めの築山には大ぶりの石灯籠や景石を配置する。

30

【登録記念物 令和3年10月11日登録】

かんようじていえん

## 漢陽寺庭園【山口県周南市】



— 今回指定する範囲

登録範囲



曲水の庭



瀟湘八景の庭



地藏遊化の庭

昭和40年代に作庭家の重森三玲が禅宗寺院に造った庭園。  
水の流れを主体とする「曲水の庭」、枯山水の「地藏遊化の庭」、石組と池泉を中心とする「九山八海の庭」など、大きさや様式の異なる複数の庭園から成る。

31

## 文化財庭園保存技術者協議会

### 文化財庭園フォーラム(第17回)

「大館に実現された京都の技(わざ)」

秋田県大館市 6月25日(土)・26日(日)

鳥潟会館庭園

### 文化財庭園フォーラム(第18回)

鳥取県東伯郡三朝町

10月9日(日)・10日(月・祝)

依山楼岩崎庭園

講演会

「大石武学流庭園について」

弘前文化財保存技術協会 代表理事

今井二三夫



講演会  
弘前文化財保存技術協会 代表理事  
今井二三夫

ご紹介いただいた今井と申します。お疲れになつているかと思いますが、少しの間お時間をちよだいしたいと思います。また、こうして全国から弘前へお越しいただいたことに関して感謝申し上げます。

私は、昭和四五年から調査を続けていますが、大石武学流という庭は、本州最北の地で、しかもごく一部の限られた地域におよそ五〇〇ほどの同じような形をしているというのが特徴でございます。

二つか三つ見ていただければ、大石武学流庭園とは何かというのはご了解いただけると

思いますが、今日はその要素になつている特徴を二、三ご紹介させていただければと思います。

お手元にたくさん資料があると思いますが、「大石武学流庭園について」という資料をお手元に出していただきたいと思つています。前半は、この資料でお話して、残りの時間は、パワーポイントで、明日ご見学いただくお庭を紹介させていただきます。また、大石武学流庭園は、他にも国の名勝、登録になつていきますので、そのお庭をざつと紹介させていただきます。私の話を締めたいと思つています。

では、資料ご覧ください。大石武学流庭園とはどんな庭園なのか。数ある特徴の中から大きく二つ紹介いたします。まず、大石武学流庭園とは、本州最北端の津軽地方で江戸時代末期から明治にかけて独自に発展してきた庭園流派の一つで、特徴的なのは、お茶、お花と同じように宗家という制度が伝承されていることです。その宗家に推薦されて、宗家を継いだ人は、自分が生きていた間に、次の宗家を指名しなければならぬ、という形でこれまで代々伝わってきました。これが特徴の一つ目となります。

それから、特徴の二つ目として、お庭の作り方にパターンがあつて、そのパターン通り

に作られていなければ、大石武学流とは名乗れません。かつ、宗家が認めた庭でなければ大石武学流と名乗ってはならないことになつていきます。したがつて、誰でもその庭を見て、そのパターン通りに作られているかどうか、大石武学流というお庭なのか判断がつくことになります。

次に、どういう形で作られてきて、どういう形で津軽の地で武学流というものが発展してきたのかと申しますと、藩政時代の作庭は、武家や寺社が中心でした。明治になると、名主、庄屋などの地域の富裕層が地域の小作人の冬の生活を支えるために考え出したのが、山から石を切り出して、そしてそれを山からソリに乗せて毎日運ばせる、あるところまで来ると、日銭を与えて今日はこれまでという形で九年、一〇年それを続けて自分の家の庭を作らせる、こういったところから大石武学流の様式が明治になつて整えられてきました。大正から昭和にかけて、りんご産業が普及します。昭和三〇年代になると全国に津軽のりんごが売れるようになります。特に弘前にあつては全国生産日本一で、りんご農家の方達はかなり潤うことになりました。一年目儲けると自分の家をなおすと、二年目儲けると蔵を建てた、三年目何をしたかというとい

庭を作った。という形で津軽では一気に庭というものが広がりました。大石武学流という宗家制度に基づく制度の元で、宗家の弟子たちが庭を作り、その弟子が作った庭を宗家が認め、そして一気に津軽地域に広まってきました。

この宗家というものは代々伝わる秘伝書で取り仕切ります。もう一つ宗家がやる仕事は、口伝です。例えば松の切り方、剪定の仕方、ここはこう切れという技を伝えるのは書き物ではなく、口伝で伝えます。これが宗家制度です。

実は、大石武学流は、高橋亭山という、初代、二代、三代が高橋亭山と名乗るといふことはずっと以前から知られていました。その高橋亭山とはいつの時代の何者か、というのは、全くこの五年くらい前までは分かりませんでした。そして、高橋某とかという名前、権之丞（ごんのじょう）とか、米五郎（よねごろう）とかという名前は知られていましたが、それがどういう因果関係にあるのか、全く分かりませんでした。それが、つい二年程前によく手がかりが見つかりました。揚亀園さんで明日から、私が昭和四五年から探し続けていた、初代亭山に関わるであろうという資料を明日から一般公開することになっ

ています。それは、「地割図」です。その庭の配石をどう行うかという地割図を書いたもので、江戸末期の嘉永二年という年号が入っています。初代高橋亭山が亡くなるのは嘉永五年ということが分かっていますので、その三年前に書かれています。そして、高橋亭山と記載されています。

もう一枚、昨年見つけたものが、明治七年の作庭地割図です。そこには「二代高橋亭山」と書いてあります。ということ、嘉永二年に書かれた地割図が今のところ大石武学流という庭園の最古の地割図ということになります。初代と書いていないのですが、何も書いていないということはおそらく初代ということであろうと判定しています。これがつい先日、発見されました。ですから、ずっと長年不明だった、初代、二代の高橋亭山の手掛かりによくやく明かりが見えてきました。

そして、大石武学流にあつては、一つ一つの配石、灯籠、これに全部名前が付されている、というの大きな特徴であろうというように考えています。これはおそらく全国でも類例が少ないと思います。嘉永二年、明治七年の地割図や、瑞楽園に残されている三代高橋亭山の掛軸などにも全部名前が付いていますが、実際の配石に際して、現在に伝わって

いる名称と一致しています。

今現在の宗家は、八代目ですが、次の九代目は八代目の孫が継ぐということ、指名されています。今、一生懸命、九代目を名乗る孫が勉強中ですが、このような形で宗家制度は、大石武学流にとっては欠かさない制度ですので、何とか継承していただけるよう、関係の方をお願いをしているところです。

もう一つ、大石武学流の特徴として、最大の特徴は、地割りであります。屋敷の地割りです。まず、道路から中に入って、住宅があります。津軽の建物というのは、玄関が二つあります。そのうち、大きい方の入り口は、正本（しょうほん）とか、正玄関（しょうげんかん）と言うのですが、それは盆と正月しか開いていない玄関です。もう一つ横玄関というのは、御本家の方とか、しかも男性、御主人しか入れません。では、女性とその他の子供達は、どこから入るといふと、家の横に回って、勝手口の方から入ります。このような形が津軽の建物の一般的な特徴となります。また、正玄関の前にちよつとした小さい庭を作ります。それを「前庭（まえにわ）」と呼び、大石武学流の庭を作っているところまで行く間に、家に沿って作られる庭

を「横庭（よこにわ）」と呼んでいます。そして、大石武学流のある庭を「本庭（ほんてい）」と呼び、三つに区分されています。大石武学流にあつては、本庭の中には、花ものは植えてはいかん、実のなる果物も植えてはならん、とされています。そうするとお母さんは花も植えられない、何も植えられません。そこで、お母さんに支配権を与えようというのが建物の横にある横庭です。ここは、女性が花壇を作ってもよいということになっています。このような形で庭の敷地割りがあります。

それから、本庭にあつては、飛び石列がローマ字のVの字になるような形で打たれます。お座敷から座鑑式（座つて眺めるお庭）が大石武学流の一般的な形ですが、その座つてお座敷から眺めた時に、庭奥の築山や池の方に向かって一列に飛び石列が打たれます。五つや一〇とか打たれる飛び石の一番奥にその庭で一番大きく平らな石を据えます。それを「札拝石」と呼んでいます。Vの字のもう一列の方は、蹲踞（つくばい）の方に伸ばします。この中央の飛び石列を挟んで、蹲踞の反対側に「二神石（にしんせき）」という石を配置します。この部分を「庭前」と呼んでいます。大石武学流というからには、こう

なっていないと大石武学流と申しません。誰が見ても二つか三つこの庭を見ると大石武学流か大石武学流でないかという判断がついてきます。明日はぜひそれを現場で確認していただいて、二時半に揚亀園さんで解散した時には皆さん方は大石武学流の専門的知識者のお一人になつているかと思ひます。ぜひ青森県の半分にはかない、この津軽にはかない大石武学流の庭がどういう庭なのかを知つていただきたいと思ひます。

私が調べたのはおよそ五〇〇ちよつとですが、今現在は、二〇〇ちよつとぐらゐまで減つています。その理由は、維持費です。庭は、普通の個人の庭です。年間の維持費が皆さんで、あるいは現代の車社会で庭に車庫を作らないといけないとか、若い方達の関係でどんどんつぶれていっているという大きな課題があります。

明日の見学会は、着いたかと思つとすぐに出発という感じになりますので、事前に画面でもつてご覧いただければと思ひます。

これは、お座敷のところから庭へ降りるところに据えられている「沓脱石（くつぬぎいし）」と言ひます。庭から降りるのに靴を脱ぐとなつている、普通、庭へ降りるのなら「沓履石（くつはきいし）」でいいような感じ

ですが、「脱ぐ」ということになっています。では誰が脱ぐかという点、大石武学流の庭園にあつては、札拝石周辺に全ての神仏が宿ると所有者の方達は教わつています。十五夜の時とお正月とその神仏が全部、御主人に誘われてお座敷で一献飲むという儀式が行われます。その時に庭の中におられる神仏が沓を脱いで中に入る。したがつて、「沓」の字は神官の方達が履く「沓」を漢字で表しています。これが大石武学流のパターンです。



沓 脱 石 くつぬぎいし

この沓脱石のところから直線的に一列、庭中央に向かつて飛び石が打たれます。飛び石

列の一番奥に、この庭で一番大きい、約四メートル前後の平らな石を据えます。これが礼拝石です。この中央飛び石列からVの字になるようにもう一列、飛び石を打ちます。こちらはその先に蹲踞が作られます。蹲踞の作り方もパターンが決まっています。蹲踞の反対側に二神石が作られます。この礼拝石までの飛び石と蹲踞までの飛び石と二神石をあわせて、我々は俗に「庭前」と呼んでいます。

庭前がこのようにできていかなかったら、大石武学流とは言いません。大石武学流の庭というのはこうなっていないといけない。これが頭の中で理解でき、津軽地域でこういう庭を見れば大石武学流だご承知おきいただけることかと思えます。

これが飛び石列であります。右手奥の方に画面上のところに礼拝石があつて左手の方に飛び石が蹲踞の方に伸びています。これが名勝指定を受けている盛美園さんの庭前です。

これは中央飛び石列、先ほど平澤先生にご紹介いただいた、軸線がまっすぐではなく、斜めになっています。對馬氏庭園という今回指定をいただいたところです。写真で見ると、まっすぐに見えますが、お座敷から見ると左手の方に斜めに伸びていっている飛び石列です。



庭前 蹲踞列 中央飛び石列（礼拝石）



庭前【二神石 中央飛び石列（礼拝石）蹲踞】

蹲踞のそばには、春日灯籠を建てます。その奥に松などを配置する、という決まりがあります。もう一つ特徴的なのは、庭の一番奥の方に富士山型のような三角の小さい石を置きます。これを「遠山石（えんざんせき）」と言います。これらがセットになっていけば、大石武学流の構成要素となります。石灯籠であります。大石武学流にあつては、「野夜灯（やどとう）」と呼んでいます。自然石でもって構成します。全て自然石が望ましいですが、三日月の「めがね（たま）」の部分については加工してもよいことになっており、三



礼 拝 石 らいはいせき

日月と太陽が彫られます。そしてこの三日月部分をお座敷からまっすぐ見えるところに正面に据えることになっています。おそらく皆様方のところでは、ロウソクを立てた時にロウソクの火が直接見えないように設置するところが多いと思いますが、大石武学流にあつては、お座敷からロウソクの火が煌々と見えるようにします。十五夜の時にお月様と一緒にこのロウソクを拝むということが大石武学流にとつては大事なことになっています。近年、大学を卒業してきた若い庭師さんが配置の仕方が違うということで、わざわざ斜めに配置してしまい、園主ともものすごい争いになった事例がありました。津軽で大石武学流にあつては、三日月が正面から見えるということが一つの特徴です。



野 夜 灯 やどう



遠 山 石 えんざんせき



蹲 踞 (つくばい) まわり



登録記念物 丹藤氏庭園 (旧三上氏庭園) 庭園入口 門

これが丹藤氏庭園という庭園です。ここの特徴は、三神石記念、三神石 (さんじんせき) という明治一五年に作庭したという記念の石があるのですが、この裏に五代の池田亭月(いけだていげつ) が手を加えた理由が書かれています。今、我々がいくら調べても三神石記念とは何かということが不明な点です。ただ、石の手前の部分はおそらく池田亭月が手を加えた部分、そして明治一五年というのはおそらく、亭月が手を加えたずっと庭の奥の方に飛び石が散らばっている所が一番古い時代のものかなと我々は今考えているところです。



登録記念物 丹藤氏庭園（旧三上氏庭園）  
池護岸と奥に野夜燈



登録記念物 丹藤氏庭園（旧三上氏庭園）  
池と奥に造庭記念「三神石記念碑」



登録記念物 丹藤氏庭園（旧三上氏庭園） 野夜燈やどう



登録記念物 丹藤氏庭園（旧三上氏庭園）  
造庭 三神石記念碑



登録記念物 丹藤氏庭園（旧三上氏庭園） 奥の平庭 景石 石組



これが對馬氏庭園の写真です。對馬氏にあつては、築山の一番上が低くなっています。武学流では築山が高く、だいたい二メートルから三メートルぐらいですが、對馬氏庭園にあつては、築山の頂上の守護石という形で、人面石、人の顔に似せた石を配置しています。



名勝 對馬氏庭園 庭前 全景



名勝 對馬氏庭園 蹲踞まわり



名勝 對馬氏庭園 庭前 礼拝石 滝石組 人面石



名勝 對馬氏庭園 人面石



名勝 對馬氏庭園 野夜燈やどう

これが須藤氏庭園です。



名勝 須藤氏庭園 庭園 正面



名勝 須藤氏庭園 庭前 飛び石列



名勝 須藤氏庭園 正面築山と滝石組



名勝 須藤氏庭園 正面右築山と石塔



名勝 須藤氏庭園 池石橋と記念堂



名勝 須藤氏庭園 築山上 野夜燈

これが成田氏庭園です。手前右側の方から一列に中央列の飛び石列があつて、奥に築山があり、一番左下に見えている石が二神石です。この成田氏にあつては五代池田亭月がこの庭を作つたという記念碑が建てられています。



名勝 須藤氏庭園 蹲踞



名勝 成田氏庭園 5代池田亭月 築庭 銘文碑



名勝 成田氏庭園 庭前 飛び石列 と 正面築山



名勝 成田氏庭園 二神石



名勝 成田氏庭園 蹲踞

これが玄関前の前庭と称する小さい庭です。これが横庭、本庭に入っていくところです。この部分は奥さんが花壇を作ろうが、何をしようが自由だという部分です。ただし、本庭には花を植えてはいけないことになっています。



名勝 成田氏庭園 前庭

これがお座敷から眺めるお庭、先ほど説明した飛び石列です。中央飛び石列があつて、右側にもう一つ、Vの字の飛び石、瑞楽園における野夜灯です。



名勝 成田氏庭園 横庭



名勝 瑞楽園 座敷から庭園を眺望



名勝 瑞楽園 庭前借景岩木山



名勝 瑞楽園 庭前 中央飛石列 (額拝石) 蹲踞飛石列



名勝 瑞楽園 庭前 二神石 中央飛び石列 蹲踞石列

これが三代高橋亭山が書いた地割図です。一番古い嘉永二年の地割図については、先ほど説明したとおり、つい先日発見されたものです。そして、昨年、明治七年のものが発見されました。



名勝 瑞楽園 野夜燈やどう

そして、これがおそらく明治三〇年代のものであろうと考えています。ですから、つい一週間、十日前に見つけた地割図には、高橋亭山という名前の前に初代とか二代とか何とも書かれていないため、おそらく初代だろうと思います。

明治七年は二代高橋亭山と書いてあるので、これは明らかに二代です。今、実は、弘前にあって頭が痛いのは二代以降の高橋亭山についてです。実は三代を継いだ者はすぐ亡くなっています。二代高橋亭山が隠居する形で自分の長男坊に譲るのですが、同じ年に亡くなっています。それでそのあとを弟が継いだのか、継がなかったのか、高橋家は継いでいるが宗家を継いだのか、継がなかったのか、



瑞楽園 三代 高橋亭山 筆耕 瑞楽園地割図

この点が不明な点として残っています。

これが揚亀園さん、明日、午後行くところの庭です。中央飛び石列、池前に礼拝石を設けています。これが右手の方にある二神石。左手の方の蹲踞、お茶室です。明日、ここで資料を公開するそうです。お時間がありますら初代高橋亭山であろうという、大石武学流の研究には欠かせない地割図でありますので、一目ご覧いただければと思います。



登録記念物 揚亀園 正面 全景



登録記念物 揚亀園 二神石



登録記念物 揚亀園 池 手前護岸礼拝石



登録記念物 揚亀園 茶室 揚亀庵



登録記念物 揚亀園 蹲踞

これが明日、昼食会場になるところの遑止園（こうしえん）というお庭です。明治四一年に、後の大正天皇がお泊りになったところ。明日の会場は、重要文化財になっています。明日のお昼の会場は、重要文化財になっている旧弘前偕行社という陸軍第八師団の将校たちが集っていた場所になります。昼食会場から真正面に見える庭が遑止園です。同じ旧弘前偕行社の入口のところに六代目外崎亭陽（とのさきていよう）が作った大石武学流の庭園があります。ただここは、残念ながら道路を拡幅するため、庭前が削られて飛び石列が欠けています。亭陽らしい造形の仕方がよく分かるお庭です。



重要文化財 旧弘前偕行社 遑止園



重要文化財 旧弘前偕行社 遑止園隣接 石組



重要文化財 旧弘前偕行社 遑止園碑



重要文化財 旧弘前偕行社 外崎亭陽 大石武学流庭園



重要文化財 旧弘前偕行社 遑止園隣接 石組



重要文化財 旧弘前偕行社 外崎亭陽 大石武学流庭園



重要文化財 旧弘前偕行社 外崎亭陽 大石武学流庭園



名勝 金平成園（黒石市） 庭から主屋を望む



名勝 金平成園（黒石市） 庭園眺望

これが黒石市の名勝、金平成園です。建物の二階から望んだところ。一番真ん中下にあるのが札拝石です。これが池側から母屋を撮ったところ、これが飛び石列です。



名勝 盛美園（平川市） 庭から盛美館を望む

これが盛美園、ちょうど入口のところにある建物です。盛美園のお座敷から庭の正面を望むとこのようになります。これが庭前です。



名勝 金平成園（黒石市） 庭前 園路飛石列





盛美館座敷から庭園を望む



「盛美館」と 枯池・池泉



名勝 盛美園 庭前 蹲踞前飛石列と中央飛石列



名勝 盛美園 全景



登録記念物 鳴海氏庭園（黒石市） 庭前



登録記念物 鳴海氏庭園（黒石市） 正面

これが黒石市にある登録記念物として登録されている鳴海氏庭園の飛び石列です。ここが庭の奥で右手の方にし字型になっている大石武学流にあつては独特で珍しい庭の作りになっています。

これが登録記念物の旧菊池氏庭園（弘前明の星幼稚園庭園）です。



登録記念物 旧菊池氏庭園（弘前明の星幼稚園庭園） 庭前



登録記念物 旧菊池氏庭園（弘前明の星幼稚園庭園） 庭前

以上で、ざっと大石武学流庭園をご紹介します

せていただきましたが、これだけ見れば大石武学流はもう分かったという感じになろうかと思えますので、明日はそれを確認いただければ、こうなっていれば大石武学流かというのを実感できるかと思えます。我々も調査をしていると、「この庭は大石武学流か、大石武学流でないのか調べて欲しい」という依頼があります。その時、我々は出掛けていかないことにしています。「大石武学流だったら、こうなっているから、それを見て下さい」と言います。そうなっていれば、大石武学流で、そうなっていなければ日本庭園ということにしてくださいと言っています。

大石武学流の特徴の一つには、お茶とかお花や、日舞とかと同じように、宗家というたった一人のお師匠さんの元に弟子がそれに連なっていることがあります。そして、新しいお庭を作る時もこう作らなければいけない、こういう風に作らないと大石武学流とは名乗れない、しかも宗家がそれを認めないと、大石武学流とは名乗れません。何が宗家に認められるかというと、石と石の間、石を据えた時の高さがどれぐらいかということですが、

実は昭和四年に五代池田亭月の家が火事で焼けて、すべての秘伝書が全焼してなく

なっていました。六代目に口伝を伝えな

いといけません。戦争で六代目が出征してしまい、伝える暇のないうちに亭月が亡くなってしまいます。六代目に伝えないといけない口伝が伝わりません。初代からの経緯が全く分からなくなっていました。六代目亭陽さんは、一緒に四代、五代に付いて歩いた時に言われたことを思い起こしながら一〇年かけて秘伝書的なものを複製しています。それを弘前市の博物館に納めてありますので、技術的なことは亭陽さんが復刻したそれを参考にすれば伝わります。ただ、口伝については、何を口伝で伝えていたのかと言うと、六代目亭陽さんでも分からないということですが、「私は五代亭月から頂戴したのはたった一冊、昭和九年に弟子たちがまとめた秘伝書の書き写ししかない。今私は、六代目であるけれども、初代のつもりで残し伝えていかな」と大石武学流がなくなる。」ということですが、亭陽さんはずっとおっしゃっていました。今、我々が津軽地域で一般的に目にしている作品というのは、六代目外崎亭陽が作り上げたと言っても過言ではないと思っています。亭陽さん自身が作ったお庭を一覧表にまとめたのですが、一八〇ちよつとあります。その大半が亭陽が思いを込めて作り上げた庭だと、そ

してどういう思いを込めたかというところ、パターンをしっかりと伝えていくと。ですから、津軽では、どの庭を誰が作ったかというのは、宗家以外は名前が出てきません。宗家が作った庭だけは、宗家の名前が残っています。宗家の弟子が作った庭は、そのお宅にも名前が残っていません。これも大石武学流の特徴の一つです。どここの何々庭園というように

者一同、頑張つて残し続けていきたいなと思つてございます。明日は我々の仲間がそれぞれバスへ乗車させていただいて皆様方をご案内することにしております。ぜひ一緒に楽しんでいただければと思います。以上で私の話は終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

代表的に伝えられるのは、宗家が手掛けた庭になります。弟子が作るという公邸であっても名前は残りません。六代目亭陽さんがよくおっしゃっていたのは「我々は庭師の一人。自分が作った庭でも、庭師の名前はそこには必要ない。お庭が残つて園主がそれを褒めてくれて後世に伝えてくれることが、我々庭師の務めだ。」ということでした。ですから、私が大石武学流のお庭を拝見する時には、そういう思いを伝えるようにして、造園をやっている方にもお話ししているところです。明日、皆さん、是非自分の目で確かめていただいて本州最北の一地域に残されてきた大石武学流というお庭を頭に少しでも残していただければ、弘前の人間としては大変ありがたいなと考えています。課題はたくさんありますけれども、我々もこれから何とか、この大石武学流というお庭を後世に伝え残せるように関係

文化財指定庭園保護協議会 講演会

Ⅱ 大石武学流庭園について Ⅱ

一般社団法人 弘前文化財保存技術協会

代表理事 今井二三夫

「大石武学流庭園」の特徴

「大石武学流庭園」とは、本州最北端の津軽地方で江戸時代末期から明治にかけて独自に発展した庭園流派の一つで、今なお「宗家制度」に基づき、庭の配石などの造成も「一定の築庭技法・様式」をかたくなに継承し続けている全国でも類例の少ない庭園流派と言われています。

藩政時代の作庭は、武家や寺社が中心でしたが、明治になると各村々の名主や庄屋が、地域の小作人達の冬季間の生活を支えるため庭づくりを始めました。大正から昭和三〇年代にかけて津軽の農家は、りんご産業の振興で財を成し、住居や蔵の新築に併せ、庭園の築庭が盛んとなりました。勿論、築庭は、大石武学流庭園に係る地元の庭師達の手によるものでした。こうして津軽では、お庭といえば「武学流庭園」となったのです。

一・宗家制度

「大石武学流」は、茶道や華道と同じように、流派誕生以来現在に至るまで宗家制度を継承してきました。宗家なる庭師は、「大石武学流庭園」に関するあらゆる面での指導者となります。

宗家の継承は、当世の宗家が、生存中に次の宗家を指名し、「亭」の字のついた字名を名付けます。そして代々宗家のみに伝えられてきた「秘伝書」や「口伝」を伝授します。

ただ一九二九（昭和四）五月に、五代宗家「池田亭月」の自宅が火災で全焼したため、秘伝書『大石武学流築庭極意伝書』などの文書類は全て焼失し、また六代目宗家「外崎亭陽」が戦争で徴兵出陣中に五代目「池田亭月」が他界したことで、口伝伝授も満足に行われなかったため、大石武学流の築庭技法のみならず、大石武学流の発祥から経緯・由来・沿革に至るまで、庭園流派に係る多くのことが不明・不詳となり、現在謎多き庭園流派となっています。

●三代 高橋亭山【米五郎長男権之進、早世。宗家を継承したか不明。

Ⅱ 二男八十太（一八七三～一九二二）、亭山を名乗ったが宗家を継承したか不明。】

四代 小幡亭樹【小幡貞吉…二代亭山とともに大石武学流庭園基盤確立…盛美園・須藤家庭園・揚亀園等】

五代 池田亭月【池田久次郎…庭園の普及…成田家・對馬家等…昭和四の火災で秘伝書等焼失】

六代 外崎亭陽【外崎寅吉…昭和三〇～四〇年代に多くの築庭に携わり武学流を津軽地域全域に普及】

七代 成田亭真【成田 健…六代目亭陽とともに数多くの築庭に貢献】

八代 木村亭星【木村武雄…現宗家…武学流庭園の維持管理普及に努めている】

（九代）木村 努【八代目木村亭星の孫で九代目継承者として指名されている】

初代 高橋亭山【百田村石蔵・高橋権之丞  
（一八五二没）

二代 高橋亭山【嫡男高橋米五郎一八三〇  
（一九〇七没…様式確立…金平成園・瑞楽園等）

初代 高橋亭山【百田村石蔵・高橋権之丞  
（一八五二没）  
二代 高橋亭山【嫡男高橋米五郎一八三〇  
（一九〇七没…様式確立…金平成園・瑞楽園等）

二. 定型化(決められたパターン)された石組の構成

(一)「地割り」

①屋敷の中での庭園の地割

大石武学流庭園は、主屋の玄関前に「前庭まえにわ」と呼ぶ小規模な坪庭を、主屋に沿って横長に「横庭よこにわ」を、そして母屋のお座敷前に「本庭」を築庭配置します。

②本庭の地割

大石武学流庭園の「本庭」は、庭を巡り歩き鑑賞する「回遊式庭園」より、住宅のお座敷から観賞する「座鑑式庭園」が圧倒的に多

く築庭されています。

そして庭園の規模の大小に関係なく、「本庭」には、母屋側から庭奥に向け「庭前におまえ」・「池」・「築山」と区分する「地割り」があるのが大きな特徴です。

③定型化された「庭前にわまえ」

大石武学流庭園の最大の特徴は、母屋の座敷前に広がる「庭前」が、どのような庭であっても大石武学流庭園というからには、一定のパターン化された築庭様式にかなっていないとならないことです。

お座敷前から庭園ほぼ中央に一直線の飛石

が打たれ、最奥に庭一番の大きく平らな大石【礼拝石】を据えます。

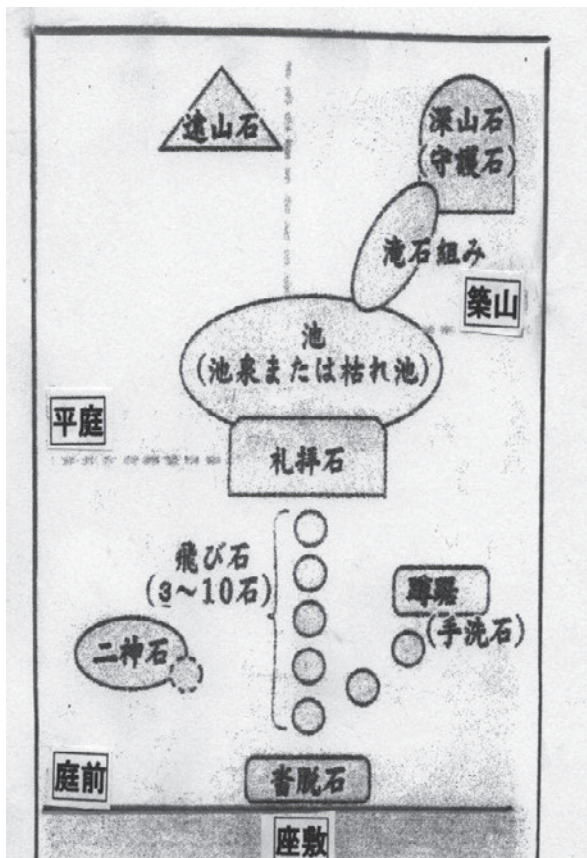
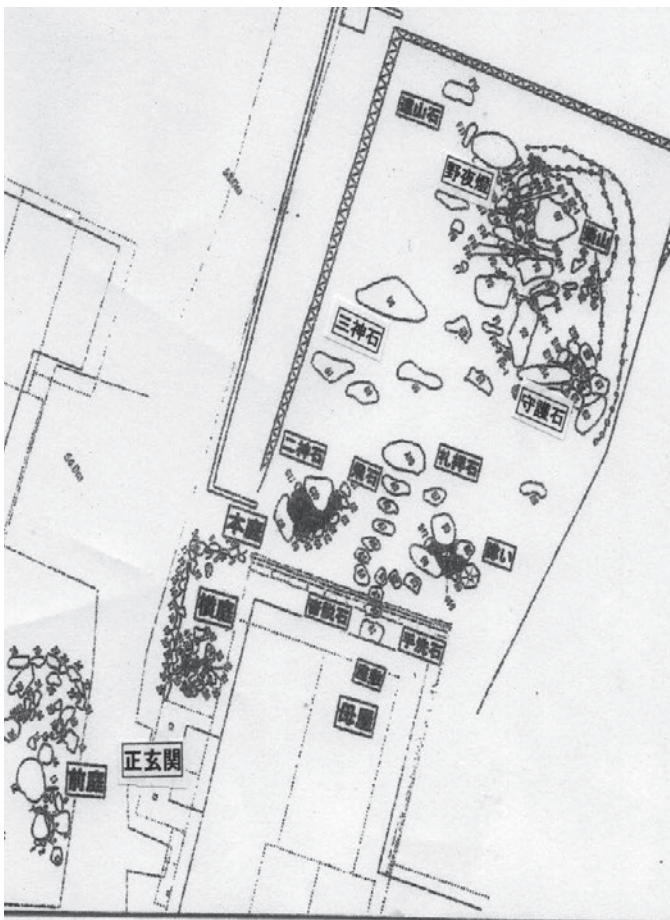
この中央飛び石列の根元からもう一列飛び石を打ち奥に【蹲踞】を据えます。

そして中央飛び石列を挟んだ反対側に【二神石】を据えます。

大石武学流庭園ならば、必ずや庭前の配石は、これを基本としています。

どなたでも判断可能な流派庭園です。大石武学流庭園は「樹木」や「池水」より「石」が主体の庭とされます。

樹木は、松やイチイ、ツツジなどで、花卉



や果樹は、原則、植栽しないこととされています。

また年月を経ても樹木が石を覆いかぶすことのないよう植える時に留意すべきとされています。

(二)「庭園の構成要素」―「飛び石列」「蹲踞」「二神石」

母屋の縁側下に打たれる「沓脱ぎ石」から「池」の手前の護岸まで、庭園全体の三分の一ほどを占める敷地部分を「庭前」と呼び、大石武学流庭園の大きな特徴の箇所です。

ア 「飛び石列 (踏み石列)」



母屋の縁先から庭に降りる所に四角な「沓脱石くつぬぎいし」を据え、そこから庭奥に向かい、二筋か三筋に、数個の平らで表面が

ごつごつした自然石を直線的に飛び石を打ちます。

一筋は、正面の「中央飛び石列」として、もう一筋は、この「中央飛び石列」の左右どちらかの方向に小振りですらな自然石を据え、奥に「蹲踞・手洗石・鉢前などとも」を構えます。

たまに「飛び石列」がV字状に枝分かれする近くに「石臼」をひっくり返した「人工石(額拝石)」を据えることもあります。

イ 「礼拝石」(拝石・蓬来石などとも)



庭中で最も大きく見応えのする幅広く表面凹凸の大型自然石で、「中央飛び石列」の一番奥の庭園を見渡す最も眺望の良い場所に据えられます。

大石武学流庭園には欠くことの出来ない重要な石で、しかしこの「礼拝石」は、「神仏

「菩薩」が宿り十五夜やお正月には供物をお供えする神聖な石であることから、この石に立ったり、座ったりすることは許されない石とされています。一九三四(昭和九)に復刻された『築庭極意伝書』の最後に庭園見学の作法・褒め方、更には庭園を造る心得なども記載されていますが、それによれば庭園の鑑賞は、この「礼拝石」の一つ手前の飛び石「踏み止め石」の上に立ち、四方を眺め、庭園全体を鑑賞するのが最善と書かれています。

ウ 「蹲踞」(手洗石・手洗前・鉢前などとも)



中央飛び石列とV字状を形どる飛び石列の奥に「蹲踞」(手洗石・手洗前・鉢前などとも)を据えます。

「蹲踞」のそばに「春日燈籠」、「松」や「イチイ」、「楓、サワラ」を植栽して「蹲踞」を構成します。

自然石を利用しますが、「水口」は自然でも、人工的に丸く水溜を穿つても良いとされます。

周囲には、小さめの自然石か焼小丸太（焼乱杭）で縁取りし楕円形に形造り、中に玉砂利（岩木川産の黒色油石・青栗石）を敷くのが一般的です。

### エ 「二神石」



中央飛び石列を挟み、「蹲踞」の反対側に「二神石」を配置します。「毘沙門天・大黒天」とか「客対きやくたい」などとも呼んでいます。

### 変わり種の石燈籠「野夜燈やどう」



「大石形」と呼ばれる燈籠があります。

「すね(あし)」「うけ(さら)」「めがね(玉)」「かさ」という四つの自然石で構成。「めがね(玉)」だけは人工石でも良いとしています。また「めがね(玉)」には、月と太陽が彫りこみ、中にロウソクをかざしますが、武学流にあつては、彫られた月の正面を座敷に向け、中のロウソクの火が直接見えるように据えるのも特徴のひとつでしょうか。

庭園名称		所在地	指定年	築庭年代	築庭者	形式等
青森県指定名勝（大石武学流庭園ではありません）						
貞昌寺庭園	弘前市	平成一四	江戸時代、昭和二〇復元	伝 野元道元	池泉回遊	
登録記念物として登録されている大石武学流庭園（四庭園）						
鳴海氏庭園	黒石市	平成一九	明治二〇年代	小畑亭樹 池田亭月	池泉座鑑	
旧菊池氏庭園 （弘前明の星幼稚園庭園）	弘前市	平成一九	大正年代	小畑亭樹 池田亭月	池泉回遊	
揚 亀 園	弘前市	平成一九	明治末～大正	小畑亭樹	池泉回遊 茶室座鑑	
丹藤氏庭園 （旧三上氏庭園）	弘前市	平成三二	明治一五？	池田亭月改庭	池泉座鑑	
名勝に指定されている大石武学流庭園（七庭園）						
須藤氏庭園（青松園）	弘前市	令和二	明治～大正初期	小畑亭樹 外崎亭陽	池泉回遊	
対馬氏庭園	弘前市	令和二	明治三〇～昭和三〇	池田亭月 小畑亭樹	枯山水	
成田氏庭園	弘前市	令和二	昭和七年六月（碑銘）	池田亭月	枯山水	
金平成園（澤成園）	黒石市	平成一八	明治二五～三五	高橋亭山 小畑亭樹	池泉回遊	
清藤氏書院庭園	平川市	昭和五四	江戸時代末期？	高橋亭山？	枯山水	
盛 美 園	平川市	昭和二九	明治三五～四三	小畑亭樹	池泉回遊	
瑞 楽 園	弘前市	昭和五四	改庭 明治二三～昭和一一	高橋亭山 池田亭月 外崎亭陽	枯山水	



閉会挨拶

文化財指定庭園保護協議会

副会長（毛越寺庭園） 藤里 明久

総会、講演会、長時間に渡りまして、皆様、ご苦勞様でございました。閉会に当たって、一言、ご挨拶を申し上げます。

この総会は三年ぶりの開催でございますけれども、私が想像していた以上にたくさんの方に御参集をいただきました。心から感謝を申し上げます。コロナ禍が三年目になりまして、各庭園それぞれ大変な経営状態の中でご苦勞されていると思いますし、その中で日々、庭園の管理も継続しなければならぬ状況かと思えます。改めて皆様の普段のご努力に敬意を表したいと思えます。庭園については、日々の管理がとても大事であると、後から気が付いているいろいろなことではなくて、日々のことが大事だとよく言われます。我々もこのことを心してどんな経営環境であろうと日本の大事な文化である庭園を守っていく、そういう気持ちでなければならぬと思いますし、このようにたくさん集まっていたことに改めて皆様方の熱意を感じますし、日本庭園を守っていく仲間として改めて頼もしい気持ちになりました。

明日は庭園の見学会でございますけれども、確か私の記憶では、弘前での開催は2回目になるかと思えます。だいぶ前のことですので、私も忘れていたことがありましたけれども、先ほど、今井先生から非常に分かりやすい御講演をいただきました。庭園をめぐるながら、改めて勉強させていただきました。ありがとうございます。今日は皆様長時間ありがとうございました。ご苦勞様でございました。



閉会挨拶  
文化財指定庭園保護協議会 副会長  
藤里 明久

第59回文化財指定庭園保護協議会総会 開催風景

● 総会（令和4年6月23日）



会場：青森県弘前市 アートホテル弘前シティ



開会挨拶  
東京都建設局(事務局)  
公園計画担当部長 根来 千秋



主催者挨拶  
文化財指定庭園保護協議会  
会長 亀山 章



開催地挨拶  
弘前市副市長 出崎 和夫



開催地挨拶  
青森県教育委員会教育長  
和嶋 延寿



来賓挨拶  
文化庁文化財第二課  
主任文化財調査官 平澤 毅



次回開催地挨拶  
(公財)三溪園保勝会副園長・理事  
村田 和義



閉会挨拶  
文化財指定庭園保護協議会  
副会長 藤里 明久

● 講演会（令和4年6月23日）



「文化財庭園をめぐる近年の動向」  
文化庁文化財第二課  
主任文化財調査官 平澤 毅



「大石武学流庭園について」  
弘前文化財保存技術協会  
代表理事 今井二三夫

● 懇親会（令和4年6月23日）



挨拶  
文化財指定庭園保護協議会  
会長 亀山 章



乾杯挨拶  
弘前市副市長 出崎 和夫



中締め挨拶  
弘前市教育委員会教育部長  
成田 正彦



郷土芸能  
ヤーヤードーの掛け声とともに弘前のねぶた文化に触れました



懇親会の様子

● 現地見学会（令和4年6月24日）  
（Aコース）



瑞楽園



須藤氏庭園



成田氏庭園



昼食会場（旧弘前偕行社）



揚亀園

## 令和4年度会務報告

### 1 第59回総会の開催

開催日 令和4年6月23日(木)、24日(金)  
 主催庭園 瑞楽園  
 総会会場 アートホテル弘前シティ(青森県弘前市大町)  
 総会構成 出席59会員(他に委任状提出50会員) 出席者総数94名(来賓・事務局含む)

#### 6月23日(木)

理事会 11時00分から11時30分  
 総会 14時00分から17時10分

開催挨拶	東京都建設局公園計画担当部長	根来 千秋
主催者挨拶	文化財指定庭園保護協議会会長	亀山 章
開催地挨拶	弘前市長	櫻田 宏
開催地挨拶	青森県教育委員会教育長	和嶋 延寿
来賓挨拶	文化庁文化財第二課主任文化財調査官	平澤 毅
出席会員紹介		
議 事	議長 文化財指定庭園保護協議会会長	亀山 章
議 題	①令和3年度 会務報告・会計報告・会計監査報告 ⇒ 承認	事務局
	②令和4年度 予算案・事業計画案 ⇒ 承認	事務局
	③新規加入会員の報告	事務局
	④その他 文化庁への要望案、繰越金活用方法	
次回開催地挨拶	公益財団法人三溪園保勝会 副園長・理事	村田 和義
講演会	「文化財庭園をめぐる近年の動向」 文化庁文化財第二課主任文化財調査官	平澤 毅
	「大石武学流庭園について」 弘前文化財保存技術協会 代表理事	今井二三夫
閉会挨拶	文化財指定庭園保護協議会副会長 毛越寺庭園	藤里 明久
懇親会	17時30分から19時30分	

#### 6月24日(金)

現地視察 瑞楽園、須藤氏庭園、成田氏庭園、丹藤氏庭園、對馬氏庭園、揚亀園

### 2 会報の発行(第57号)

令和4年6月23日(木)発行、配付

令 和 4 年 度 会 計 報 告

(令和4年4月1日から令和5年3月31日)

[ 収 入 の 部 ]

単位：円

科 目	予算額 (A)	摘 要	決算額 (B)	摘 要	差額 (B - A)
一般会費	1,130,000	@ 10,000×113	1,125,000	@ 10,000×113	△ 5,000
賛助会費	420,000	@15,000×28	390,000	@15,000×26	△ 30,000
雑収入	100	預金利子	27	預金利子	△ 73
繰越金	2,833,964		2,833,964		0
合 計	4,384,064		4,348,991		△ 35,073

[ 支 出 の 部 ]

単位：円

科 目	予算額 (a)	摘 要	決算額 (b)	摘 要	差額 (a - b)
会報作成費	300,000	第57号会報印刷費	246,180	第57号会報印刷費	53,820
資料作成費	10,000	理事会・総会資料作成費	0		10,000
通信費	120,000	開催案内・会報送付等	86,305	総会案内、会費請求	33,695
総会費	280,000	総会運営助成	280,000	第59回総会運営助成	0
会議費	40,000	理事会会議費	40,000	第59回理事会運営助成	0
消耗品費	20,000	文房具等購入費	0		20,000
旅費	350,000	会長及び事務局旅費・次回開催地との連絡調整等	350,000	事務局旅費	0
報償費	40,000	講師謝礼	40,000	講師謝礼	0
視察費	40,000	見学庭園入場料補助	40,000	見学庭園入場料補助	0
活動費	100,000	H P 保守運営、文化財庭園保存技術者協議会会費等	98,880	H P 保守運営、文化財庭園保存技術者協議会会費	1,120
予備費	3,084,064		32,869	旅費不足分等	3,051,195
合 計	4,384,064		1,214,234		3,169,830

4,348,991-1,214,234= 3,134,757

次年度へ繰越

## 監 査 報 告

本日、本協議会の令和4年度会計報告書に従い、預金口座及び領収書等について監査したところ、いずれも適切に処理されており、良好なるものと確認したので、ここに報告します。

令和5年5月8日

文化財指定庭園保護協議会監事

仙巖園（附）花倉御仮屋庭園

長野 信弘



養翠園 藤井 清



議題(4)

令 和 5 年 度 予 算 ( 案 )

[ 収 入 の 部 ]

単位：円

科 目	予算額	前年予算額	比較増減	摘 要
一般会費	1,150,000	1,130,000	20,000	@ 10,000×115会員
賛助会費	405,000	420,000	△ 15,000	@15,000×27会員
雑収入	100	100	0	預金利子
繰越金	3,134,757	2,833,964	300,793	
合 計	4,689,857	4,384,064	305,793	

[ 支 出 の 部 ]

単位：円

科 目	予算額	前年予算額	比較増減	摘 要
会報作成費	500,000	300,000	200,000	第58号会報印刷費、60年の活動小冊子
資料作成費	10,000	10,000	0	理事会・総会資料作成費
通信費	120,000	120,000	0	開催案内・会報送付等
総会費	280,000	280,000	0	総会運営助成
会議費	40,000	40,000	0	理事会会議費
消耗品費	20,000	20,000	0	文房具等購入費
旅費	350,000	350,000	0	会長及び事務局旅費・次回開催地との連絡調整等
報償費	40,000	40,000	0	講師謝礼
視察費	40,000	40,000	0	見学庭園入場料補助
活動費	100,000	100,000	0	H P 保守運営、文化財庭園保存技術者協議会会費
予備費	3,189,857	3,084,064	105,793	
合 計	4,689,857	4,384,064	305,793	

(注) 予算執行上必要があるときは、会長は理事会と協議して費目間流用することができる。



## 令和5年度事業計画 (案)

### 1 総会 (第60回:今回実施分)

- (1) 開催日 令和5年6月22日(木)・23日(金)
- (2) 会場 アパホテル&リゾート〈横浜ベイタワー〉(神奈川県横浜市)
- (3) 内容 理事会・総会・講演会及び現地視察(三溪園)

### 2 会報の発行(第58号)

- (1) 発行予定 令和5年6月
- (2) 発行部数 230部

### 3 記念冊子「文化財指定庭園保護協議会60年の活動」の発行

- (1) 発行予定 令和5年6月
- (2) 発行部数 350部

### 4 活動の指針

#### (1) 庭園の普及宣揚と管理の充実

指定庭園の普及宣揚及び保存管理に万全を図るため、その環境作りのための情報発信や交流の活性化を図る。

#### (2) 「景観対策」の取りまとめ

機会あるごとに意見交換を行い、今後庭園が望ましい景観を保つための対応策をまとめて行く。

#### (3) 庭園利用の活性化

庭園がより一般に親しまれるために、各園が取り組んでいる活性化策の収集及び情報発信を行う。

#### (4) 会員間の交流の活性化を図る

会員間の情報交換など、交流の活性化を図る。

#### (5) 会員の拡充を図り、会の活性化を図る。

#### ※参考

会員数(令和4年度末現在)	合計142会員
①正会員(文化財指定庭園管理者等)	115会員
②賛助会員(本会の目的に賛同する個人及び団体が理事会の承認を得たもの)	27会員

### 5 次回総会(第61回)開催計画

- (1) 開催予定地 石川県金沢市
- (2) 開催予定日 令和6年6月頃

文庭協紀行 三年ぶりの開催

第59回総会／弘前

賛助会員 高橋裕一

文庭協総会は二〇一九年五月三〇―三十一日の名古屋での開催以降、コロナ下のため二年間の現地開催中止を余儀なくされ、二〇二〇年に予定されていた弘前での開催が漸く二〇二二年六月に実現した。総会会場となったJR弘前駅中央口に面した「アートホテル弘前シティ」三階プレミアホールには開催を待ちわびた全国各地の会員が集結した。

六月二三日（木）午後の総会、講演会、夕刻からの懇親会は旧交を温める貴重な機会となった。懇親会では市役所職員で構成された七夕会によるにぎやかな「弘前ねぶた囃

子」のアトラクションがあり、いやが上にも盛り上がりを見せた。

弘前は青森県津軽地方の旧都・弘前城下の藩都。岩木山を望む同地方では「りんご」栽培が盛んで、講演会では、その富がりんご農家の屋敷に特色ある庭園を生んだとお話があった。その名も「大石武学流」という。総会開催の記事が翌二四日（金）の陸奥新報に掲載された。

二四日（金）はJR弘前駅から四台のバスに分乗し、A・Bコースとして、巡回バスを違えて現地見学会に臨んだ。私の乗ったバスはBコースで、丹藤氏庭園、對馬氏庭園、瑞楽園を経て昼食会場の旧弘前偕行社へと向かい、この後、揚亀園・津軽藩ねぶた村の見学を行った。

(1)「丹藤氏庭園」は弘前市葛原字大柳所在の、大石武学流、旧三上氏庭園で平成三一年二月二六日登録記念物。岩木山を借景とした一、四二八・四七mの個人宅の庭園。



上は主屋の前で説明を聞く参加者。  
左上は主屋の前から見た庭園。  
左下は庭の右手に立つ「明治一五年二月吉日 庭造 三神石記念 四代源造建之」と刻まれた巨石。



(2) 「對馬氏庭園」は弘前市折笠字宮川所在の、大石武学流の個人庭園で、令和二年三月一〇日国指定名勝。岩手県や長野県にまで「りんご」を普及させた「對馬竹五郎」が昭和三(一九二八)年に宮館地区の旧家を移築した際、五代宗家・池田亭月により築庭。その後、昭和三〇(一九五五)年前後に六代宗家・外崎亭陽庭石を譲り受け改庭した。指定面積五、九七九・九六㎡。



右：晴れていれば、写真奥に岩木山が見える。

左：巨大な「野夜燈」



右：不思議な形の巨石が多く配されており、最奥部のものが「人面石」と呼ばれているもの。



園内のサルスベリと五葉松について、同地方では作柄を占う意味でサルスベリを植えるとのことで、五葉松は背が高くないハイマツであるとのことだった。



入り口付近 右・下：室内から。定石通りの石の配置が見られる。



(3) 「瑞楽園」は弘前市宮館字宮館沢所在、昭和五四年五月三一日国指定名勝の、大石武学流の枯山水式庭園。弘前市文化財課所管。指定管理者、(有)三浦造園、指定面積四、〇〇〇㎡



東屋からの粋な眺め



室内の民具等の展示風景



右：室内に展示されている庭園の写生図



(4) 重要文化財「旧弘前借行社」の一室では大変に美味しい昼食をご馳走になった。この建物は明治三二(一八九八)年、弘前に陸軍第八師団が創設されるに伴い、同四〇(一九〇七)年、陸軍の将校倶楽部として、藩校・稽古館の創設などを行った弘前藩津軽家九代藩主寧親(在位一七九一—一八二五)の別邸「富田御用屋鋪」跡に建設されたもの。津軽を代表する棟梁の手になるもので、ルネサンス風様式の華麗な建築物は、戦後は「弘前女子厚生学院」(現、弘前厚生学院)として地域医療・福祉の教育施設となった。昭和五五(一九八〇)年、新校舎の落成に伴い、この建物は「弘前厚生学院記念館」となり、平成一三(二〇〇一)年、貴重な文化財として国の重要文化財の指定を受けた後、平成二五(二〇一三)年から令和二(二〇二〇)年まで大



規模な保存修理事業が実施され、美しく甦った。建物の内外を見学したが、会場、廊下、集会場、客室ともよく整備され、また、シャングリアや漆喰の装飾、輸入タイルで作られた暖炉なども見事だった。



右下：池端の大ぶりな自然石の「礼拝石」 下茶室南側の自然石の富士山型手水鉢を備えた「蹲踞」

(5) 最後の見学地「揚亀園」(平成一九年七月二六日登録記念物)は弘前市亀甲町所在の「津軽藩ねぶた村」の一角にあった。弘前の実業家であった中村三次郎(一八五九〜一九三九)の求めに応じて明治時代後期に小幡亭樹が作庭を開始し、後に池田亭月が手を加えたとされる。三次郎は、大正八(一九一九)年に市内の呉服商から譲り受けた離れ座敷を庭園の東北隅部に茶室として移築し、「揚亀

庵」と名付けて庭園を完成させたもの。

また、慶応元(一八六五)年に建築された米蔵を利用した民芸品の製作工房や津軽三味線の関連資料が展示されており、さらに、巨大な「弘前ねぶた」の展示館では、観覧者のための津軽三味線の演奏もあった。私は見物に時間が経つのも忘れ、何と弘前駅行きのバスに乗り遅れてしまった。



\*今回の見学地ではなかったが、前回の弘前総会でも訪れ、私個人で何度も訪れている、弘前近郊の平川市石林所在の国指定名勝「盛美園」がある。清藤家二四代当主の盛美が大石武学流宗家の小幡亭樹を招き、明治三五(一九〇二)年より九年間かけて完成させたもので、津軽地方を代表する庭園である。特に和洋折衷の盛美館と庭園とが見事に融合した景

観は独創的である。



文化財指定庭園保護協議会総会開催地一覧

回数	開催年月日	開催地(庭園)	参加会員数(総会)	備考
設立総会	昭和35年11月29・30日	東京都文京区(小石川後楽園)		
第1回	昭和36年12月13・14日	東京都文京区(小石川後楽園)	16	
第2回	昭和38年3月29・30日	京都府京都市(二条城二之丸庭園)	45	
第3回	昭和38年11月26・27日	岡山県岡山市(岡山後楽園)	24	
第4回	昭和39年7月7・8日	岩手県平泉町(毛越寺庭園)	25	
第5回	昭和40年6月15・16日	香川県高松市(栗林公園)	35	
第6回	昭和41年5月17・18日	石川県金沢市(兼六園)	31	
第7回	昭和42年4月24・25日	鹿児島県鹿児島市(仙巖園(附)花倉御仮屋庭園)	23	
第8回	昭和43年5月16・17日	岡山県岡山市(岡山後楽園)	28	
第9回	昭和44年5月20・21日	広島県広島市(縮景園)	35	
第10回	昭和45年5月27・28日	茨城県大洗町(借楽園)	28	
第11回	昭和46年6月18・19日	福島県会津市(会津松平氏庭園)	18	
第12回	昭和47年7月20・21日	香川県高松市(栗林公園)	22	
第13回	昭和48年5月9・10日	鹿児島県鹿児島市(仙巖園(附)花倉御仮屋庭園)	27	
第14回	昭和49年5月8・9日	岡山県岡山市(岡山後楽園)	31	
第15回	昭和50年5月15・16日	石川県金沢市(兼六園)	32	
第16回	昭和51年7月15・17日	広島県広島市(縮景園)	不明	会報未発行
第17回	昭和52年7月19・20日	福島県会津市(会津松平氏庭園)	26	会報未発行
第18回	昭和54年7月20・21日	鹿児島県鹿児島市(仙巖園(附)花倉御仮屋庭園)	22	53・54年度総会として開催
第19回	昭和55年5月22・23日	香川県高松市(栗林公園)	21	
第20回	昭和56年7月2・3日	岩手県平泉町(毛越寺庭園)	25	
第21回	昭和57年6月15・16日	石川県金沢市(兼六園)	27	
第22回	昭和58年10月11・12日	新潟県柏崎市(貞観園)	17	
第23回	昭和59年7月11・12日	京都府京都市(二条城二之丸庭園)	38	
第24回	昭和60年5月28・29日	茨城県大洗町(借楽園)	33	
第25回	昭和61年7月22・23日	広島県広島市(縮景園)	37	記念大会(文化庁長官出席)
第26回	昭和62年6月10・11日	東京都江東区(清澄庭園)	38	
第27回	昭和63年7月14・15日	岡山県岡山市(岡山後楽園)	32	
第28回	平成元年6月22・23日	石川県金沢市(兼六園)	40	
第29回	平成2年6月22・23日	岩手県平泉町(毛越寺庭園)	35	
第30回	平成3年6月21・22日	香川県高松市(栗林公園)	45	

回数	開催年月日	開催地（庭園）	参加会員数（総会）	備 考
第31回	平成4年6月18・19日	東京都文京区（六義園・向島百花園）	38	
第32回	平成5年6月17・18日	福井県福井市（養浩館・一乗谷朝倉氏館跡庭園）	36	
第33回	平成6年8月25・26日	和歌山県和歌山市（養翠園）	39	
第34回	平成7年5月30・31日	熊本県熊本市（水前寺成趣園）	31	
第35回	平成8年5月16・17日	福島県会津若松市（会津松平氏庭園）	31	
第36回	平成9年5月15・16日	山口県防府市（毛利氏庭園）	45	
第37回	平成10年5月14・15日	山形県鶴岡市（酒井氏庭園）	42	
第38回	平成11年5月27・28日	奈良県奈良市（奈良公園）	42	
第39回	平成12年5月25・26日	岡山県岡山市（岡山後楽園）	41	
第40回	平成13年5月24・25日	鳥取県鳥取市（観音院庭園）	41	
第41回	平成14年5月23・24日	沖縄県那覇市（識名園）	47	
第42回	平成15年5月29・30日	滋賀県彦根市（玄宮楽々園）	50	
第43回	平成16年5月27・28日	北海道函館市（旧岩船氏庭園・香雪園）	39	
第44回	平成17年5月26・27日	兵庫県赤穂市（旧赤穂城庭園・田淵氏庭園）	57	
第45回	平成18年5月25・26日	青森県弘前市（瑞楽園・盛美園）	54	
第46回	平成19年5月24・25日	島根県益田市（萬福寺庭園・医光寺庭園） 島根県津和野町（旧堀氏庭園）	57	合同開催
第47回	平成20年5月22・23日	鹿児島県鹿児島市（仙巖園（附）花倉御仮屋庭園）（旧島津氏玉里邸庭園）	52	
第48回	平成21年5月28・29日	石川県金沢市（兼六園）（成巽閣庭園）	57	
第49回	平成22年5月13・14日	奈良県奈良市（奈良公園）	60	
第50回	平成24年6月7・8日	東京都（小石川後楽園・旧浜離宮庭園）	64	平成23年度は東日本大震災のため中止
第51回	平成25年6月6・7日	和歌山県海南市（琴ノ浦温山荘園）	66	
第52回	平成26年6月5・6日	岡山県岡山市（岡山後楽園）	65	
第53回	平成27年5月28・29日	福岡県飯塚市（旧伊藤傳右エ門氏庭園）	55	
第54回	平成28年6月23・24日	秋田県大仙市（旧池田氏庭園）	52	
第55回	平成29年6月22・23日	静岡県浜松市（龍潭寺庭園）	59	
第56回	平成30年6月28・29日	島根県鹿足郡津和野町（旧堀氏庭園）	67	
第57回	平成31年5月30・31日	愛知県名古屋市中区（名古屋城二之丸庭園）	74	
第58回	令和3年9月13日～10月1日	書面開催	（109）	令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
第59回	令和4年6月23・24日	青森県弘前市（瑞楽園）	59	
第60回	令和5年6月22・23日	神奈川県横浜市中区（三溪園）		



**揚亀園**

春を迎え、長い冬の間にも程も積もった雪はすっかり解けました。日差しは暖かく、庭園では福寿草やサンシュユが見頃を終え、新たにカタクリの花が蕾を膨らませていきます。天気の良い日にはヒヨドリが来て、松の木の上でキーキーと元氣よく鳴き、毎年庭園で産卵・子育てするカルガモは今年もまた、ペアで戻って来て池に居着きました。庭園から望む岩木山は、頂上から裾にかけてまだ雪で白く染まっていますが、それが消える頃には、陽光を余してなるものかと葉を広げ緑が一段と深まった生命力溢れる庭園をご覧いただけますので、ぜひ弘前に遊びにいらしてください。お待ちしております。

**旧池田氏庭園**

令和五年度は、下記の日程で旧池田氏庭園を一般公開いたします。

期間…四月二十九日(土・祝)〜十一月二二

日(日) ※月曜日休園(月曜日祝日の場合、翌日火曜日休園)  
時間…午前九時〜午後四時(午後三時三〇分最終受付)

また、昨年度に引き続き、一般公開期間中にガイド案内公開期間を設けて、定時ボランティアガイドや米蔵での企画展などを実施いたします。皆様のご来園をお待ちしております。

**旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園**

幸せなことに、以前住んでいた如斯亭の近くに昨年転居することができました。幼い頃からの如斯亭の思い出、例えば近くの川が増水して茶室の屋根まで水に浸かったことや、昭和二〇年代には庭園の芝生に西瓜を植えていたことなどを書き込んだ「如斯亭ものがたり」を、年内に(株)文芸社から出版予定です。

**總光寺庭園**

自治体財政厳しく、補助金が若干減額になりました。

**本間氏別邸庭園「鶴舞園」**

令和四年度は二月一八日の降雪により赤

松の幹が折れ、清遠閣に落下し、屋根瓦と野地板が破損し、復旧に半年を要しました。その間は屋根にブルーシートを被い、長期間、庭園の景観が損なわれ、来館者にご迷惑を掛けてしまいました。

一方で、文化庁補助事業「本間美術館文化観光拠点施設機能強化事業」の一環として整備した「鶴舞園」の照明工事が完成し、一月一日から一〇日までの期間で、「鶴舞園」をライトアップして、ナイトミュージアムを実施致しました。周知が行き届かず、期間中の来館者は多くありませんでしたが、日中と趣の変った美術館を楽しめたようでした。

今年度も随時ナイトミュージアムを実施し、美術館の新しい魅力を発見して戴きたいと思っています。

**会津松平氏庭園 御薬園**

令和四年度は、コロナ以前の令和元年度と比較して入込が七割程度まで戻ってきました。

お客様の傾向として、以前は有料入場者中一五%程度あったエージェントの送客が、令和四年度は四%程度となっており、個人のお客様へと変わって来ています。



## 偕楽園

偕楽園の見晴広場にあったヤマザクラ「左近の桜」は令和元年の台風一五号で倒れてしまいました。令和三年、宮内庁から後継苗木の提供を受け、令和五年三月一六日に開催した植樹式典において、秋篠宮家の佳子さまがお手植えされました。

令和二年に策定した「偕楽園魅力向上アクションプラン」を踏まえ、偕楽園拡張部において県内初になるParkIPFI制度を活用し、令和五年四月七日に国際会議等も視野に入れる「The迎賓館 偕楽園 別邸」がオープンしました。

## 小石川後楽園

二〇二〇・二〇二一年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、休園・開園を繰り返していましたが、二〇二二年度は三年ぶりに通年で開園することができました。年度初めは、二〇一九年度以前の来園者数にはまだまだ届きませんでした。年度後半には次第に来園者が増え、外国人観光客も多く見られました。

二〇二三年三月七日に小石川後楽園は「文化財指定一〇〇周年」を迎えることから、二〇二三年二月四日～三月一日に記念行事を

多数挙行いたしました。能楽、里神楽、雅楽に加え、水戸藩の剣術や中国の伝統芸能の公演を行いました。また、文化財庭園の価値を伝える企画として、当協会会長 亀山章先生、日本庭園協会名誉会長 龍居竹之介先生他による特別講演会や「文京ふるさと歴史館」の協力によるパネル展を開催しました。さらに、

様々な世代に小石川後楽園に親しみを持ってもらえるよう、近隣の文化施設や最寄り駅と連携した重ね押しスタンプラリーや、文京区の小学生による梅の記念植樹も実施し、大変な盛況となりました。

当園の景観の維持を目的として、主景観の一つである大泉水に設置されている「鳴門」の水門を補修して、大泉水の水位と水循環を安定させることができました。また、「白糸の滝」の景観を維持する取り組みとして、視点場からの鑑賞景観を確認しながら、周辺ビルなどが見えないように緩衝機能を高める補植を行いました。

## 六義園

二〇二二年、秋には三年ぶりに「庭紅葉の六義園」、春には四年ぶりに「春夜の六義園」夜間特別観賞を実施しました。新型コロナウイルス感染症対策と混雑防止として、どちらの

イベントも一日の上限人数を二、五〇〇人とし、ゆったりと鑑賞していただくことができました。

入園方法には、オンライン事前決済制を導入しました。パソコンや携帯電話の操作が不慣れな方への対応として当日券の販売も行ったため、前回の反省点や問題点をしっかりと検証し、さらなるライトアップの魅力向上・拡充を図ってまいります。

維持管理では吉野の景観を表現する築山へ続く「木枯峯」で、衰退が懸念されるヤマザクラを植樹しサクラの景観回復に努めるなど、六義園八十八境を維持する取組を継続しています。これからも、継続安全管理の徹底を図るとともに六義園の魅力アップと文化財の普及啓発の促進を図っていきます。

## 旧浜離宮庭園

二〇二二年三月二一日まで新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため休園・開園を何度か繰り返していましたが、同年三月二二日の再開園以降は閉園期間はなく、イベントも実施しました。

十三夜の前後六日間で開園時間を延長し、園内ライトアップを施し夜間の幻想的な庭園

を楽しんでいただきました。夜のお月見散歩をテーマに、月見台を用意し、船上雅楽、利き酒会や茶会、特別ガイドツアーなど、庭園全体を使ってスケール感のあるイベントになりました。また、当園初の試みとして芋名月と栗名月の二回お月見を行うことを提案、向島百花園（東京都墨田区）の恒例行事である「月見の会」と連動して、二庭園を巡るスタンプラリーも実施して、都内各所、近県からご来園いただきました。

そのほか、恒例となった「放鷹術の実演」を二年ぶりに再開したほか、「マツのみどり摘み」や「雪吊り」を紹介する見学会や、ボランティアによる庭園ガイドも再開し、庭園伝統技能や歴史、文化等見どころをお伝えできよう取り組んでいます。

二〇二三年年明けからは、海外からのお客様が増え、今園内は活気にあふれています。

### 旧芝離宮庭園

当園では、周辺地域と連携して五月下旬に夜間特別開園を行い、新型コロナウイルス感染症の収束への願いや「もっと花見を楽しんでもらいたい」という思いを込めてライトアップやプロジェクトンマッピングなどの

デジタル演出による「光の桜」を咲かせ、多くの方々に楽しんでいただきました。

秋の催事では、津軽三味線の演奏会や園内の弓道場における弓道イベント「弓道見学会」や「弓矢づくり」を実施し、お子様から大人まで広い年齢層にご参加いただきました。また、「マツのみどり摘み」や「雪吊り」の見学会を開催し、伝統技能の発信にも努めました。

園内の維持管理では、当園の見どころの一つである「砂浜」の黒ボク石護岸の補修工事、景観支障木であるタブの伐採などを行い、庭園景観の向上、保全に取り組みしました。また「小池」の景観阻害と匂いの発生原因となる藻の除去をはじめとした池清掃を実施し、水質改善に努めました。

今後も顧客満足度の向上に努力し、魅力ある庭園づくりに取り組んでいきます。

### 向島百花園

新型コロナウイルス感染症の流行により中止を余儀なくされていたイベントを徐々に再開しました。江戸時代から続く伝統行事である「虫ききの会」や「月見の会」の三年ぶり開催にあたり、メディアへの積極的なアプローチを展開。テレビ局四社、ラジオ局一社

に取り上げていただき、大盛況となりました。

また菊の展示イベント「菊が彩る江戸花屋敷」では、江戸時代の古典菊の品評会を再現した展示を行い、江戸の園芸文化盛んな時代に誕生した当園の魅力を発信しました。

維持管理では、計画的に準備してきた白滝枝垂を移植し、かつて存在した「寿星梅」として育成を図っています。

地域の歴史と文化を代表する庭園として、ガイドボランティア・草花の育成など様々な場面で地域社会と連携し、魅力向上・発信に努めてまいります。

### 旧古河氏庭園

旧古河氏庭園は、大正期の邸宅庭園であり、ジョサイア・コンドル設計の洋館と洋風庭園、七代目小川治兵衛作庭の日本庭園で知られ、国の名勝に指定されています。

春と秋にバラフェスティバルを開催し、約一〇〇種二〇〇株のバラを多くのお客様にお楽しみいただきました。期間中に美しい大輪の花を咲かせ、観賞者からの目線や温暖化による気候変動も勘案し、バラの開花調整を行うなど年間計画に基づく維持管理を実施しています。

小川治兵衛の日本庭園をより知っていた

だくため、紅葉期は「紅葉とバラ、和と洋の秋」を開催しました。秋のバラと紅葉のタイミングを合わせることやこれまで取り組んできた日本庭園の修景が実を結び、和と洋の調和する庭園の魅力を向上させるとともに、多くの方に来園していただくことができました。

また「大滝」の石組補修や流れの復活、都市公園風の固定式ベンチを文化財庭園の景観に馴染む可動式の縁台に変更するなどの維持管理のほか、剪定や園路舗装等も行い、安全管理にも努めました。

### 殿ヶ谷戸庭園（随宜園）

三菱創業者岩崎家ゆかりの殿ヶ谷戸庭園は、主屋前に広大な芝生地の洋風庭園、東側には湧水からなる池を中心とした和風庭園が広がっています。

二〇二二年度は、コロナウイルス感染症対策を実施しつつ年間を通じて開園、特に来園者が多い秋には「雪吊り」「霜除け」をテーマに伝統技能見学会を開催、また紅葉亭を会場とする生け花や日本茶イベントなど季節感ある催しを実施し、お客様に満足いただく事ができました。

さらに維持管理の取組として、貴重な文化財建造物保全のため「主屋」と「紅葉亭」の

屋根補修を実施したほか、お客様をお迎えする為利用頻度の高い紅葉亭四阿縁台の清掃、地下に雨水が流入ししやすい構造である「蔵」周辺の雨水枿を切下げ、大雨対策を実施しました。中門付近の建仁寺垣は技能伝承研修に参加した若手職員が習得した施行方法で美しく更新を行いました。

なお、武蔵野の自然が残る当園では、お客様様サービス向上のため季節毎の野草開花マップを作成、配布するとともに、崖下の山野草を車回しに一部移植して高齢者など様々なお客様にも野草をお楽しみいただいています。

今年度も引き続きお客様に喜んでいただけるイベント開催と、景観向上の為の庭園維持や施設管理に向けた取組を着実に継続してまいります。

### 瑞泉寺庭園

当庭園の中心をなします鎌倉石の岩盤の風化防止工事の準備を、奈良文化財研究所、環境事業計画研究所のご指導の下始めております。

### 三溪園

二〇二二年度は、約五年にわたる大規模な修繕を終えた重要文化財・臨春閣の完成と三

溪園完成一〇〇周年を記念し、臨春閣内部の一般公開のほか、特別講師と三溪園学芸員による臨春閣入室特別見学ツアー、白雲邸（横浜市有形文化財）での懐石料理と臨春閣入室見学・呈茶を組み合わせた高付加価値ツアー、現代建築を撮影してきた写真家・田中克昌氏による写真展『あとさき―臨春閣―』など、臨春閣を中心にさまざまな企画を実施しました。

また、横山大観など近代の日本画家たちが制作を行った場所、「鶴翔閣」で『掛軸と絵面の未来展―美大生と表具師@三溪園パトロネージュのかたち―』を開催し、過去から現代へつながる芸術支援の場とし、好評を博しました。

庭園整備では、正門の桂垣（穂垣）や大池護岸の一部修理を実施したほか、三年間ほど続く、松くい虫被害への対応として枯損木伐採や樹幹注入剤による防除対策を実施しました。

重要文化財建造物保存修理事業では、臨春閣が二〇二二年秋に完成し、旧東慶寺仏殿、月華殿については二〇二三年度末までに完成する予定です。

**旧新発田藩下屋敷（清水谷御殿）庭園**

初代新発田藩主・溝口秀勝侯が、慶長三年（二五九八）に加賀大聖寺より入封して以来、十二代直正侯まで改易や国替えがなく二七四年間続いた新発田藩の大名庭園である。溝口藩、下屋敷庭園は、幕府の茶道方・縣宗知の作庭による「水」の字を模った池泉回遊式庭園であり、数多くの樹種が存在する。昨年末の暴風と大雪により、目通り三〇cm程の大樹が倒壊、裂折した被害があった。また、お城から移築した知政庁大門の茅葺屋根が経年劣化し茅の落下が目立ち観覧者への影響もあるため、本年五月下旬から、文化庁及び新発田市の補助金協力を得て茅葺屋根の全体を葺き替える工事が決定している。

**兼六園**

新型コロナウイルスの影響もだいぶ落ち着き、園内にも修学旅行や海外からのお客様が増え、活気が戻ってきました。二〇二四年は兼六園が「兼六公園」として一般に開放されてから一五〇年となり、北陸新幹線も敦賀まで延伸します。ますますの賑わいが期待される年でもありますので、皆様を美しい庭園にお迎えできるよう職員一同取り組んでおります。ぜひ、兼六園へお越しください。

**成巽閣庭園**

年末と二月に降雪がありましたが、樹木の被害はありませんでした。一方、老齢化により枯死する樹木があり苦慮しています。（外周ですが、三〇m位のアカマツが一本）

**伊藤氏庭園**

昨年度一〇月に一般公開を実施

**瀧谷寺庭園**

令和四年一〇月に庭園中腹の三尊石の中心の石が経年の雨による土砂流出により倒れた。破損は無し。四月に修復予定。

**西福寺書院庭園**

寺院僧侶、専門造園業者による手入れにより保たれています。つつじの花があまり咲かないのが数年続いています。紅葉は年によって鮮やかさが変化しますが、ここ数年は割と目を楽しませてくれる色あいです。

**江間氏館跡庭園**

地元のまちづくり実行委員会と共同で、名勝庭園の活用を推進するプロジェクトチームを立ち上げ、様々な活用事業を展開しています。

地元の方々にご協力いただき、昨年度はフ

レンチ会食や手打ちそば、お茶会等、庭園を眺めながら料理をいただくイベントや小学生向けの箱庭づくりワークショップ等、幅広い年齢層を対象としたイベントを行いました。さらに、今年度は復元堀修復等の作業を体験できるワークショップを計画しており、その参加者を参加交流型プログラム「ヒダスケ」で募集する予定です。今後も全国各地で行われている様々な活用等について、情報交換をさせていただきます。

**龍潭寺庭園**

昨年年末に庭園内の池湖岸の礼拝石が陥没し始め、五センチほど下がっていることが判明し緊急の工事をいたしました。環境事業計画研究所、吉村龍二氏に相談し、浜松市文化財課の担当から文化庁に変更手配を提出し施行しました。

二年前に乱杭の交換工事をし、報告書に陥没の施工が必要であると明記してありました。正式な手配をすると、時間がかかり手遅れになるがあるとの可能性があるとこの結論で、工事に吉村氏に立ち会っていただき無事工事が終わりました。浜町祖埋葬文化課もあわせて発掘調査をし、現状把握ができ文化庁

にも報告書を送りました。

地盤が岩盤を利用して池の施工したことが判明し、濾水の原因はわからないままです。

### 名古屋城二之丸庭園

令和四年度は紅葉の季節にあわせた二週間の夜間特別公開として、初のライトアップを実施しました。令和五年度から御茶屋の移築再建工事に着手予定です。

### 旧龍性院庭園

令和二年度より支障木の伐採を進め、四年度に完了をしました。

### 諸戸氏庭園

建造物の修理事業は令和四年度で完了しましたが、庭園の修理事業は残り三年ほどかかる予定です。

### 多賀大社奥書院庭園

当社の奥書院庭園（名勝）は、桃山時代の池泉鑑賞式の庭園で豊臣秀吉公によって築造されたと伝えられています。近年になり風雪や経年の影響により護岸石が崩落し、石橋に亀裂が見つかり、本年度（令和五年度）、文化庁、県、町教育委員会のご協力により荒

廃防止対策を進めさせて頂きます。

### 兵主神社庭園

令和三年度、四年度で「名勝兵主神社庭園保存活用計画書」の策定を行いました。今後はこの計画書を有効に活用して二〇年ぶりの改修に向けて取り組んで参りたいと思います。

### 玄宮楽々園

令和三年度に護岸工事が完了し、現在は園池外縁部と中島をつなぐ橋二点の修理を計画しています。また、その後は玄宮園内の建造物である臨池閣や、楽々園内の建造物の修理を進めていきたいと考えております。

橋や建造物の修理について、本協議会を通じてみなさまのお知恵をお借りできれば幸いです。よろしくお願いいたします。

### 金剛輪寺明壽院庭園

保存整備委員会の指導助言のもと、令和四年度は北庭における高木（杉、ヒノキ、榎）の支障枝の剪定、南庭西側池の浚渫、庭園内全域でナラタケの防除対策を実施した。

なお、本年三月二〇日付で庫裏と土蔵を含む二、七、一八㎡が名勝に追加指定されたことよって、令和五年度は追加指定部分を含め

た新たな保存活用計画を策定する予定である。

### 玉鳳院庭園

建造物に関しては、大庫裏等の屋根葺替を予定。玉鳳院の屋根葺替を行っています。

### 鹿苑寺（金閣寺）庭園

マスク着用も緩和された中迎えたコロナ禍四回目の春。金閣寺庭園は、国内外からの参拝者で、コロナ禍以前の光景が戻りつつあります。

### 旧大乘院庭園

旧大乘院庭園は、室町時代に徳政一揆で焼亡した大乘院を門跡尋尊が復興したときに、將軍足利義政の同朋といわれる善阿弥を呼んで改造されたものです。一九七三年に文化庁から公益財団法人日本ナショナルトラスト（JNT）が管理団体に指定され、荒廃していた庭園の発掘調査や修復整備を積み重ね平成遷都一三〇〇年にあたる二〇一〇年から一般公開を開始しました。

二〇一六年度から二か年計画で国庫補助事業を実施し、園路整備、樹木の修復剪定・移植、土砂流出により汀が後退した東大池西側護岸の復旧のほか、二五年ぶりに中島反橋

の架け替えも行いました。これらの整備により、庭園全体を回遊しながら快適に観賞できるようにになりました。ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響で活動を制限せざるを得ませんでしたが、昨年度からお茶会、講座、展示会など積極的に活用に取り組んでいます。特に昨年開催した観月の夕べには沢山のお客様に来園いただきました。奈良にお越しの際はぜひお立ち寄りください。

#### 依水園

令和四年から三か年計画で重要文化財等防災施設整備事業による防災施設を設置中。三月には来園者数がコロナ前の状態まで回復しました。その八割強が外国人です。

#### 粉河寺庭園

令和四年度、五年度と庭園の修理を実施しています。植栽の剪定、枝抜き、流出土砂の補充土止め等を平澤毅 主任文化財調査官、亀山 章 会長、庭園保存修理委員会の方々と協議を重ねながら進めています。

#### 安養院庭園

令和三年より現在迄三年若閉園の為、収入無し。現在も閉園中。

#### 観音院庭園

おかげさまで保存修理事業を継続させていただいております。

美しい庭園を未来へ引き継げるよう、今後変わらぬご指導ご支援の程宜しくお願いいたします。

#### 財間氏庭園

ウメモドキが弱りましたので、植替えを計画しています。

#### 岡山後楽園

R 三年度は、コロナ感染症感染拡大防止のため休園することも多く、入園者数も激減しましたが、昨年度は入園者数もコロナ禍前の八割近くまで回復しています。

令和五年度は、「二色が岡」を築庭当時の景観に再生する事業を引き続き進めていくとともに、文化財庭園にふさわしい景観を維持するため、園内亭舎等の茅葺き屋根の葺替えなどを計画的に行う予定にしています。

また、四年ぶりの開催となる春の幻想庭園をはじめ、恒例の年中行事開催に加え、後楽園ならではの和の空間を活かし、上質な日本の伝統文化に触れる体験イベントを実施して、訪日客を含む誘客の推進に取り組んでいます。

#### 浄土寺庭園

昔の中に生える草を除去する方法について教えて頂きたい。有効な除草剤はありますか？

#### 栗林公園

栗林公園は、約四〇〇年前の江戸時代初期から築庭が重ねられ、一〇〇年以上の歳月をかけ完成された歴史ある大名庭園です。それぞれの時代の庭師職人が、丹精込めて手入れをしてきた千本を超える松が、今日に受け継がれています。

令和四年は、初代藩主松平頼重公生誕四〇〇年、入封三八〇年にあたる記念すべき年であり、松平家の御家紋「三つ葉葵」を染め抜いた庭師半纏を、公益財団法人松平公益会様よりご寄贈いただきました。特別名勝「栗林公園」において、庭師半纏を着用し、江戸時代さながらの装束で剪定作業を行うことによって、来園者に日常では味わえない特別な雰囲気づくりと世界観を演出しております。また、大正一一（一九二二）年の「名勝」指定から一〇〇周年でもあり、記念講演を実施しました。

令和五年は、一九五三年（昭和二八）年三月三十一日に、「特別名勝」指定から七〇周年を迎えました。二二年ぶりに架け替え工事を

行った偃月橋の竣工式ならびに開園記念セミナーを実施しました。

これからも、魅力ある庭園づくりに取り組んでまいりますので、皆様のご来園をお待ちしております。

### 臥龍山莊庭園

臥龍山莊庭園は令和三年一〇月に国の名勝に指定され、令和四年度より本協議会に入会させていただきました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

現在大洲市では保存活用計画の策定に取り組んでおり、令和五年度末には計画書が完成する予定です。既に計画策定されている皆様へ指導のほどよろしくお願いいたします。

### 仙巖園(附) 花倉御飯屋庭園

二〇二二年、新型コロナウイルスの感染拡大が少しずつ落ち着く中、仙巖園では新たなサービスとして「体験施設」がオープンしました。四半的、甲冑着想、大島紬着付けなどの文化体験が出来る施設で、中でも「薩摩切子のかけらを使ったアクセサリー作り」は「仙巖園でしか出来ない」気軽に体験できる時間と価格をキャッチフレーズに、数多くのお客様に体験いただきました。また夏休みは「小

中学生入園無料」さらに県内のお客様を中心にご利用いただきました。また県内のお祭りが復活し、一〇月には五年に一度開催される「全国和牛能力共進会」が鹿児島で開かれ、「全国旅行支援」も始まり鹿児島への観光客が戻ってくる年でもありました。二〇二三年は「七・八月 全国高等学校総合文化祭」「一〇月 鹿児島国体」などが主な出来事として挙げられる他、クルーズ船の入港も戻りつつあり鹿児島への観光もさらに活発になると考えられます。

仙巖園ではこのような観光動向のもとさらに文化財庭園の保存と活用に取り組んでまいります。

### 旧島津氏玉里邸庭園

大規模改修から約一〇年が経ち、経年劣化箇所がみられることから、高木剪定による修景や補植を行っていく計画です。今年度は故障した井戸ポンプの更新と、安全対策のための高木剪定を予定しています。

### 識名園

識名園は、令和五年度から六年度にかけ、保存活用計画を策定する予定です。

### 太田家住宅「太幸邸」庭園

現在、東日本大地震で大規模損壊を受けた主屋の修理を行っております。ここ数年のドカ雪などの雪害の損壊も大きく、経年修理と併せて、まだまだ活用できるまでに修復するのは数年から一〇年くらいかかりそうです。子供のいない所有者としては、主屋の修理をしながら、活用方法と活用の組織づくりを行わなければなりません。主屋の修理が完了し、活用方法と活用の組織が決まりましたら、庭園の整備を行いたいと存じます。

文化財庭園保存技術者協議会による技能研修で整備していただきました庭園ですが、東日本震災などもあり、樹木が大きく成長し、また、苔の庭の雑草や笹などが繁茂し、見る影もない程、荒れてしまっております。どの様に整備したら良いのか、本来座観式の庭園ですが、樹木の背丈が延びてしまい、座敷からの景観という点も思い切った整備が必要と思われまます。その折には、是非、御教示、お力添えをお願いいたします。

また、現在、相続の問題も抱えており、庭園の一部を所有している者が、その他の土地と一緒に売却を予定しており、新しい所有者が庭園をどこまで管理してくれるか、不安もございます。建物が建っていない文化財庭園

を単なる土地としてしか考えない所有者に文化財庭園の一部であることを理解してもらうよう、説得しなければなりません。

経済力があれば、土地を購入することも可能でしょうが、なかなか難しいと存じます。

文化財庭園の次代への継承についてもご尽力、お力添えいただければ、幸甚に存じます。

今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

貴会の益々のご発展、ご活躍を心よりお祈りいたします。

### 高橋裕一氏

日比谷公園は我が国の近代的洋風都市公園第一号として誰もが認める公園です。是非、国の名勝に指定されるべきと考えています。

### 浄智寺

現在、環境事業計画研究所さん、松中造園さんによる境内整備が着々と進んでおります。この度崖の保全のために施した様子が手前味噌ですが素晴らしく、第六〇回の総会開催地と当方の鎌倉は比較的近所ですから是非お立ち寄りいただきたく存じます。近隣には建長寺・円覚寺・瑞泉寺もございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

### 白鳥庭園

本年五月に白鳥庭園本館「茶室清羽亭」建築三五年を記念して、「中村昌生の仕事」——和楽の場としての公共茶室——展を開催、設計者中村昌生博士の代表作の一つでもある「清羽亭」を中村博士の仕事と共に紹介しました。

茶の湯の愛好家が自由に使えるような公共的な茶室として中村博士が考案した「公共茶室」、その一つである清羽亭は、名古屋の茶の湯文化の活動拠点として、さらには茶の湯文化以外の様々な文化活動での愛用に供すべく設計されています。中村博士の想いとともに名古屋の文化活動、発信拠点として清羽亭を守り、継承していきたいと思っております。

### 植彌加藤造園(株)(名勝無鄰菴)

#### ・庭園について

東山の借景と、池よりも流れを重視した施主山縣有朋の作庭意図をくんだ育成管理を継続して行っています。

例えば、施主である山縣が愛でたといわれる茶室や母屋二階からの比叡山の景観は、京都市と協議の上、修復剪定や樹木を透かし見

せて、再現する取り組みを行いました。

また、平成三〇年の大型台風による園内の大径木の折損等災害を受け、安全面では危険木管理帳(樹木カルテ)を作成して四半期毎に状態を点検・把握し、さらには各樹木に設けた安全基準まで切下げることで、より東山を望む景観造りにも力を入れています。

#### ・建築について

京都市による耐震工事が検討されており、母屋を中心に引き続き耐震強度の調査中です。令和四年度は来場者に喫茶を提供するスペースの建具の補強、外周土壁の修繕などを行いました。築一二〇年以上経過している建物を日々活用することから、来場者の安全確保はもろろん、保存と両立できるような運営体制を検討している毎日です。

#### 【活用】

コロナ禍に導入した、引き続き一時間あたりの上限人数を設けた予約優先制をオンラインシステムについて効果や課題を検証した結果、結果的に入場料収入は減少したものの、カフェなど入場料外の売り上げの大幅な促進につながり、場内アンケート結果からも高い顧客満足度を得られたことから、引き続き継続することとしました。毎時二回の対人の無料一〇分ガイドについては、隔週水曜に英



語ガイドも再開し、回復しつつあるインバウンド旅行者のニーズにもこたえられる体制を整えました。

また、繁忙期における来場者の偏りの平準化を目的とした季節変動型の入場料金について、京都市との協議の結果、令和五年度からの導入が決定いたしました。

文化財指定庭園保護協議会会則

第一章 総 則

(名称)

第一条 本会は、文化財指定庭園保護協議会という。

(目的)

第二条 本会は、文化財保護法により、文化財に指定又は登録された庭園若しくは公園(以下「指定庭園」という。)の所有者若しくは管理者並びにそれらが所在する地方公共団体の教育委員会(以下「管理者等」という。)相互間の密接な連絡を保ち指定庭園の普及宣揚及び保存管理に万全を図ることを目的とする。

(事業)

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

一 指定庭園に関する重要事項について意見の発表を行い又は関係行政機関に建議すること。

二 指定庭園の管理に関する調査研究並びにこれらに関する指導及び援助を行うこと。  
三 管理者等相互の連絡、情報及び出版物の交換を行うこと。

四 研究会、協議会、講演等の集会を行うこ

と。

五 展覧会の開催及びこれに対する援助を行うこと。

六 会報、その他の印刷物を刊行すること。

七 その他、適当と認めた事業

2 公開講演等には会員以外のものも参加することができる。

(事務所)

第四条 本会は、事務局を東京都庁におく。ただし本会支部は、理事会または総会の決議を得て設置することができる。

第二章 会 員

(会員の種類)

第五条 本会の会員は次の二種とする。

一 正会員 管理者等

二 賛助会員 本会の目的に賛同する個人及び団体で理事会の承認を得たもの。

(会費)

第六条 会員は、別に定めるところにより会費を納めるものとする。

2 既納の会費は、理由の如何にかかわらずこれを返納しない。

(入会申込)

第七条 入会を希望するものは、入会申込書に会費を添えて申し込むものとする。

(資格の消滅)

第八条 会員の資格は、次の事由によって消滅する。

一 退会の届出

二 総会における除名の決議

第三章 役員、職員及び顧問

(役員の種類)

第九条 本会に、次の役員をおく。

会 長 一名

副会長 一名

常任理事 若干名

理 事 若干名

監 事 二名

(役員を選出)

第十条 会長、副会長は、総会において推挙する。

2 常任理事は理事の中から理事会において選任する。

3 理事及び監事は、総会において会員のうちから選任する。

(役員の仕事)

第十一条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は会長の職を代行する。

3 常任理事は理事会の決定にもとづき、常任事務を処理する。

4 理事は、本会の重要事項を審議する。

5 監事は会務を監査する。

(役員任期)

第十二条 役員任期は、二年とする。再任することができる。

2 補欠によつて選ばれた役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期終了後でも後任者が決まるまでは引続きその職務を行うものとする。

(職員)

第十三条 本会の事務を処理するため必要な職員を置くことができる。

2 職員は会長が委嘱する。

(名誉会長及び顧問)

第十四条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応じ又は、会長に対し意見を述べることができる。

第四章 会議

(総会の招集)

第十五条 総会は、会員をもつて構成し、会長が招集する。

2 通常総会は毎年一回開く。

3 次の場合は臨時総会を開かなければなら

ない。

一 理事会が必要と認めるとき。

二 会員総数の三分の一以上の者が議題と理由を示して要求したとき。

4 総会を招集しようとするときは、少なくとも会期の二週間前に議題を示して、書面で会員に通知しなければならない。

(総会提出事項)

第十六条 通常総会には、次の事項を提出して承認及び決議を経なければならない。

一 会務報告

二 前年度収支決算報告

三 新年度事業計画及び収支予算

四 規約の変更

(総会の議長)

第十七条 総会の議長は、会長がこれに当る。

(総会の定数及び議決)

第十八条 総会は、会員総数の二分の一以上の出席をもつて成立し、議事は出席者の過半数をもつて決議する。

可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会表決権の委任)

第十九条 会員は、あらかじめ書面をもつて、総会における表決権の行使を他の出席委員に委任することができる。

2 前項の委任があつたときは、これを出席者とみなす。

(総会の議事録)

第二十条 総会の議事録には、開会の日時、場所、会員の総数、会員の出席数、付議事項、議事経過の概要その結果及び表決数を記録し、議長指名の出席会員二名が署名押印して保存する。

(理事会の招集)

第二十一条 理事会は、会長、副会長、常任理事、及び理事をもつて構成し、随時必要とき会長がこれを召集する。

(理事会の審議事項)

第二十二条 理事会は次の事項を審議する。

一 総会への提出事項

二 その他事業遂行に必要な事項

(理事会の定数及び決議等)

第二十三条 第十七条から第十八条までの規程を理事会に準用する。

第五章 会計

(経費)

第二十四条 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもつてこれに充てる。

(財産の管理)

第二十五条 本会の財産は、理事会の定めた方法により、会長がこれを管理する。

(会計年度)

第二十六条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

付則

(施行期日)

第二十七条 この会則は、昭和三十五年十一月二十九日から施行する。

(会費の額)

第二十八条 第六条による会費の額を次のとおり定め、平成三十年四月一日より適用する。

- 一 正会員 年額 一〇、〇〇〇円
- 二 賛助会員 年額 一五、〇〇〇円

(但し指定庭園一ヶ所並びに一団体につき)

改正 平成二十九年六月二十二日

**運営委員会規則**

第一条（目的）この規則は、文化財指定庭園

保護協議会（以下、協議会という）の会

則第二条の目的および第三条の事業を円

滑に進めるため、理事会のもとに運営委

員会を設置することに関し、必要な事項

を定める。

第二条（委員）運営委員会委員（以下、委員

という）は、第一条の目的を達成するた

めに会長が委嘱する。

第三条（会議）運営委員会の会議は、必要に

応じて、会長が召集する。

二．会議は、委員の半数以上の出席を原

則とする。

三．会長は、必要と認めるときに、委員

以外の専門家を参考人として、会議

への出席を招請することができる。

四．会議の結果、議決された重要な事項

については、理事会の議を得て実行

する。

第四条（任務）運営委員会は、第一条の目的

に合わせて、会務運営のための情報収集、

調査研究、企画の検討・立案・実施の実

働体制の構築などについて検討し、その

一部を実践することを任務とする。

第五条（議事録）会議の議事については、そ

の経過および結果の概要を記録した議事

録を作成する。

第六条（委員会の事務）委員会の事務は、協

議会の事務局に置く。

第七条（改廃）この規則の改廃は、理事会の

議決を経て行う。

**附 則**

第八条（施行）この規則は、二〇一四年（平

成二六）年六月五日から施行する。（平

成二六年六月五日理事会議決）

**運営委員会委員**

理事会…亀山 章（会長）、藤里明久（副会長、

毛越寺）

民間所有者・管理者…諸戸公子（諸戸財団）、

藤井 清（養翠園）

公共の管理者…（公財）東京都公園協会文化

財庭園課

学識者および技術支援者…吉村龍二（文化財

庭園保存技術者協議会）

事務局…東京都建設局公園緑地部管理課

理 事 会 名 簿

役 職 名	会 員 名	都道府県
会 長	亀 山 章	
副 会 長	毛越寺庭園	岩 手 県
常任理事	東京都建設局公園緑地部 ・旧浜離宮庭園 ・旧芝離宮庭園 ・六義園 ・小石川後樂園 ・向島百花園 ・旧古河氏庭園 ・殿ヶ谷戸庭園(随宜園)	東 京 都
〃	二条城二の丸庭園 ・京都市文化市民局	京 都 府
理 事	会津松平氏庭園御薬園 ・会津若松市教育委員会 ・(一財)会津若松観光ビューロー	福 島 県
〃	偕楽園 ・茨城県	茨 城 県
〃	兼六園 ・石川県	石 川 県
〃	大沢池(附)名古屋滝跡 ・大本山大覚寺	京 都 府
〃	奈良公園 ・奈良県	奈 良 県
〃	岡山後樂園 ・岡山県	岡 山 県
〃	縮景園 ・広島県	広 島 県
〃	栗林公園 ・香川県	香 川 県
監 事	養翠園	和歌山県
〃	仙巖園(附)花倉御仮屋庭園 ・株式会社島津興業	鹿 児 島 県

文化財指定庭園保護協議会会員及び賛助会員名簿一覽

令和五年五月三十一日現在

庭園名	〒(庭園)	県名	庭園所在地	管理者名	管理者TEL
【東北地方】					
盛美園	〇三六一〇二四二	青森県	平川市猿賀石林一	盛美園	〇一七二一五七二〇二〇
瑞楽園	〇三六一八三八四	青森県	弘前市大字宮館字宮館沢二六一二	弘前市教育委員会文化財課	〇一七二一八二一六四二
揚亀園	〇三六一八三三二	青森県	弘前市大字亀甲町六一	(株)青森県特産品センター	〇一七二一三九一五一一
丹藤氏庭園(旧三上氏庭園)	〇三六一一三〇三	青森県	弘前市大字葛原字大柳二〇一一	丹藤進	〇一七二一八八〇〇四六
旧池田氏庭園	〇一四一〇八〇五	秋田県	大仙市高梨字大嶋一	大仙市観光文化スポーツ部	〇一八七一六三二八七九二
旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園	〇一〇一〇八三四	秋田県	秋田市旭川南町二一七三	秋田市立佐竹史料館	〇一八一八三二一七八九二
毛越寺庭園	〇二九一四一〇二	岩手県	西磐井郡平泉町平泉字大沢五八	(宗)毛越寺	〇一九一四四六一三三三
酒井氏庭園	九九七〇〇三六	山形県	鶴岡市家中新町一〇一一八	(公財)致道博物館	〇二三五一一二一一九九
玉川寺庭園	九九七〇一一一	山形県	鶴岡市羽黒町玉川三五	玉川寺	〇三三五一六二二七四六
總光寺庭園	九九九一六八三一	山形県	酒田市字総光寺沢八	(宗)總光寺	〇三三四一六二二二一七〇
本間氏別邸庭園(鶴舞園)	九九八〇〇二二四	山形県	酒田市御成町七一七	(公財)本間美術館	〇三三四一四一四三一一
南湖公園	九六一〇八一二	福島県	白河市南湖一	白河市建設部文化財課	〇二四八一二七一二三一〇
会津松平氏庭園御楽園	九六五〇八〇四	福島県	会津若松市花春町八一	(一財)会津若松観光ビューロー	〇二四二一二七一二四七二
【関東地方】					
偕楽園	三一〇〇〇三三	茨城県	水戸市常磐町一三三三	茨城県水戸土木事務所偕楽園公園課	〇二九一二四四一五四五四
西山御殿跡(西山荘)	三一三〇〇〇七	茨城県	常陸太田市新宿町五九〇	(公財)徳川ミュージアム	〇三一三七〇四一五一八八
小石川後楽園	一一二〇〇〇四	東京都	文京区後楽一六六一六	東京都建設局	〇三一三八一一一三〇一五
六義園	一一三〇〇二一	東京都	文京区本駒込六一六一三	東京都建設局	〇三一三九四一一二二二二
旧浜離宮庭園	一〇四〇〇四六	東京都	中央区浜離宮庭園一一一	東京都建設局	〇三一三五四一一〇二〇〇
旧芝離宮庭園	一〇五〇〇二二	東京都	港区海岸一四	東京都建設局	〇三一三四三四一四〇二九
向島百花園	一一一〇〇三二	東京都	墨田区東向島三一八一一三	東京都建設局	〇三一三六一一一八七〇五
旧古河氏庭園	一一四〇〇二四	東京都	北区西ヶ原一二七一一三九	東京都建設局	〇三一三九一〇〇三九九四
殿ヶ谷戸庭園	一八五〇〇二一	東京都	国分寺市南町二一一六	東京都建設局	〇四二一三三四一七九九一
旧朝倉文夫氏庭園	一一〇〇〇〇一	東京都	台東区谷中七一八一〇	台東区文化産業観光部文化振興課	〇三一三八二一一四五四九
瑞泉寺庭園	二四八〇〇〇二	神奈川県	鎌倉市二階堂七一〇	(宗)瑞泉寺	〇四六七一一二一一一九一
建長寺庭園	二四七一一八五二五	神奈川県	鎌倉市山ノ内八	(宗)建長寺	〇四六七一一二一一〇九八一
円覚寺庭園	二四七一一八五〇三	神奈川県	鎌倉市山ノ内四〇九	(宗)円覚寺	〇四六七一一二一一〇四七八
三溪園	二三一〇八二四	神奈川県	横浜市中区本牧三之谷五八一	(公財)三溪園保勝会	〇四五一一六一一〇六三五
神仙郷	二五〇〇四〇八	神奈川県	足柄下郡箱根町強羅一三〇〇	(宗)世界救世教	〇五五七一一八四一一一六一





庭園名	〒(庭園)	県名	庭園所在地	管理者名	管理者TEL
平等院庭園	六一一〇〇二一	京都府	宇治市宇治蓮華一一六	(宗)平等院	〇七七四二一一二八六一
大沢池(附)名古曾滝跡	六一六八四一一	京都府	京都市右京区嵯峨大沢町四	(宗)大覚寺財務部管財課	〇七五八七一〇〇七一
醍醐寺三宝院庭園	六〇一一三二五	京都府	京都市伏見区醍醐東大路町二二	総本山醍醐寺	〇七五五七一〇〇〇二
慈照寺(銀閣寺)庭園	六〇六一八四〇二	京都府	京都市左京区銀閣寺町二	(宗)慈照寺	〇七五七七七一五七二五
妙心寺庭園	六一六一八〇三五	京都府	京都市右京区花園妙心寺町一	(宗)妙心寺	〇七五四六一一五二二六
玉鳳院庭園	六一六一八〇三五	京都府	京都市右京区花園妙心寺町六〇	(宗)妙心寺	〇七五四六一一五二二六
不審菴(表千家)庭園	六〇二一〇〇六一	京都府	京都市上京区小川通寺之内上る本法寺前町五九七	(一財)不審菴 総務担当	〇七五四三二二一九五
今日庵(裏千家)庭園	六〇二一〇〇六一	京都府	京都市上京区小川通寺之内上る本法寺前町六二三	(一財)今日庵	〇七五四三二二一九五
二条城二の丸庭園	六〇四一八三〇一	京都府	京都市中京区二条通堀川西入二条城町五四一	京都市元離宮一条城事務所	〇七五八四一〇〇九六
本願寺大書院庭園	六〇〇一八五〇一	京都府	京都市下京区堀川通花屋町下る	本願寺 内務室(財産管理担当)	〇七五三七一五一一
本願寺滴翠園	六〇〇一八五〇一	京都府	京都市下京区堀川通花屋町下る	本願寺 内務室(財産管理担当)	〇七五三七一五一一
涉成園(東本願寺)	六〇〇一八一九〇	京都府	京都市下京区下珠数屋町通間之町東入東玉水町	真宗大谷派(東本願寺)財務部	〇七五三七一五一一
鹿苑寺(金閣寺)庭園	六〇三三八三六一	京都府	京都市北区金閣寺町一番地	(宗)鹿苑寺	〇七五四六一〇〇一三
大仙院書院庭園	六〇三三八三六一	京都府	京都市北区紫野大徳寺町五四一一	(宗)大仙院	〇七五四九一八三四六
聚光院庭園	六〇三三八三六一	京都府	京都市北区紫野大徳寺町五八	聚光院	〇七五四九二一六八八〇
南禅寺方丈庭園	六〇六一八四三五	京都府	京都市左京区南禅寺福地町八六	(宗)南禅寺	〇七五七七七一〇三六五
照福寺庭園	六二九一一二六三	京都府	綾部市鷹栖町小丸山三三	照福寺	〇七七三二四六一八五
旧大乘院庭園	六三〇一八三〇一	奈良県	奈良市高畑町一〇八三一	(公財)日本ナショナルトラスト	〇三一六三八〇一八五一
依水園	六三〇一八二〇八	奈良県	奈良市水門町七四	(公財)名勝依水園・寧楽美術館	〇七四二二二五〇七八一
奈良公園	六三〇一八一四	奈良県	奈良市芝辻町五四三	奈良公園事務所	〇七四二二二二〇三七五
天徳院庭園	六四八一〇二二一	和歌山県	伊都郡高野町高野山三七〇	(宗)天徳院	〇七三六一五六二七一四
粉河寺庭園	六四九一六五三一	和歌山県	紀の川市粉河二七八七	(宗)粉河寺	〇七三六一七三三二五五
根来寺庭園	六四九一六二〇二	和歌山県	岩出市根来二二八六	新義真言宗総本山根来寺	〇七三六一六二一一四四
養翠園	六四一一〇〇三六	和歌山県	和歌山市西浜一一六四	株式会社 養翠園	〇七三一一四四一四三〇
和歌山城西之丸庭園	六四〇一八一四六	和歌山県	和歌山市一番丁三	和歌山市和歌山城整備企画課	〇七三一一四三五一〇四四
琴ノ浦温山荘園	六四二一〇〇〇一	和歌山県	和歌山県海南市船尾三七〇	ニッタアソシオ株式会社	〇七四三一一五六一一八二〇
旧赤穂城庭園	六七八一一〇三三五	兵庫県	赤穂市上飯屋一外	赤穂市教育委員会	〇七九一一四三二六九六二
田淵氏庭園	六七八一一〇二二五	兵庫県	赤穂市御崎三二九番地の一	田淵新太良	〇七九一一四二二二二二五
安養院庭園	六五一一一二一〇八	兵庫県	神戸市西区伊川谷町前開二五八	(宗)安養院	〇七八一九七四〇四〇八
尾崎氏庭園	六八二一〇七〇一	鳥取県	東伯郡湯梨浜町宇野一五一八	尾崎氏庭園	〇八五八一三五二二〇〇三
観音院庭園	六八〇一〇〇一五	鳥取県	鳥取市上町一六二	観音院	〇八五七二二四一五六四一

庭園名	〒(庭園)	県名	庭園所在地	管理者名	管理者TEL
萬福寺庭園	六九八—〇〇〇四	島根県	益田市東町二五—三三	萬福寺	〇八五六—二二—〇三〇二
医光寺庭園	六九八—〇〇〇一	島根県	益田市染羽町四—二九	医光寺	〇八五六—二二—一六六八
旧堀氏庭園	六九九—五六二二	島根県	鹿足郡津和野町邑輝七九五	津和野町教育委員会	〇八五六—七二—一八五四
岡崎氏庭園	六九九—五六〇五	島根県	鹿足郡津和野町後田口二一三	岡崎 陽一	〇八五六—七二—〇〇〇五
財間氏庭園	六九九—五六〇五	島根県	鹿足郡津和野町後田口二一三	財間至宏	〇八五六—七二—二八六七
田中氏庭園	六九九—五六〇五	島根県	鹿足郡津和野町後田口七〇	(株)沙羅の木	〇八五六—七二—一六六一
椿氏庭園	六九九—五六〇五	島根県	鹿足郡津和野町後田口一九〇	椿康隆	〇八五六—七二—〇〇二一
岡山後楽園	七〇三—八二五七	岡山県	岡山市北区後楽園一—五	岡山県後楽園事務所	〇八六—二七—二一—一六六
頼久寺庭園	七一六—〇〇一六	岡山県	高梁市頼久寺町一八	頼久寺	〇八六—二二—三五一六
縮景園	七三〇—〇〇一四	広島県	広島市中区上職町二—一一	広島県立美術館・縮景園	〇八二—二二—一六二四六
浄土寺庭園	七二二—〇〇四三	広島県	尾道市東久保町二〇—二八	(宗)浄土寺	〇八四八—三七—二二—三六一
常栄寺庭園	七五三—〇〇一一	山口県	山口市宮野下二〇〇—一一	(宗)常栄寺	〇八三—九二—二二—二七二
毛利氏庭園	七四七—〇〇二三	山口県	防府市多々良一—一五一	(公団)毛利報公会	〇八三—五二—二二—〇〇〇一
宗隣寺庭園	七五五—〇〇六七	山口県	宇部市小串二—一〇	宗隣寺	〇八三—六二—二二—一〇八七
栗林公園	七六〇—〇〇七三	香川県	高松市栗林町一—二〇—一六	香川県栗林公園観光事務所	〇八七—八三—三七—四一—一
天赦園	七九八—〇〇六五	愛媛県	宇和島市天赦公園	(公財)宇和島伊達文化保存会	〇八九—五二—二五—二七〇九
竹林寺庭園	七八一—八一二五	高知県	高知市五台山三五七七	(宗)竹林寺	〇八八—八八—二二—三〇八五
【九州地方】					
旧伊藤傳右エ門氏庭園	八二〇—〇〇六六	福岡県	飯塚市幸袋三〇〇番地	飯塚市教育委員会教育部文化課	〇九四—八二—二五—二九三〇
藤江氏魚楽園	八二七—〇〇〇一	福岡県	田川郡川崎町大字安真木六三八八	藤江氏魚楽園	〇九四—七二—七七—七七七
水前寺成趣園	八六二—〇九五六	熊本県	熊本市中央区水前寺公園八一—一	(宗)出水神社	〇九六—一三—八三—〇〇七四
妙国寺庭園	八八三—〇〇〇一	宮崎県	日向市細島三七三	妙国寺	〇九八—二二—五二—二四八六
仙巖園(附)花倉御飯屋庭園	八九二—〇八七一	鹿児島県	鹿児島市吉野町九七〇〇—一	(株)島津興業	〇九九—二二—四七—一五五一
旧島津氏玉里邸庭園	八九〇—〇〇一一	鹿児島県	鹿児島市玉里町二七—二〇	鹿児島市教育委員会管理部文化財課	〇九九—二二—二七—一九六二
【沖縄地方】					
識名園	九〇二—〇〇七二	沖縄県	那覇市字真地四二—一七	那覇市市民文化財課	〇九八—九一—七二—三五〇一
石垣氏庭園	九〇七—〇〇二四	沖縄県	石垣市新川二八七	石垣長敏	〇四二—五九—二二—二三〇六
【賛助会員】					
太田家住宅「太幸邸」庭園	〇二九—四二〇八	岩手県	奥州市前沢区字七日町五八	太幸邸「白鳥梅の会」	〇一九—七二—五六—六三三〇
高橋裕一	三四九—〇二二七	埼玉県	白岡市小久喜二二六—一八	高橋裕一	〇四八—〇一—九二—九一〇五
公益財団法人東京都公園協会	一六〇—〇〇〇二一	東京都	新宿区歌舞伎町二四四—東京都健康プラザヘイジア二〇F	(公財)東京都公園協会 公園事業部文化財庭園課	〇三—三二—三二—三〇—一八

庭園名	〒(庭園)	県名	庭園所在地	管理者名	管理者TEL
上野観光連盟	一一〇〇〇〇五	東京都	台東区上野二―一―三 88ビル 九階	上野観光連盟	〇三―三八三二―〇〇三〇
龍居庭園研究所	一六五―〇〇三二	東京都	中野区鷺宮五―二―九	龍居庭園研究所	〇三―三九九九―四七九六
(一社)日本庭園協会	一六九―〇〇五一	東京都	新宿区西早稲田一―六―三フエリオ西早稲田三〇二	(一社)日本庭園協会	〇三―三二〇四―〇五九五
(株)富士見園	一六八―〇〇七一	東京都	杉並区高井戸西二―一―二五	(株)富士見園	〇三―三三三二―七七四九
中田広和	一八四―〇〇一四	東京都	小金井市貫井南町三―三―二二	中田広和	〇四―二一三八―一八一四三
高橋康夫	一八四―〇〇一一	東京都	小金井市東町二―二八―一一	高橋康夫	〇九〇―四〇五四―五七九四
(株)石長	二四八―〇〇〇六	神奈川県	鎌倉市小町二―一四―八	(株)石長	〇四六七―二五―一四八二
浄智寺	二四七―〇〇六二	神奈川県	鎌倉市山ノ内一四〇二	浄智寺	〇四六七―二二―三九四三
庭屋一如研究会	九五―一八一―一三	新潟県	新潟市中央区寄居町七〇―一―六〇一	庭屋一如研究会 主宰 藤井哲郎	〇八〇―七一―一五―二六四四
兼六園観光協会	九二〇―〇九三六	石川県	金沢市兼六町一番二五号	兼六園観光協会	〇七六―二二―一六四五三
(株)庭勇	五〇七―〇〇五五	岐阜県	多治見市喜多町一―六九	(株)庭勇	〇五七―二二―一七四六三
(株)エム・オー・エーグリーンサービス	四一三―〇〇一一	静岡県	熱海市田原本町九番一号熱海第一ビル九階	(株)エム・オー・エーグリーンサービス	〇五五七―八四―二〇五五
白鳥庭園	四五六―〇〇三六	愛知県	名古屋市中熱田区熱田西町二―五	しろとりの杜グループ	〇五二―六八―一八九二八
中村石材工業(株)	五五二―〇〇一二	大阪府	大阪市港区市岡三―一六―三	中村石材工業(株)	〇六―六五七―一―二〇六
花豊造園(株)	六〇〇―八三六一	京都府	京都市下京区大宮通五条下る堀之上町五二八	花豊造園(株)	〇七五―三四―一―二二四六
文化財庭園保存技術者協議会	六〇〇―八三六一	京都府	京都市下京区大宮通花屋町上ル	NPOみどりのまちづくり研究所内	〇七五―三四―一―二六〇〇
(株)中根庭園研究所	六一六―八〇一三	京都府	京都市右京区谷口唐田ノ内町一―六	(株)中根庭園研究所	〇七五―四六五―一―二七三三
(株)曾根造園	六〇三―八四八七	京都府	京都市北区大北山原谷乾町二五五―六	(株)曾根造園	〇七五―四六二―一―六〇五八
(有)パーク総合デザイン	六〇〇―八三五七	京都府	京都市下京区猪熊通五条下る柿本町五九五―二八	(有)パーク総合デザイン	〇七五―三四三―四四三六
植彌加藤造園(株)	六〇六―八四二五	京都府	京都市左京区鹿ヶ谷西寺ノ前町四五	植彌加藤造園(株)	〇七五―七七―一―三〇五二
(株)安井奎工務店	六一七―〇〇〇六	京都府	向日市上植野町馬立二―四	(株)安井奎工務店	〇七五―九三三―〇〇一一
(株)環境事業計画研究所	六〇二―八二六一	京都府	京都市上京区多門町四四〇―六	(株)環境事業計画研究所	〇七五―四三一―〇〇五五
(有)重森庭園設計研究室	六〇三―八一七四	京都府	京都市北区紫野下柳町一五―三	(有)重森庭園設計研究室	〇七五―四九二―一―一三六
正善院庭園	六八二―〇一三二	鳥取県	東伯郡三朝町三徳一〇一三	正善院	〇八五八―四三―二二六六八

令和四年八月五日入会  
臥龍山荘庭園

七九五―〇〇一二

愛媛県

大洲市大洲四一―一二

大洲市教育委員会文化スポーツ課

〇八九三―五七―九九九三



国登録記念物 揚亀園

文化財指定庭園保護協議会会報第58号

---

発行日	令和5年 6月22日
編集・発行	文化財指定庭園保護協議会(事務局) 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2の8の1 東京都建設局公園緑地部内 電話 03(5320)5365 FAX 03(5388)1532

---